

ケ可申事。

以上。

享保七年寅十二月

中山出雲守

大岡越前守

〔参考〕 東陽實記ニハ、

年月日

小石川養生所一件之事

養生所の義享保七寅年正月麴町十二丁目三郎兵衛店町醫師小川笙船と申者、施藥院被仰付度もくろみ申上候に付、同二月廿日有馬兵庫頭殿被仰聞候ハ、笙船存意之通も難相成可有之候間、篤と致相談仕形共追而可申上候。與力を掛候るも、勤方諸事書付差上候様との御事之付、同廿一日兩組與力に申渡、委細吟味の上相極候事。

小川笙船書上之寫

施藥院被仰付候ハ、雖有仕合も奉存候、町々極貧之病家を奉調候に、不便千萬之仕合共御座候。武家方よりも奉公人大病に付、請人方に返し候處も、請人も親類も、無御座候者ハ、散々も看病仕候不道人も多く御座候。其外無縁の者或ハ妻子等無御座候貧窮人の煩候ハ、見殺し仕候事共おほく御座候。院料之儀ハ、御當地町々の名主御停止も被仰付候ハ、名主料金を以て町々を被召上、院料も被仰付候ハ、御足金少々の儀に而相濟可申哉と奉存察候。左候ハ、施藥院御普請料計之儀に而可相濟と奉存候。此儀も少々御物入之足金

愚意に存當り御座候。名主跡役之儀ハ、町々家持共に廻り名主と申事、被仰付候ハ、御公用辨申儀、只今迄之通相替儀御座ある間敷と奉存候。町人共ハ名主料を御公儀様に差上候而も、其外之名主へ壹ヶ年中遣し申金子多御座候を、申り徳分を而御座候間、悅可申と奉存候。名主共の儀ハ、御政道をたまけ候を、當時の名主共ハ欲心おこりのみよて、却而御政道の妨に相成候事共も仕出し申候。此義御尋は御座候ハ、町御奉行所へ口上を而可申上候。

此ヶ條之儀ハ、江戸中之施藥院壹ヶ所御建、便なき病人入置、御扶持人醫者衆之内、代々療治致し、看病人の老衰致し、便なき男女可有之候間、其者共を施藥院に入置申候ハ、可然旨申開候。名主共の儀相尋候處、外は變り候儀も無御座候。支配之者に名主料之外入目を掛候に付、町々の物入多候由笙船申候。然共只今急は名主を相止候事も、難仕可有御座哉。家持共へ廻り名主可申付儀も如何可有之哉に奉存候。笙船兎角名主相止可然旨申開候。

寅正月廿一日

右ハ小川笙船書上之内を書抜出せり。

施藥院出來之上へ、参り候病人町々も罷在候極貧にて薬も給兼候者、或ハ獨身にて相煩看病人も無之者計療治被仰付候。且又病人は夏ハ帷子壹ツ冬ハ布子壹ツ御仕着并鼻紙被下、夜着蒲團蚊屋も相渡候。

此小川笙船養生所發端願出たる御賞恩として、赤坂一木町に而貳百九十七坪の屋敷被下置候處、住居かり兼候故ありて、ひたすら願上、下谷長者町にて演立院上り屋敷被下置、勤仕するとあり。まこと御代御仁恩の廣大無極、鯨寡孤獨の窮民まで御恩露を浴せさる事あり、泰平萬々世とるゆへんかり。

此外左ノ諸書亦傳フル所有リ。

有德院様御代

小川笙船〇廣

享保六丑年御政務之儀ニ付存仕候十九ヶ條書付を以言上仕候處達上聞御機嫌ニ相叶大岡越前守御役宅ニ在中山出雲守立合從御前御下ヶ札被爲附候條々御尋之上其内施藥院之儀者兼御上ニ被爲思召候所由申上候間仕形繪圖等目論見差上候様大岡越前守御役宅ニ在被申渡委細奉書上候依之同七寅年大岡越前守内寄合之節中山出雲守立合ニ在施藥院之儀御建被遊候名目之儀者追御改可被仰付候得共思召有之候間當分養生所与御附被遊候御普請中度々見廻リ向後諸事肝煎候様被仰付候同年十一月十八日大岡越前守於内寄合中山出雲守立合向後父子一同養生所諸事肝煎候様被仰付候同年十二月十三日月初病入御呼入被遊候同月越前守於御役宅爲御褒美銀貳拾枚被下置候其節病人四拾人詰ニ御普請被仰付候處同八卯年六月町々病人多相見候處願出候者少ニ付風聞承候得者願出候儀大造ニ存願出候者少候由依之町奉行御役宅に訴出候儀相止メ直ニ養生所に願出候様仕次ニ御支配違之名主共不殘養生所に參病人長屋等御恩澤拜見仕候

様ニ被仰付候ハ、病人も多願出可申旨申上候通ニ被仰付段々人數も多願出候間増御普請奉願候處同年九月増御普請被仰付百人詰被仰付同年十二月廿八日大岡越前守於御役宅下谷長者町ニ在町屋敷拜領被仰付候

由緒書〇安永撰要類集

當七日頃ヨリ施藥院ト申事起リ申候小石川御殿地之跡ニ御小屋カ、リ其中へ江戸中町人以下病者願次第右御小屋之内ニテ療養爲仕本復仕候迄ハ御扶持被下筈看病人之有無ニハ不依候看病仕候テハ今日難續候ハ、看病人共罷越御扶持モ被下筈ニ候哉但病人迄ニ候哉左様之儀ハ未々慥ニ無御座候御醫師之内林良適是ハ良喜子紀州出岡丈庵是ハ近年迄御守殿附丈菴子兩人被付申候御小屋へ附申役人多出來仕候由未々廻狀ニハ不申來候是モ永來新左衛門咄申候先生へモ橘隆庵へモ承合候へハ施藥院ト唱申候由專不吉之者御救之趣ニ御座候旨承知仕候十二月十二日〇享保七年禮幹書

兼山麗澤秘策

評定所の匭函に投したる封事とも御覽せられし中には盛慮にかあひ御用ひありしことも少からず〇中小石川に養生所施藥院といふ設けられしは市井の醫小川笙船といへるか聞え上しより起り〇下有德院殿御實紀附録

養生所門前の坂を皆人病人坂といふ。本名は鍋わり坂○府内備考、鍋割坂ハ猫ま
た橋より上る坂あり。いつ
れの頃にや、此處にて鍋を落して置きたると云あり。養生所御建立は、享保七寅年にし
もの有りしあり、かゝる名のおこれり」と。て、十二月より病人御呼入あり。然るに我等八九歳のころには、もはや鍋わり
坂といふもの一人もあし、皆人病人坂と號す。御建立より僅廿年ばかりの中
に、本名を知れる人は無之様にあり、本名亡失せしあり。

塵塚談

病人坂

病人坂ハ氷川の方より施薬所へ登る坂あり。初ハ名無坂ありしが、享保年中
養生所出來しよ、病をうけしともから、或は駕籠に此、又ハ杖を引て、この
坂を往來しけれハ、世の人のいとあか、る名をおいせけりと。

府内備考

〔参考〕小川笙船及其兒孫

由緒書

高貳拾人扶持

本國近江、
生國武藏。

養生所肝煎小川謙次郎養子

小川良意

拜領町屋鋪下谷長者町

私養父謙次郎儀、男子無御座候ニ付、天保十一子年十月十一日同人妹養女

ニ致度旨、本多豊後守殿に奉願候處、可爲願之通旨被仰渡、私儀續者無御座
候得共、右養女ニ年齢宜鋪候ニ付、養置申度旨、天保十一子年十二月謙次郎
町奉行筒井紀伊守に願書差出候處、同十二年正月願之通承置候旨、同人
申渡、同六月謙次郎病氣ニ付、養生所肝煎御免、私に跡役被仰付、被下置候様、
願書堀田攝津守殿に差出候處、同年六月廿五日謙次郎願之通肝煎役御免
被仰付、私に養生所肝煎謙次郎時之通被仰付候旨、於躑躅之間、御老中土井
大炊頭殿御出座、若年寄衆御侍座、大炊頭殿被仰渡、同年七月先格之通御目
見之儀奉願度、本多豊後守殿に奉願候處、同月廿三日可爲願之通旨御同人
御附札ヲ以被仰渡、同月廿八日於御納戸構、初而御目見被仰付、同八月先格
之通年始五節旬月次御禮奉申上度、大岡主膳正殿に奉願候處、同十二月可
爲願之通旨御同人御附札ヲ以被仰渡候、先例之通藥種料金五拾兩年々頂
戴仕候。同十三寅年三月七日養生所近火之節、病人手當向等行届候ニ付、爲
御褒美、白銀三枚被下置候旨、水野越前守殿被仰渡候段、同五月廿四日町奉
行遠山左衛門尉於御役宅、同人申渡頂戴仕候。天保十四卯年三月七日養生
所出役御醫師不殘御免被仰付、新規出役被仰出候迄、養生所逗留病人療治

等之儀ハ惣私引請差支無之様可仕旨水野越前守殿御書付ヲ以被仰渡候段町奉行鳥居甲斐守申渡翌八日廿一日迄養生所逗留病人本道外科眼科共不殘引請療治手當仕候安政四巳年三月吉辰八月廿五日夜大風雨之節速ニ養生所ニ出勤仕候處病人部屋危ク既吹潰候部屋も有之候ニ付病人共救ひ出氣付煎湯等相用悉手當向行届候故怪我ハ勿論急變も無之全骨折候故之儀ニ付爲御褒美白銀貳枚被下置候旨堀田備中守殿被仰渡候旨町奉行跡部甲斐守申渡候當未年迄十九ヶ年相勤罷在候

一、初代

小川笙松

有徳院様御代享保六丑年御政務之儀ニ付存付候十九ヶ條書附ヲ以奉申上候處天明四年小川丹次書上ニハ此大岡越前守於御役宅中山出雲守立合從御前御下ケ札被爲附候條被御尋之上施藥院之儀ハ兼而御上ニ被爲附思召候處ハ申上候間仕形繪圖等目論見可奉差上之旨越前守申渡候依之施藥院仕形繪圖并御入用役人等之儀委細奉書上候同七寅年五月廿八日大岡越前守中山出雲守立合施藥院彌御建被遊候院之名ハ思召有之當分養生所ハ御附被遊候發起之儀ハ其方ニ候間天明四年書上御普請向後諸事

肝煎候様被仰付

○天明四年書上此間ニ同年十一月十八日大岡越前守於内寄食同

十二月

○天明四年書上此間ニ十三日夕初而病人爲御褒美銀貳拾枚被下置候其

節○天明四年書上其節病人四拾人詰ニ御普請被仰付候處同八卯年六月町々病人多相見候處願出候者少ク候由依之町奉行御役宅ニ訴出候儀相止メ直ニ養生所ニ願出候様仕次ニ御支配違之名主共不殘養生所ニ參病人長屋等御恩澤拜見仕候様被仰付候ハ病人も多願出可申旨申上候通之被仰付段々人數も多願出候處同年九月增御普請被仰付百人詰被仰付同年十二月廿八日大岡越前守於御役宅下谷長者町ニ町屋敷拜領被仰付候其節大岡越前守を以御奉公可相勤哉隱者之旨達上聞候間一應相尋候様被仰付候旨被申渡候處病身ニ多難相勤御座候旨申上養生所御用向計相勤罷在同十巳年其節相詰候小普請出役之者人數之儀ニ付存寄申上候通是又被仰付其以後歎病氣隱居奉願候處同十一年九月十八日願之通退役被仰付隱居仕候右拜領屋敷者引纏隆好被下置候ニ作ル

得共隱者之旨被爲聞召候間御奉公可相勤哉相尋候様上意之旨越前守申渡候然ル處病身ニ多難相勤御座候ニ付御斷奉申上養生所御用向計相勤申候同八卯年十二月廿八日不存寄町屋鋪拜領被仰付候其後病氣ニ付御用御免之儀奉願候處同十一年九月十八日願之通退役被仰付寶曆十辰年六月十四日病死仕候

一、二代

笙船惣領

小川隆好

有徳院様御代享保七寅年十一月十八日笙船奉願候通養生所諸事肝煎被仰付養生所之内に住居御建被下常詰相勤申候同八卯年十二月爲御褒美

銀貳拾枚拜領仕候。夫ふ年々拜領仕、同十一年九月養生所住居手狹二付、外宅奉願候處、同十月六日願之通被仰付候旨、松平左近將監殿被仰渡候段、大岡越前守申渡、同十三申年日光御社參之節、御留守中詰切泊番仕○天明四年書上此間二養生所之儀、病人百人詰被仰付候得共、願人多有之候間、又同十五戌年八月寂初者候奉願同十四四年百五十人詰之増御善請被仰付候下有り、養生所肝煎設計相勸療治ハ不仕候得共、病人取扱候儀故療治之儀奉願候處、同年十月六日大岡越前守於御役宅諏訪美濃守立會、願之通病人療治可仕旨被仰付、同年十二月○天明四年書上同十二月御藥種料拜領仕候、右御藥種料之儀者最初寄合小普請醫師一統之藥一貼ニ銀二分宛之積を以被下置候處、御役料ニ相直リ、本道金五拾兩外料二拾兩ニ相極リ候處、享保十八丑年養生所病人百五拾人詰之處、減少被仰付候由ニ多、百二拾人詰ニ罷成、夫々當時百拾七人詰ニ罷成候、其節本道百俵外料六拾俵ニ罷成候處、父隆好者やえリ其節之儘金五拾兩拜領仕來候、俗躰ニ多療治も仕候得共、勝手ニ付奉願、隆好ト改名仕候。元文元辰年十二月初而臨時爲御褒美、本道一統ニ銀拾枚拜領仕、其後度々一統拜領仕、夫々一統ニ隔年拜領罷成候、同四年十月初而御目見被仰付、年始五節旬月次御禮被仰付、若年寄衆御支配罷成候、四年十二月寄合醫師一統之御藥種も拜領仕、御褒美銀貳拾枚、外藥種料金六拾四兩被下置候。同十七子年十二月御褒美銀貳拾枚、外藥種料金七拾五兩被下置、同十八丑年向後無増減之年々藥種料金五拾兩宛被下置候旨、町奉行大岡越前守、稻生下野守申渡、年々藥種料金五拾兩、外御褒美銀貳拾枚拜領仕候。元文元辰年十二月爲御褒美銀拾枚、養生所勸番御醫師一統ニ拜領仕、夫々一統隔年或ハ毎年拜領仕、

同四未年十月朔日初多御目見被仰付、年始五節旬月次御禮罷出候。同年十二月初多御藥種拜領仕、其後度々御藥種拜領仕候。享保七寅年爲寶曆二申年迄ハ、養生所病人夜中急病之節ハ、木下道圓兩人ニ多相勸候處、道圓儀御番醫師被仰付、其後ハ隆好壹人ニ多相勸、都合日勤御奉公四拾貳ヶ年相勸。寶曆十三未年四月十五日病死仕候。

一、三代

隆好死惣領

小川丹治

惇信院様御代、寶曆五亥年二月六日養生所見習被仰付、同八寅年十二月廿九日肝煎見習御手當藥種料金七兩宛被下置候旨、町奉行土屋越前守於御役宅越前守申渡、年々七兩ツ、頂戴仕候。同十二年十二月廿五日養生所附御醫師一統御褒美之節、初多爲御褒美銀三枚被下置候旨、町奉行土屋越前守於御役宅越前守申渡拜領仕候。其後隔年養生所一統御褒美之節、各銀三枚宛頂戴仕候。

浚明院様御代、寶曆十三未年六月十八日父時之通、養生所諸事肝煎被仰付、且町屋鋪其儘被下置、藥種料并御褒美之儀、是又隆好通被下置候旨、酒井左衛門尉被仰渡候段、町奉行土屋越前守申渡候。明和元申年七月廿八日初多御

目見被仰付、年始五節旬月次御禮罷出候。明和二酉年十二月十四日於躑躅之間、多年骨折相勤候ニ付、定式藥種料之外別段爲御褒美銀五枚被下置候旨、松平攝津守殿被仰渡、夫引續年々拜領仕、同五子年八月廿日於御右筆部屋御縁頼御扶持方貳拾人扶持被下置候旨、御老中御列座、若年寄衆御侍座、松平周防守殿被仰渡、都合日勤御奉公三拾壹ヶ年相勤、天明五巳年三月六日病死仕候。

一、四代

丹次死惣領

小川左仲

浚明院様御代、天明四辰年九月十二日養生所見習被仰付候旨、酒井飛騨守殿御附札を以被仰渡、同五巳年五月六日於躑躅之間、父時之通養生所肝煎被仰付候旨、御老中松平周防守殿御出座、若年寄衆御侍座、周防守殿被仰渡候。同六午年十二月養生所附御醫師山本宗供退役ニ付、別段病人高多引請相勤候ニ付、定例之通臨時爲御褒美銀五枚被下置候旨、町奉行山村信濃守於御役宅信濃守申渡、拜領仕候段見習日勤御奉公四ヶ年相勤、同七未年七月廿二日病死仕候。

一、五代

左仲死惣領

小川又右衛門

文恭院様御代、天明七未年七月廿七日又右衛門義、榮次郎幼年ニ付、湏立候迄、小石川養生所肝煎看抱被仰付、相勤候内、町奉行支配ニ罷成、御扶持方貳拾人扶持町屋鋪共、左仲時之通被下置候旨、御老中牧野備後守殿被仰渡候段、町奉行山村信濃守於御役宅、石河土佐守立合、信濃守申渡候。寛政二戌年正月十二日榮次郎病死仕、同月十四日榮次郎弟其節時平二十歳ニ罷成候迄、是迄之通養生所肝煎看抱相勤候様、松平和泉守殿被仰渡候段、町奉行初鹿野河内守於御役宅、河内守申渡候。勤候内御褒美等度々頂戴仕候。日勤御奉公都合貳拾四ヶ年相勤罷在候處、老衰仕候ニ付、文化七午年五月十日願之通肝煎看抱御免被成下、且是迄出精相勤候ニ付、爲御褒美銀貳拾枚被下置候旨、青山下野守殿被仰渡候段、町奉行根岸肥前守於御役宅同人申渡、拜領仕候。同十三子年七月十七日病死仕候。

一、六代

左仲死惣領

小川太左衛門

文恭院様御代、文化三寅年十一月十八日養生所肝煎見習願之通被仰付候旨、土井大炊頭殿被仰渡候段、町奉行小田切土佐守立合、根岸肥前守申渡、相勤罷在候處、養生所一統定式御褒美之節、文化五辰年十二月廿一日町奉行

小田切土佐守於御役宅爲御褒美銀三枚被下置候旨土佐守申渡拜領仕候。同六巳年八月先格之通肝煎見習御手當之儀町奉行衆に奉願候處、牧野備前守殿御伺濟之上、同十二月廿六日町奉行小田切土佐守於御役宅藥種料金七兩ッ、被下置候旨土佐守申渡頂戴仕、其後肝煎役看抱相勤罷在候小川又右衛門義老衰仕候ニ付、肝煎看抱御免奉願候處、同七年五月十日又右衛門願之通肝煎御免被下、養生所肝煎被仰付候旨、於躑躅之間土井大炊頭殿御出座若年寄衆御侍座、大炊頭殿被仰渡、同年十二月先例藥種料金五拾兩被下置候旨、町奉行根岸肥前守申渡、每暮頂戴仕來候。同八未年十月先格之通御目見之義奉願候處、同年十一月朔日於御納戸構初る御目見被仰付、年始五節旬月次御禮罷出、同年十一月廿日若年寄衆御支配罷成候。其後定例養生所附御醫師引込等有之、病人多引請療治仕候節ハ、町奉行衆に御伺濟之上、臨時御褒美銀度々頂戴仕候。文政四巳年二月十五日米直段下直之上、藥種高直之處、病人多引請出精相勤候ニ付、銀七枚被下置候段、水野出羽守殿御差圖之上、町奉行榊原主計頭御役宅ニ而同人申渡、拜領仕、都合日勤御奉公三拾貳ヶ年相勤病氣ニ付、天保八酉年五月退役奉願候處、同年六

月十一日願之通退役被仰付、同十月廿三日病死仕候。
一七代 太左衛門死惣領

小川謙次郎

文恭院様御代、文政九戌年養生所肝煎見習願之通被仰付候旨、同年三月十日京極周防守殿御附札ヲ以被仰渡、相勤罷在候處、同年十二月養生所御醫師定式一統御褒美之節、銀三枚被下置候旨、水野出羽守殿被仰渡候段、町奉行柳原主計頭御役宅ニ而同人申渡、拜領仕候。其後翌亥年十二月十二日先例之通見習藥種料金七兩年々被下置候旨、水野出羽守殿に伺之上、町奉行柳原主計頭申渡、年々頂戴仕候。天保八酉年六月十二日於躑躅之間、父時之通養生所肝煎被仰付候旨、御老中水野越前守殿御出座、若年寄衆御侍座、越前守殿被仰渡、同年七月先格之通御目見奉願候處、同年八月廿九日可爲願之通旨、小笠原相模守殿御附札ヲ以被仰渡候。其後引續病氣ニ付、退役奉願候處、同十二年六月十三日病死仕候。

右之通御座候以上。

安政六未年八月

奉願候覺

小石川養生所肝煎

小川良意花押

右私實子惣領鑛之助儀年頃ニも罷成候間先格之通養生所肝煎見習爲相
勤度奉存候。尤藥用之儀ハ、自力を以爲相勤可申候。依之例書相添此段奉願
上候。以上。

未○安政 八月

小石川養生所肝煎

小川良意印

奉願候覺

小石川養生所肝煎

小川鑛之助

高貳拾人扶持

拜領町屋敷下谷長者町

私儀萬延元申年四月十一日良意時之通養生所肝煎被仰付、難有仕合奉存

候。依之爲冥加御目見被仰付被下置候様奉願候。以上。

申○萬延 四月

小川鑛之助

申四月十四日向方々差紙

對馬守殿御渡御書付寫

町奉行

小石川養生所肝煎

見習 小川鑛之助

右鑛之助儀被召出、一生之内貳拾人扶持被下之、小石川養生所肝煎父時之

通被仰付候間、可被得其意候。

四月十一日

七十册物類集

按スルニ、小石川志料收ムル所ノ小川氏家系ニハ、

小川三休—清左衛門—笙船略○下

ト有リ。小石川久堅町光岳寺位牌ハ、

表面

月清院心譽三休居士 寛文十三癸丑年二月廿三日

相樹院轉譽清休大姉 貞享二乙丑年十一月廿九日

養心院稱譽三清居士 延寶七己未年五月五日

清光院三譽壽貞禪定尼 元祿十丁丑年八月廿三日

長夢院曉譽笙船居士 寶曆十庚辰年六月十四日

奇雲院祥譽感瑞居士 寶曆十三癸未年四月十三日

好船院妙譽麗心大姉 天明三癸卯年十月七日

乘運院殿載譽大心居士 天明四甲辰年九月十日

松壽院殿貞譽實操大姉 文政七甲申年八月六日

深照院殿幽譽玄心居士 天明七丁未年三月廿五日

功照院德譽儀學居士 文化十三丙子年七月十七日

涼生院離垢本妙大姉 天明三癸卯年六月廿八日

幕府時代ノ救濟

(小川甚藏妻相州ニテ死、後當寺ニ改葬)

(小川左仲事)

(小川又右衛門事)

(小川丹治母)

(小川丹治事)

過去帳 (小川隆好老實父)

(小川隆好事)

(小川丹治母)

(小川丹治事)

顯光院殿德譽明照居士 天保七丙申年十月廿三日 (小川太左衛門事)
 心光院常譽是照大姉 文化七庚戌年三月八日 (小川又右衛門娘)
 正眞院殿安譽立道居士 弘化四丁未年六月十三日 (小川良意養父)
 德仁院殿積譽良意居士 安政六己未年七月廿五日 (小川良意事)

裏面

大職冠鎌足後胤藤太秀郷五男千常末孫近江國小川城主小川土佐守祐忠嫡孫左馬之助祐
 滋子太左衛門俊廣法號月清院

ト記シ、過去帳又春岳曉夢童子天明八年三月十五日小川佐仲悴眞境院覺道
 嘉運居士寛政元年九月廿六日小川丹治悴榮太郎事等見ユ墓所ニハ正眞院
 殿安譽立道居士弘化四年丁未六月十三日俗名小川謙次郎藤原唯道ト刻ス
 ル墓石、德仁院殿積譽良意居士積良院殿稱譽長操大姉八世小川良意希道室
 小川美家ト刻スル墓石及表面家族之墓享保十九甲寅十一月二十五日改葬
 小川笙船藤廣正ト刻スル墓石ノ地ニ倒レタル者有リ右側面玄祖父月清院
 心譽三休居士寛文十三癸丑二月廿日玄祖母相樹院轉譽清休大姉貞享二乙
 丑年十一月廿九日高祖父養心院稱譽三清居士延寶七己未五月五日高祖母
 清光院三譽壽貞禪定尼元祿十丁丑八月廿三日大伯母清心院養譽稱妙大姉
 貞享五戊辰八月廿五日左側面祖父長夢院曉譽笙船居士寶曆十庚辰六月十

四日祖母柔輦院歡譽專光大姉正德五乙未十月廿六日父寄雲院祥譽感瑞居
 士寶曆十三癸未四月十三日母好船院妙譽麗心大姉蒙光院觸譽心月大姉
 寶曆七丁丑九月十四日末孫小川□□更建ト刻ス背面亦誌シテ多數子女ノ
 法號ヲ見ル墓地轉移ノ時ノ送帳ニハ外ニ施藥院判官小川丹次郎祐之之墓ト
 ト記ス者有リ金峩先生文集其他ニハ

雲語處士小川君頌德碑

小川君諱廣正初名弘治其先淡海人高祖土佐守祐忠仕今川氏後仕豐臣氏
 曾祖左典廐祐滋從父避地三河祖俊廣仕于駿爲飼鷹師之長俊廣生利重利
 重生君君八歲喪父獨與母偕居以至孝稱爲人清廉方直謙讓自將善與人交
 常惡衣薄食而至義當爲則慷慨激烈輕財振窮無有德色享保辛丑因左右侍
 臣上封事言事務凡十有九條其一謂凡窮民有疾不能致醫施治者雖孝子慈
 父亦無如之何徒束手視其就死地豈不亦哀哉若擇閑曠之地植藥艸引窮民
 使之就治亦不復聖明奉天之意乎明年壬寅命營白山以置施藥局旣成賞賜
 君居第及銀若干其名隆隆乎起又命都尹大岡忠相微察君有仕意君辭以老
 疾因以處士督白山之政前後四年丙午九月又致其事遂與同志之士欣然相

得、口不言世務。君讀書愛客、每遇名山水、吟詠忘歸。東奧西肥、無所不至。喜爲諧語、家藏其集云。晚游于金澤、嘆曰、山水秀麗、此可以辟喧耳。因構隱居于瀨崎邑海藏山後、居三年、疾歸于東都。寶曆十年庚辰六月十四日、終于家。年八十有九。葬于礪川光岳寺先塋之側。禮也。又遺命瘞落齒于海藏大寧寺。蓋棲隱之地也。君嘗語人曰、吾在山則言海、在海則語雲。言其數往來乎金澤也。大寧僧徒奉香火稱雲、語子者亦因此言也。配佐久間氏、生六男三女。其次子時勝、字隆好嗣、亦督白山之事。享保庚子、請以醫爲業、卽治窮民之疾者。元文丁巳、召見、賜金銀及藥物數種、每年爲例。寶曆十三年癸未四月十三日、疾卒。年六十有六。在事四十年、事詳墓誌。長子祐之嗣、明和五年戊子、初賜月俸、比諸醫員。祐之念其祖德、建碑于墓道、因繫以銘。其辭曰、

起死肉骨、求仁得仁、功顯身隱、維君子人、積善餘慶、子孫振振。

小川笙船略傳

笙船名廣正、號を雲語といふ。其先祖は近江の人あり。祖父俊廣といふもの、駿河大納言忠長卿に仕へて、其鷹匠頭を勤む。俊廣の子を利重といふ。利重

の子は乃ち笙船あり。江戸小石川に在て醫を業とす。享保六年に封事を幕府に奉りて、時政十九條を陳疏す。就中施藥局を設くるの議は、其採用する所とあり。明年局を白山に開かる。これを養生所と稱す。因て父子共にその肝煎を命せられ、且其功を賞して、銀二十枚并に宅地一區を賜ふ。猶出仕の志あふは、醫員にも列せらるへいとて、町奉行大岡忠相を以て其意を問はれしに、老病と稱してこれを辭せしかば、乃ち處士を以て肝煎を勤むること凡四年、享保十一年に至て罷む。笙船書を讀み客を愛し、旁々俳諧を讀みて、芭蕉素堂等とも交り、其號を鶴里といふ。或は出遊して名山水の處に至れば、吟詠して歸るを忘る。曾て金澤に遊て嘆して云く、山水秀麗此の如くは、以て世塵を避くへいと。遂に居を瀨崎村に卜してこれに移る。居ること三年、疾を得て江戸に還り、尋て没す。年八十九。實に寶曆十年六月十四日あり。其子丹治、後に隆好と更む。名は時勝、亦處士を以て養生所の肝煎を勤む。其子丹治祐之といふ。初て二十人扶持を賜ふ。是より世襲し、笙船八世の孫鑛之助に至るまで、世々肝煎を勤め、以て養生所の廢するに至りしといふ。

笙船墓碑祐之由緒書、小石川志料町奉行舊記。

江戸會誌

是ニ由リテ之ヲ觀レバ、小川氏其先ハ藤氏秀郷ノ子千常ノ後ナル如シ。近江ノ人小川土佐守祐忠有リ、其孫左馬助祐滋、其子太左衛門俊廣、法號月清院三休、即チ笙船ノ祖父ニシテ、徳川忠長ノ鷹匠頭タリシ者トス。相樹院清休ハ其妻也。子養心院三清、小石川志料、清左衛門ト記シ、墓碑利重ト記ス。妻ヲ清光院壽貞ト云フ。實ニ笙船ノ父母也。笙船名ハ廣正、初名ハ弘治、雲語ト號ス。江戸志ニハ、此老人○小川ハ、一名鶴里とて常々俳諧を好む。九十餘歳にして死す。若き時は、○松尾素堂山口あど友とせしよし、直に物語りあり。ト有リ。寛文十二年ヲ以テ生レ、小石川ニ在リテ醫ヲ業トシ、享保六年年五十二ニシテ、目安函ニ投書シ、時事十九箇條ヲ上陳ス。中施藥院設立ノ議幕府ノ容ル、所ト爲リ、七年遂ニ養生所ノ設立ヲ見、之カ肝煎ヲ命セラル。其町屋敷ヲ拜領シタルハ享保九年年五十三ノ日也

覺

辰○享保二月七日御下知濟御附札

伺之通可被申付候。

一、貳百九拾七坪餘

小川笙船
赤坂一木町新肴場拜借
上ケ屋敷

表京間拾五間四尺、裏行同拾九間餘。此代金百兩

右之町屋敷舊冬笙船に被下置候處、右屋敷ハ伊賀之者知行所ニ有、笙船致拜領候得也。地主兩人ニ相成、其上屋敷之内寺も有之、墓所ニも地面引ケ有之、住居難仕旨笙船申聞候。此も被下置候儀ニ御座候間、左之屋敷与御引替被下置候様ニ仕度奉存候。

下ケ札此屋敷明キ地御座候ニ付、當分ハ壹ケ年、所務高金五兩貳分程。

地面不殘貸詰候得也壹ケ年ニ、地代所務高金拾兩壹分餘。

地面不殘建詰候而貸候得也壹ケ年ニ店賃、所務高金貳拾九兩餘。

下谷長者町
演立院

一、百貳拾四坪八合餘 上ケ屋敷之内

表田舎間七間

北拾七間四尺

裏行同

南拾八間五分

△○此所は下ケ札

此金百拾九兩程

右ニ此度赤坂一木町屋敷と御引替被下置候積り。

右之通奉伺候以上。

享保九年辰正月

大岡越前守 諏訪美濃守

△○下ケ札 此屋敷明キ地御座候ニ付當分一ケ年 所務高金六兩貳分程

地面不殘貸詰候得テ壹ケ年ニ、 地代所務高金拾五兩程。

地面不殘建詰候而貸候得テ一ケ年ニ、 店賃所務高金貳拾五兩程。

右書付辰正月晦日戸田山城守殿に上ル。

右伺之通相濟候ニ付同十一日屋敷笹船に相渡候事。

享保撰要類集

肝煎辭免ハ、由緒書ニ享保十一年九月十八日ト見ユルコト、上記ノ如シ。享保撰要類集、

巳^{○享保}十年七月十二日

一、小川笹船儀此間被仰渡候通申渡候ニ付養生所に罷出候儀差扣可申哉
ト奉伺候旨御列座に越前守自分罷出伺候處、差扣候様ニ可申付旨、和泉守殿被仰聞候。

右之趣書付高橋吉太夫安藤源助呼書付ニ申渡候。今晚兩人方より笹船に申越候様ニと申渡ス。

小川笹船見廻り役之儀御免申上候書付

覺

小川笹船

右之もの去ル寅年養生所初り候節より此砌迄見廻り肝煎等相勤申候。先達見廻被仰付候節、病身ニ御座候間一貳年之間を可相勤旨申上候。最早養生所格式も相極り申候。當年迄を相勤候得共、常々病身ニ御座候間見廻り役之儀御免被成被下候様ニ相願申候。
右悴丹治相勤申儀ニ御座候間、笹船儀を願之通可被仰付候哉奉伺候。尤御免以後も折節を養生所見廻り候様ニ申聞可然奉存候。以上。

十一月

大岡越前守 諏訪美濃守

右書付巳^{○享保}十年十一月廿六日松平左近將監殿に差上候處、笹船願之通可申付旨被仰渡致承知、差上候翌廿七日於内寄合、笹船に申渡候。

ト有り。所謂享保十一年九月十八日ハ、折節ノ見廻ヲモ辭免シタル日歟。非歟。其後ハ徜徉自適以テ晩年ヲ送り、遂ニ相ノ金澤瀨崎村ニト居シ、居ル三年、病テ江戸ニ歸リテ歿シタル者ノ如シ。小石川光岳寺ニ葬ル。墓碑柔輦院歡譽專光太姉正徳五年十月廿六日ト刻スル者其妻也。子時勝、初字ハ丹治、後隆好ト

霸都時代ノ救濟

稱ス。父ト共ニ養生所ノ肝煎ヲ命セラレ、享保十五年ヨリハ治療ヲ兼ネ、任ニ在ル。四十二年、寶曆十三年四月十三日ヲ以テ歿ス。亦光岳寺ニ葬ル。法號奇雲院感瑞是也。妻好船院妙譽麗心大姉。天明三年十月七日ヲ以テ歿ス。子丹治祐之。寶曆五年養生所肝煎見習ト爲リ、十三年肝煎ニ任シ、天明四年ヲ以テ歿ス。由緒書五年ニ作ルハ、幕府へ届出ノ年月ナル可シ。光岳寺位牌ニ乘運院殿載譽大心居士ト記ス者是也。享保十九年笙船建ツル所ノ家族之墓ヲ再建シタルハ此人ナル可シ。位牌ニ松壽院貞譽實操大姉ト記ス者、或ハ其妻女歟。寛政長谷川藤右衛門呈譜ニハ、長谷川庄次郎長郷ノ女、養生所肝煎小川丹治祐之妻、母管沼氏ト有リ。子左仲ハ、天明四年養生所肝煎見習、五年肝煎ト爲リ、七年ニ至リテ歿ス。法號深照院殿幽譽玄心居士是也。亦歿月日由緒書ニ合ハズ。天明撰要集、

小石川養生所肝煎左仲死伯父
小川又右衛門

其方儀左仲悴○光岳寺過帳丹治悴。榮次郎須立候迄、養生所肝煎可相勤候。勤候内御扶持方廿八扶持被下、自分共支配ニ候間、其旨可存、且榮次郎儀廿歳以上ニ後相成候ハ、申開候様可致候。

右者牧野備後守殿被仰渡候間、難有可奉存。

未○天明七年七月廿七日

ト有リ。左仲ノ嗣榮次郎幼年ノ故ヲ以テ、又右衛門命セラレテ養生所肝煎ト爲リタル者ナル可シ。又右衛門ハ温知叢書ニ、顯道○小は又右衛門と稱し、世々小石川養生所の肝煎にて、二十口俸を給ふ。ト有リ。追記シテ「小川笙船由緒書には、笙船の子は隆好時勝といひ、時勝の子は丹治祐之といふとありて、顯道の名なし、或は顯道は庶子にて別家ありしもの歟。然らば前に又右衛門とて肝煎なるよし云るは謬なり。」ト見ユ。今其是非ヲ知ラズト雖、撰要集、左仲死伯父小川又右衛門ト有リ、下記小川信成○顯道子、碑、叔父左仲ト記セバ、又右衛門即チ顯道其人ナル歟ト思ハル。顯道元文二年丁巳閏十一月朔日巳の上刻、小石川白山御殿迹邊中屋敷にて生れ、今茲文化十一年甲戌七十八歳に至れり。其間の世の風俗を思ひ出すにまかせて書きつらねし。ト自記セル顯道ノ塵塚談ニモ、祖父笙船君ト有リ。果シテ然ラハ又右衛門顯道ハ、隆好時勝ノ子、丹治祐之ノ兄弟ニシテ、左仲ノ早世ニ依リ、養生所肝煎ニ任シ、寛政二年榮次郎歿シ、其弟時平亦幼ナルヲ以テ、更ニ在職ヲ繼續シテ文化七年ニ至リ之ヲ太

左衛門ニ讓リタル者ニ似タリ。太左衛門ハ即チ時平ナル可シ。是ヨリ先顯道ハ安永五年ヲ以テ移テ相州金澤ニ居ル。或ハ笹船ノ故棲瀬崎ノ家ナルヤモ知ル可カラズ。塵塚談、

我等武州金澤にゑばらく住居せし事あり。其節荆妻妊娠にて、惡阻強く、食も給かね、嘔吐もあり、平素すける多葉粉も手にとらずあやみけり。然る所にて、父榊原理榮○温知叢書監註、小川笹船ハ、老後金澤ニ隱居シテアリシナリ。榊原ハ顯道カ妻ノ父ナリ。垂死のよし、安永七年戊戌四月二日江戸出の状七日に到來す。不得止事、急に支度し、九日朝、室の木村船場へ行の處、五大力船出揃ひ、小船一艘四時過にも出船のよしに付、ゑばらく待居其船に乗る處、折よく風もなく少しの風にて、四時半比に乗舟しけるに、十三里程の海路を八時前に、品川驛八ツ山下へ着船す。上陸せしに氣分よろしく、食も能給べ、きらひける多葉粉を吸、誠に常躰に快復しけり。それより暮時頃に湯島へ到着、惡阻の氣更になく、平素のことし、船中食事も給はず、小便もせず、女の事なれば、恐怖の心はありつらん、一二月惱みける病ひ、一時に愈へたり。西洋の療治に、氣をかゆるといふ、此事なるべし。十二月二日辰中刻男子出生、即松野嘉兵衛是なり。

ト傳へ、小川信成碑、丙申○安永五年之春、甫八歳、從父○小川顯道移居金澤。ト稱スル者以テ証スルニ足ル。信成碑又後復移相之藤澤。○中癸卯三年之秋、榊原氏罹病卒。藤吉○信成自撰墓碑文、建藤澤感應院後山。ト見ユレバ、天明三年ニハ、已ニ移居シテ藤澤ニ在リタルヲ推ス可シ。願フニ金澤藤澤ニ在リテ醫ヲ業トシ、天明七年左仲歿シテ嗣子幼ナルヨリ、江戸ニ歸リテ養生所肝煎ヲ命セラレタル者ナラム歟。塵塚談ノ外養生囊二卷○安永二年十月ノ著有リ。文化十三年ヲ以テ歿ス。法名功照院德譽儀學居士、亦光岳寺ニ葬ル。同寺位牌ニ、涼生院離垢本妙大姉天明三癸卯年六月廿八日。ト記シ、過去帳、小川甚藏妻、相州ニテ死、後當寺ニ改葬。ト記スハ、其妻榊原氏理榮ノ女ナルニ似タリ。甚藏或ハ顯道ノ前名ニシテ、養生所肝煎看抱タルニ及ヒ、又右衛門ト改稱シ、同時ニ榊原氏ヲモ、江戸ニ改葬シタル者ニ非サル歟。唯小川信成碑ニ、榊原氏ノ歿ヲ秋トスルノ同シカラサルヲ見ルノミ。其子信成ハ、即チ高名ナル泰山其人也。光岳寺過去帳、皓月院赫山然照居士、天明五年五月廿二日、小川甚藏、悴藤吉十七歳。ト記シ、墓石表面「小川藤吉郎信成之墓」ト刻ス。側背又鐫シテ左ノ如ク有リ。

泰山小川藤吉郎傳

小川藤吉諱信成，一字誠甫，江戶人。父顯道，母榊原氏。明和己丑五月二日生。藤吉於外祖父豐種之家，而生神悟。兒戲常愛筆研，苟遇寸帛尺紙，輒隨意作科斗、蚯蚓似字，似畫之狀，一縱一橫，自有筆力。至五六歲時，頗辨字體，不特上大人。人或試甲申戊戌虛虎焉，馬凡易謬之字，併寫錯列，詰之勾畫撇捺，未曾差應。以故鄉里間，藉々以神童稱。他亦自快之，尋常竹馬土城諸戲，以彼易此，一乃弗顧。邑有天姥老人，○松山以善書聞都下，見而嘆曰：「此兒非常，有書才矣，可教。」迺爲書勸學文數篇與之。藤吉臨摸不怠，遂漸解文意。迺覺讀書益於人，有如此者，就明師學焉。顯道可之，使受業其所親善山本先生。○信先生授以太史公之史，藤吉受而讀之，讀至于項羽紀，書足以記名姓而已。如有所感，自是不復事臨池，決意一途勤讀書。雖烈風大雨，未嘗不踏山本氏之闕。曾大雪，天未明，藤吉戴一巨笠，赴山本氏之所，猶未半途，雪積笠重力不能爲之勝，顛蹶大傷，殆將絕。途人憐而扶之，勸令返家，百方不肯，且泣且匍匐，遂至師所，忍痛受業。近里傳爲美談。丙申之春，甫八歲，從父移居金澤，後復移相之藤澤。而二澤兒輩，就受句讀者數人，日夕相更于前，未嘗倦厭。勵短引長，誨誘一如成人之爲。其間名山勝水、芳草奇樹，自所睹，身所歷，有一事亘于典雅，取爲詩文料，設課述作，日日以爲常，更殆

無虛咎。居焉數年，辭父還江戶，再依歸山本氏之門。門之先輩皆服其學造，與不敢名，稱以泰山奇童。泰山即大山，蓋相之名山也。癸卯之秋，榊原氏罹病卒。藤吉自撰墓碑文，建藤澤感應院後山。時年十有五。藤吉最好讀古書，常言讀書當擇之難，讀者而讀之，我之不難，讀人亦得讀，然則讀之無益乎？往古不讀，無損乎來者？唯夫擇人未嘗能讀書而讀之，發伏闕幽，讀明古賢之道，以裨後學者，始可謂善讀書。於是老莊韓非國策之類，多衍欠錯簡諸書，日夜巡覽之，每遇信屈艱澁難讀所，弗之校究，弗措。一日，聞坊間所行子墨子、肥後文學秋子羽所校訂而至，經說數篇不能下之句讀，至于今闕焉，發憤讀之，索隱攻微，竟令子墨全篇展卷瞭然。後頗多病，養病于藤澤，及叔父左仲白山鄉之家，任其數月，以天明乙巳五月廿二日終于叔父氏。時年十有七。至易簣之日，未釋卷，筆研書帙，狼藉乎枕邊。葬小石川溪照山先塋之側。平生發明諸說及墨子解一二友人爲校訂之抄錄在于家。近體詩若干首，多是幼時之作，就中拔萃四十首，鏤櫻以行于世，名曰四十首遺藻，蓋亦出于友人之志也。

天明七歲次丁未春二月庚子朔癸丑十四日

牛南雨森宗真撰 牛山箕騰書并篆額

弟小川直好建

先哲叢談ニハ泰山寓于北山^{○山}奚疑熟與山中天水太田錦城情交尤密天水長于泰山十歲錦城長于泰山五歲晝則駢几案共講經藝夜則圍一燈各自讀書二子各言其所志天水乃謂今也天下之詩文徒事浮偽剽竊陳腐摸擬予欲修正之業一洗其弊矣錦城乃謂今也海內之學者徒拘泥漢魏訓詁與宋元性理莫知其弊予欲折衷群言選擇衆說務破門戶之見著述經解矣泰山乃謂我邦學者常苦諸子難讀故讀書當擇人之難讀者而讀之我之不難讀人亦得讀然則讀之無益於往古不讀無損於來者擇人未能讀書而讀之發伏闡幽讀明古賢之道以裨後世始可謂善讀書故予欲作其解說推開微旨以通串之於天下矣其後天水病疫而歿泰山病瘵而天皆不能儻其所自期万分之一矣錦城獨存於世殆五十年以經義著聞於世皆不負所言矣又所著有墨子考六卷其他又有泰山經子遺說一卷四十首遺藻一卷蓋皆友人之所輯錄也太田錦城序經子遺說云古人夙慧以神童稱者若王勃李賀輩不過詩賦之才耳話經解子考証精博豈有如誠甫其人乎彼土既希況於我土乎是亦古今之畸才也若使此人存在於今日一代儒宗當推此子斯言實非虛稱也下有信成ノ兄弟ニ小川直好有ルコト墓碑

ニ見エ松野嘉兵衛有ルコト塵塚談ニ見ユ光岳寺位牌ニハ心光院常譽是照大姉有リ過去帳小川又右衛門娘ト記ス左仲ノ子太左衛門ハ文化三年養生所肝煎見習ト爲リ七年肝煎ニ任シ在職卅二年ニシテ天保八年病免シ尋テ歿ス位牌歿年ヲ天保七年トス後胤淺草小島町小川種四郎ノ家傳ヘテ太左衛門ノ兄弟ニ僧直本ナル者有リト云フ太左衛門ノ子謙次郎光岳寺墓ニ正眞院殿安譽立道居士弘化四年丁未六月十三日俗名小川謙次郎藤原唯道ト刻スル者是也過去帳亦同シ由緒書ニハ天保十二年六月十三日歿ト有リ天保十二年ハ養生所肝煎辭免ノ年也嘉永撰要類集左ノ如ク見ユ末年ニ至リ悲惨ノ生ヲ爲シタル者歟

弘化四年六月五日大岡主膳正殿ニ志賀金八郎を以上ル。

ヒレ付末ニ記

主膳正殿

小石川養生所肝煎小川良意養父小川謙次郎儀出奔仕候處立歸候儀申上候書付

遠山左衛門尉 鍋島内匠頭

小石川養生所肝煎小川良意養父
小川謙次郎

右之もの儀、去ル丑年^{○天保十二年}六月、病氣ニ付肝煎御免相願、兼多身持不行狀之趣相聞候ニ付、矢部駿河町奉行勤役中同人ノ申上候所、病氣ニ付願之通肝煎御免申渡向後、嚴敷爲相慎、不行狀之儀無之様可心付旨、堀田攝津守殿御書取を以御沙汰ニ付、禁足仕、相慎可罷在旨、矢部駿河守申渡候、以後近邊遊歩不行狀、不相止候趣相聞候ニ付、補理差置候様可申渡旨、去ル寅年八月入御聽置、其節右ノリに差置候處、同辰年四月小石川下富坂町ノ出火ニ由小川良意居宅類焼仕候ニ付、良意儀右謙次郎召連立退、同年八月宅普請出來仕候ニ付、最前之通、補理同所ニ差置候處、去年正月朔日夜同人出奔仕候旨、良意相居候間、行衛穿鑿之儀、良意并養生所見廻申付置候組之もの申付置、其段同二月廿六日越中守殿ニ御届申上候、然ル處右謙次郎儀、先月廿七日暮六時頃、病氣之躰ニ立歸り、始末相分不申候得とも、是迄之通、リに入差置候段、良意ノ相居候間、養生所見廻申付置候組之もの差遣相糺候處、謙次郎儀、是迄近在知人之方立廻罷在候趣ニ相聞候得とも、言舌相分不申、委細を聞取兼、尤勞瘵之症ニ由、寒熱往來いふし、重病ニ

相見候旨申聞候間、療養之儀申渡置申候。此段御届申上候。以上。

未六月

遠山左衛門尉

鍋島内匠頭

拙者儀、何之存寄無之候。

未六月三日

遠山左衛門尉

弘化四年六月

ヒレ付末ニ記

主膳正殿

小石川養生所肝煎小川良意養父小川謙次郎病死仕候趣申上候書付

遠山左衛門尉 鍋島内匠頭

小川良意養父
小川謙次郎

右之もの儀、不行狀之趣相聞候ニ付、補理差置候處、去午正月出奔仕候旨、良意ノ相居候ニ付、行衛穿鑿之儀申渡置、同二月廿六日越中守殿ニ御届申上置候處、先月廿七日暮六時頃、謙次郎儀病氣之躰ニ立歸候段、良意ノ相居候ニ付、養生所見廻申付置候組之者差遣相糺候處、是迄近在知人之方

立廻罷在候趣ニ相聞候得とも言舌相分り不申、尤勞瘵之症より寒熱往來
いとし、重病之段申聞候ニ付、療養之儀申渡置當月五日委細御届申上候。然
ル處謙次郎儀養生不相叶、昨十三日曉七時病死仕候段、良意ハ届出申候。此
段御届申上候。以上。

六月十四日

遠山左衛門尉 鍋島内匠頭

小川種四郎家傳ニハ、謙次郎子無ク、弟恭次郎素行修ラズシテ家出シ、妹みや
謙次郎養女トシテ良意ヲ俾養子トシ、以テ其家ヲ繼カシムト云フ。良意名ハ
希道、亦養生所肝煎タリ。安政六年七月廿五日歿シタルコト、光岳寺過去帳及
墓碑ニ見ユ。其子齊耀、幼名鑛之助、萬延元年養生所肝煎ヲ命セラレタルコト、
七十冊物類集記ス所ノ如シ、實ニ最後ノ養生所肝煎也。大正七年ニ至リテ歿
ス。子雅太郎種四郎現存ス。

小石川養生所ハ、享保七年十二月ヲ以テ成ルト雖、其後モ役員醫員ノ増減、施療
者規定ノ改正、附屬町屋敷設定等有リ、便宜ノ爲メ左ニ其一班ヲ併記ス。

一、役員醫員ノ増減 享保撰要類集ニ據レバ、

役員

折上
町奉行

松前伊豆守組

青木彌次右衛門 高橋五右衛門 田村武左衛門

大島肥前守組

別所儀太夫 野嶋太兵衛 櫻井新八郎 町田三大夫

大久保淡路守組

篠原小八郎 松村理右衛門

右九人、小石川御藥菌病氣養生所ニ、町奉行同心ニ相交り、諸事町奉行得差圖
可相勤旨申渡候間、被得其意、御留守居可被談候。

右御書付、享保八年卯三月廿八日水野和泉守殿御渡被成候。

小石川養生所下役之儀ニ付申上候書付

覺

小石川養生所下役

酒井隱岐守組

内海甚五右衛門

同

川崎又兵衛

大久保下野守組

町田三太夫

右養生所下役都合拾二人、先達而小普請より被仰付候。右内海甚五右衛門
儀、當六月西丸御臺所陸尺被仰付、川崎又兵衛町田三太夫儀ハ、永々相煩

幕府時代ノ救濟

三九九

引込罷在候。依之三人之もの代り之儀、相殘九人之者相願申候。就夫右三人は被下置候勤金都合九兩を、只今相勤候殘ル九人は被下置候ハ、自今九人ニ多可相勤哉之段相尋申候處、いつきも小給之ものニ候得を、勝手ニも罷成候、三人分之勤金被下置候ハ、九人ニ多可相勤旨申之候。只今迄一ヶ年一人ニ付勤金三兩宛も被下候右三人之勤金九兩を九人に相渡候得を、自今壹人四兩ニ罷成候。右之通彌九人ニ多相勤候様ニ可仕候。依之三人之者代り之儀を不申上候以上。

巳九月

大岡越前守 諏訪美濃守

右書付巳九月十四日水野和泉守殿に上ル。

伺之通可仕旨被仰渡、奉畏候。以上。

巳九月十四日 大岡越前守 諏訪美濃守

卯十一月七日有馬兵庫頭殿に上ケ候所、御前に被差上候ニ不及、書面之通中間可召抱旨、兵庫頭殿御申聞候事。

同九日朝滿田作左衛門大岡越前守に呼寄、中間二人召抱候様ニ申渡ス。

覺

養生所中間

拾貳人

外看病女

貳人

合拾四人

内

貳ヶ所

藥煎所

五人

食 焚

壹人

門 番

壹人

買物買

壹人

藥 取

三人

働

壹人

看病女

貳人

右之通ニ多中間不足ニ御座候間、此上貳人召抱都合男女拾六人ニ仕度候。依之申上候以上。

十一月

大岡越前守

諏訪美濃守

右書付卯十一月九日大岡越前守より寫來ル。

醫員

町奉行

醫師

曾谷長順

同

熊谷玄與

右馬内膳支配

大膳亮好庵

右小石川御藥蘭養生所病人之儀願之通可致療治候。岡丈庵林良適承合可相勤候。

但丈庵良適申談一日一人宛相詰候様ニ可致候。尤病人之様子次第繁々ニも相越ニも可有之候。

右之通申渡候間可被得其意候。

右御書付享保八年卯十月十日石川近江守殿御渡被成候。

覺

養生所醫者衆之儀去卯夏中ニ病人數多く林良適岡丈庵計ニも手廻し成兼候ニ付申上本道増人被仰付五人ニ罷成候。唯今逗留病人百人ニ限候

得之、本道兩人ニも相濟申醫者衆大勢ニも却る病人之不宜儀も御座候間、最前之通良適丈庵計ニ被仰付曾谷長順熊谷玄與大膳亮好庵ニ當秋切ニも被差止可然哉之旨、笙船申開候。

一、外科村山自伯儀此度甲州ニ被遣當分村上元格壹人ニも御座候。元格未若年ニ御座候間、壹人ニ功者成外科御差加ニ被成候様ニ仕度候。且又病人百人之内外療入候ハ、三四十人計之儀ニ御座候間、功者成外科壹人ニも可然旨笙船申開候。

右笙船申候通、只今病人百人ニ限リ候得之、良適丈庵計ニも相濟可申候。外三人ニも被遊御免候哉、并外科之儀ハ、元格若年ニも在之、壹人ニも勤申間敷候間、功者成外科壹人御差加ニ被成可然奉存候。依之奉伺候。以上。

八月

大岡越前守 諏訪美濃守

右書上扣辰○享保九年八月廿七日越前守持參。

伺之通良適丈庵兩人ニも相勤、三人之醫師御止被成由、外科之儀ハ、御吟味之上壹人御差加ニ被成旨被仰渡奉畏候。以上。

辰九月朔日

大岡越前守 諏訪美濃守

九月十日村山自伯跡役關元伯元被仰付候。同日曾谷長順大膳亮好庵熊谷
玄與三人養生所御用御免十一日病人引渡濟。

二、施療者規定増補 左ノ如シ。

享保八年二月

一、小石川養生所に可遣病人之儀先達而者看病人無之者計可差越旨相觸候
得共、自今ハ看病人有之候とも又ハ寄子之類たりとも極貧にて薬も給兼候
躰之者ハ可訴出候。吟味之上、養生所に可遣候間其旨相心得可申候。二月
享保八年七月

一、先達ヨ相觸候小石川於養生所ニ極貧之病人御扶持等被下、并通ひ病人共
養生被仰付候ニ付、逗留之病人者支配所に訴候上、名主方ニ多致吟味病人差
遣候處心得違之儀も有之哉、又者支配所に訴候事を大切に存候歟、彼是世話
致し候儀を六ヶ敷存、願人有之候も、家主名主等迄、其分ニ打捨置候様に風
聞有之候。依之向後支配所に相願候儀無用可致候。家主よても相店之者、店受
人成共、一人病人ヨ相添、名主又者名主無之町者月行事判鑑を養生所に直に
持參可致候。役人吟味之上、長屋ハ入置養生可申付候間、壹町切ニ名主家主致

吟味病人共養生所に可差遣候。本道外科眼病之御醫者衆迄被仰付、毎日相詰
候、療治有之間、地借店借之者迄も、念を入可申聞候以上。七月、

享保集成

養生所に通ひ病人之事

一、相煩候得共、極貧ニ薬給兼候者之類。

一、子共大勢有之、相煩候得共、薬爲給候儀成兼候者之類。

一、癩病之外、難病ニ年久敷相煩候もの之類。

右之分養生所に通ひ療治請度旨願出候ハ、薬遣し候様ニ可仕候。然共人
數之御定無御座候、是も夥敷可有御座候間、三百人ヲ限薬遣し候様ニ相
究可然奉存候。

一、右之通通ひ病人之所相極置、上下共奉公人ニ勿論、身を持候躰之者養生所
に來候者も吟味仕、向後薬遣し不申候様ニ可仕候。
右之通奉伺候以上。

享保八年卯八月

大岡越前守 諏訪美濃守

右ニ卯八月十六日有馬兵庫頭殿に上ル。

覺

八月十八日養生所

一、逗留病人 五拾七人 一、通ひ病人 三百拾四人

右之通病人數大勢ニ罷成、醫者衆手廻シ成兼申候間、今日より通ひ病人參候共、藥不差遣候様ニ申付候。

一、通ひ病人之内、養生所長屋出來候ハ、逗留いたし、療治請申度旨相願候者、九十八人御座候。以上。

享保八年卯八月十九日 大岡越前守 諏訪美濃守

右ノ卯八月十九日有馬兵庫頭殿に上ル。

無宿非人之外養生所に遣候もの之儀ニ付申上候書付

覺

今度御目付方掛リ無宿非人之外、病人向後養生所に差遣、療治申付候様ニ被仰出候。三奉行懸ニも此類御座候、是又向後無宿非人之外之病人を養生所に差遣、療治いたし候様ニ可仕候哉。奉伺候。以上。

十月

大岡越前守 諏訪美濃守

三奉行掛リ之病人も、伺之通可仕旨ニ被仰渡奉畏候。以上。

巳十月廿三日

大岡越前守 諏訪美濃守

右伺書已十月廿三日水野和泉守殿に上ル、即日御下知濟。

右書付寫大岡越前守より來ル。

窺

一、三奉行所ハ行倒病人養生所に被差遣候儀、寺社方御勘定方ハ、役人之判鑑先達を養生所に取置、行倒者參候節、右判鑑相添、其所之町人百姓召連罷越次第、判鑑引合、請取之長屋に入候様ニ可仕候哉。

附ケ札

伺之通ニ可致候。寺社奉行衆御勘定奉行衆に後可相達候。

一、兩御番所ハ被差遣候儀も、御番所ニ有之候押切判之判鑑、養生所に扣置、町人召連參候節、右判鑑差添、參次第引合、長屋に入候様可仕候哉。

附ケ札

伺之通押切判を遣、引合差置可申候。

一、右病人養生不叶病死仕候節、回向院に差遣候様ニ可仕候哉。

附ケ札

引取人有之者、宿に相渡可申候。引取人無之者ハ、伺之通回向院に可差遣

彌都時代ノ救濟

候。

一行倒病人參候ハ、只今迄之通翌朝差上候書上ニ書加、御月番ニ計御届可

申上候哉。

附ケ札

伺之通可致候。

一行倒病人御賄一式逗留病人も分ケ候御勘定仕上可申候哉。

附ケ札
伺之通可致候。

右之通奉伺候。

十一月

高橋吉太夫 安藤源助

右書付を以兩人伺ニ付、巳十一月十八日大岡越前守内寄合之節、附紙之通下
知書いとし渡ス。

覺

無宿非人之外、行倒病人之儀、自今小石川養生所に被差遣候ニ付、各様御判
鑑を以引合、病人爲請取可申候間、先達御判鑑壹枚可被差遣候。以上。

十一月

右書付巳十一月十九日寺社奉行衆御勘定奉行衆に壹枚宛於御城遣之候。

大岡越前守番所判鑑略。

向後無宿非人之外、行倒病人可遣候。右判鑑引合相改、可請取をの也。

享保十乙巳年十一月

稻生下野守番所判鑑略。

向後無宿非人之外、行倒病人可遣候。右判鑑引合相改、可請取をの也。

享保十乙巳年十一月

唯今迄小石川養生所病人療治之上、難治之ものを宿に差返し、左も無之もの
も全快迄養生所に差置療治爲致、全快仕候上宿に差返し申候處、右之通ニ
え、年久敷病人多く養生所に罷在候、際限無御座候間、自今左之通相極申度
候。

一、難治之病人貳拾ヶ月を限、病躰同篇ニ候ハ、宿に差返し可申候。

一、貳拾ヶ月之内段々快方ニ罷成候者、貳拾ヶ月過候共、養生所に差置爲致
療治、得を全快之上差返し可申候。

一、右貳拾ヶ月過候返し候病人、又、追同病ニ願來候共、難治之段申聞
療治爲致申間敷候。

幕府時代ノ救濟

右之通醫師衆申談、向後書面之通可仕候哉、奉伺候。以上。

二月

大岡越前守 諏訪美濃守

右書付午二月廿八日松平左近將監殿に上ル。

書面之通相極可申旨

被仰渡、奉畏候。

午三月五日

大岡越前守

諏訪美濃守

養生所病人之儀申上候書付

覺

小石川養生所病人、只今迄百人宛之御定ニ入置申候。其内ニ段々町々より、病人之儀養生所に願來、帳面ニ附置申候。右百人之内、快氣次第宿に歸レ候得、其跡に願込候病人、帳面名之順ニ多段々呼寄、爲致療治候。夫ニ付申込置候病人、不絶五十人内外も御座候。右願來候日、六七十日目ニ多、漸養生所に入申候間、重キ病人等々、其内相果候者も御座候。依之逆も之儀ニ此上病人四十人相増、平生百四十人宛療治被仰付候得、常々申込候病人、向後拾人計宛ニ相成夫を順々入替申候故、此以後ニ相待候も、五七日之内ニハ養生所に呼

入候様ニ罷成、下々病人重ニ御救ニ可罷成候。小川丹治儀も右之通被仰付候様ニ仕度旨申之候。則諸御入用吟味仕候所、大概左之通ニ御座候。

病人四十人看病之中間三人

壹ヶ年分諸色御入用 ○下ケ札

金貳百拾五兩貳分銀五匁四分餘

賄所并藥煎所道具

新規ニ相調候小買物

金六兩下錢七百四拾六文

病人長屋建足シ并賄所

勝手住居引直シ候御入用入札落直段

金五拾七兩三分

三口合金貳百七拾九兩貳分餘

△下ケ札

右之通ニ御座候。則四十人分御入用積帳面貳冊、并長屋建足し仕様帳一冊、繪圖一枚差上申候。増病人之儀、何卒被仰付候様ニ仕度奉存候。依之奉伺候。以上。

大岡越前守 諏訪美濃守

○下ケ札 只今迄病人百人宛ニ而壹ケ年諸色御入用

金五百七拾四兩餘

此度四拾八分書面之御入用差加壹ケ年分

△下ケ札 都合金七百九拾兩程

△下ケ札 伺之通被仰付候ハ、養生所附御金を以可申付候

病人之儀五拾人増、向後都合百五十人申付、其外伺之通可申付
旨、奉畏候。五十人増候諸入用積書ニ、追而可差上候以上。

西七月廿四日

大岡越前守 諏訪美濃守

右書付西七月十九日松平左近將監殿ニ上ル。承書左近將監殿御好之通認同
廿六日ニ上ル。

小石川養生所増病人御入用積申上候書付

覺

小石川養生所病人五十人相増、向後百五十人ニ相極可申旨先日被仰付候節、
右五十人増候入用積追而書付上ケ可申旨被仰渡候付、則諸入用左之通ニ御
座候。

病人五拾人看病之中間四人

壹ケ年分諸御入用

金貳百六拾九兩三分銀六匁壹分三厘○

賄所并藥煎所諸道具

新規ニ相調候小買物

金六兩三分錢九拾文

病人長屋建足し并賄所

勝手住居引直候御入用

入札落直段

金五拾七兩三分△

△下ケ札 此長屋ハ先達而之積之通ニ而廣ケも不仕、
五拾人差置候積ニ御座候。

三口合金三百三拾四兩壹分餘

但、此御入用、養生所附御金を以可申付候。

右之通ニ御座候。則御入用積帳面二册、并先日御返し被成候長屋建直シ注文
帳一册、繪圖壹枚差上申候。以上。

七月

大岡越前守

諏訪美濃守

右書付西七月廿九日松平左近將監殿に上ル。但シ先日御返し被成候注文帳壹冊、繪圖壹枚、此度御入用積帳面共上ル。

書面之通相極可申旨

被仰渡、幸畏候。以上。 大岡越前守 諏訪美濃守

帳面繪圖之通相極可申旨

被仰渡、幸畏候。以上。 大岡越前守 諏訪美濃守

養生所難治病人之儀ニ付申上候書付

覺

養生所病人難治之ものハ、貳拾ヶ月を限、病躰同篇ニ候ハ、宿に相返シ可申旨、去ル午二月伺之上其通ニ仕見申候處、病人之内拾ヶ月程も差置候へハ、大概善惡相知申候。難治と相見候病人ハ、二十ヶ月差置候ニ不及、向後拾貳ヶ月を限宿に相返し候而可然奉存候。養生所附醫者も右之通り申候。尤段々快方ニ罷成候ハ、拾貳ヶ月過候共養生所ニ差置得と全快之上相返し可申候。

近キ頃病人願込大勢ニ罷成候間、順々入替申度候付、旁右之通奉伺候。以上。

二月

大岡越前守 諏訪美濃守

右書付戊二月廿四日松平左近將監殿に上ル。

伺之通向後可相極旨

被仰渡、幸畏候。

戊二月廿六日 大岡越前守 諏訪美濃守

町奉行に

今度聖堂堀に八兵衛を申者老母を突落候故、落止リ居、聲立候ニ付、辻番人引上、養育いたし置、御目付に相達、右老女町奉行に相渡候處、病氣故溜に遣置候内、相果候。向後無宿非人之外、右類之病人等々、吟味之上、小石川養生所に遣療治爲致候筈ニ候間、其節々、遂吟味可申聞旨、御目付に申渡候間、可被得其意候。

寺社奉行 町奉行

御勘定奉行

右御書付已十月廿二日水野和泉守殿御渡被成候。——享保撰要類集

〔參考〕諭告

於養生所名主共可申渡品々
 一、御藥蘭之和藥を御つかひ、藥功を御覽可被遊るゆ養生所を御建被遊候様ニ存違之事。
 一、和人參を御つかひ被成候様ニ風聞候事。
 一、藥を藥くもんなどにて大勢之を一つニ煎用申様存候事。
 一、看病人などニ非人をいたし候様ニ申なし候事。
 一、養生所に罷出度と申病人候ハ、名主方に而つよく吟味不致先養生所に可差出候事。此譯不埒之名主共不愈儀いたし候歟、又そ六ヶ敷存捨置可申も存候間養生所にて耽吟味可致と免之事
 右前書之觸書案ニ別紙相添附。享保八年卯七月三日有馬兵庫頭殿に上ル。

——享保撰要類集

三、施療人數 享保撰要類集云フ、

未正月十四日有馬兵庫頭殿に上ル書付扣。

享保十一年年中養生所病人惣人數之覺

巳年より正月に居越候病人九拾人

午年中來候病人 貳百六拾人

都合三百五拾人

男三拾六人盲人壹人
小兒壹人
 女三十四人小女壹人

右之内

- 一、全快ニ歸候者 百三拾四人。但女十人
小兒壹人
 - 一、難病ニ歸候者 八十貳人。但女十貳人
 - 一、願ニ歸候者 貳拾貳人。但女壹人
盲人壹人
 - 一、病死之者 拾貳人。但小女一人
- 殘る百人未正月に居越

但男九拾人
女拾人

右之通御座候。以上。

未正月

大岡越前守 諏訪美濃守

右書付未享保十二年正月十四日越前守より請取。

但、是を昨日兵庫頭殿より被仰越書上ル事。

四附屬町屋敷設立 享保撰要類集ニ據ル。

幕府時代ノ救濟

覺

養生所附
一、神田新銀町

新餌島請買人
上り屋鋪

表京間拾貳間半。裏行同貳拾間。此坪貳百五拾坪。

此沽券金五百四拾壹兩餘

壹ヶ年地代當前納高金貳拾八兩三分程。

此高之内金貳兩壹分程町役諸入用ヲ引

殘る金貳十六兩貳分程

一、右屋敷之内、只今明キ地九十坪程有之、不殘貸詰候得也、

此地代金貳拾貳兩餘

當前納リ高ト都合仕、町役諸入用ヲ引

金四拾八兩貳分程

養生所附

一本所相生町四丁目

日比谷半込常設
上り屋敷

表京間拾五間。裏行同貳拾間。此坪三百坪。

此沽券金三百三拾兩程

壹ヶ年地代當前納高金四十六兩三分餘。

此高之内金三兩三分餘町役諸入用ヲ引

殘る金四拾三兩餘

一、右屋敷之内、只今明キ地四十五坪程有之、不殘貸詰候得也、

此地代金六兩貳分程

當前納リ高ト都合仕、町役諸入用ヲ引

金四拾九兩貳分程

未十二月

諏訪美濃守

附札
一、被下屋敷ニ罷成候ハ、此金高之内地守給ニ凡金八兩程も入可申候。

右地守給引候得也

金拾八兩貳分程當前納高

二、此内地守給ニ凡金八兩程引候得也

金四拾兩貳分程納高

三、被下屋敷ニ罷成候ハ、此金高之内地守給ニ凡金九兩程も入可申候。

右地守給引候得也

金三拾四兩餘當前納高

④此内地守給ニ凡金九兩引候得ニ

金四拾兩貳分程納高

右書付、未^{〇享保十二年}十二月十七日加納遠江守^{〇久殿}に上ル。

右に先達^〇松枝町屋敷書上候處、金高少く候間、町役諸入用ヲ引金三拾兩程納候屋敷書上候様ニ被仰聞候ニ付、吟味之上書付上ル。

養生所附 町屋敷地代金并養生所諸入用之儀申上候書付

覺

養生所附 町屋敷四拾貳ヶ所

壹ヶ年地代 凡金七百五拾兩程

壹ヶ年養生所諸入用 凡金七百兩程

右之通ニ御座候。外ニ養生所御普請等御座候得ニ、御入用相増申候。以上。

七月

大岡越前守 稻生下野守^{〇正武}

右書付、子^{〇享保十七年}七月十五日酒井讚岐守^{〇忠音}殿に上ル。

岩瀬上リ屋敷之儀ニ付申上候書付

覺

壹ヶ年 地代金拾五兩程

尾張町壹丁目 岩瀬上リ屋敷

右之通相納申候。少分之儀ニ御座候得共、養生所御入用後々不足可仕候間、場所置所ニ養生所御用屋敷ニ附置可然候付申上候儀ニ御座候。以上。

七月

大岡越前守 稻生下野守

右書付、子七月十九日酒井讚岐守殿に上ル。寫大岡越前守より來ル。

伺之通養生所附ニ可仕旨

被仰渡、奉畏候。

子八月廿七日 大岡越前守 稻生下野守

小石川養生所附町屋敷之儀申上候書付

覺

一、小石川養生所附町屋敷地代、壹ヶ年ニ凡金七百兩餘程相納り候。右入用金去子年ニ八百兩餘ニ御座候。依之御入用金年々不足仕候間、上リ屋敷養生所に附候得共、少く宛之儀ニ御座候。依之筋違橋外空地之所、養生所附町屋

霜都時代ノ救濟

敷ニ被仰付貸附次第地代も餘程上り可申候。併急ニ之貸附相調申間敷候。然
 處右之内三分一程町年寄樽屋藤左衛門買請地ニ相願候。左候ハ、地代金四
 百兩可差出候。然共壹度ニ差出候儀ニ難成候間、壹ケ年ニ四拾兩宛當丑年ハ
 拾年賦ニ上納仕度旨相願候。尤此分ニ拾ケ年過候得ニ、地代ニ出不申候得共、
 當年ハ四拾兩宛相納候。外ニ貸附次第納り、當年より之御用ニも難立候間、右
 之分ニ藤左衛門買請地ニ被仰付、何も塗家瓦葺町屋ニ可被仰付哉、奉伺候。依
 之別紙繪圖略。奉入御覽候。以上。

九月

大岡越前守 稻生下野守

右書付ニ繪圖相添、丑九月廿四日松平左近將監殿ニ上ル。

伺之通可申付旨
 被仰渡、奉畏候。

丑九月廿六日

大岡越前守 稻生下野守

〔參考〕 寶曆集成ニ、

寶曆二申年四月

町奉行ニ

養生所附屋敷之内

一、神田仲町

一、潮留三角屋敷

右四ヶ所。

一、淺草福井町

一、下柳原同朋町向側

一、神田松坂町

右五ヶ所

一、靈岸橋埋立地

一、永久橋請負地

一、靈岸橋請負地

一、花房町請負地

右九ヶ所之屋敷、以來南町奉行所附ニ可被致候。

四月

〔附記〕 醫員

小石川養生所醫者衆勤番名附

寅之年養生所勤番

寅十二月四日被仰付候。

午十一月十三日御番入被仰付候。

右兩人并八木如水相加り相勤被申候。

下ケ札

寅十二月十三日より療治始り、此年ニ本道兩人ニ相勤被申候。外科巢鴨

原町醫師八木如水、同十二月廿四日被仰付相勤申候處、村山自伯、村山元格

被仰付候ニ付、卯六月七日迄相勤申候。

幕府時代ノ救濟

本道 林 良 適
 岡 丈 庵

卯年

卯十月十日被仰付候。辰九月十日迄被相勤候。

同斷

同斷

卯六月七日被仰付候。辰八月十三日迄被相勤候。其以後甲州勤番被仰付候。

卯年六月被仰付候。只今迄至被相勤候。

同斷

右八人ニ多相勤候。

辰年

卯十月十日より辰九月十日迄被相勤候。

同斷

同斷

本道 林 良適

同 岡 丈庵

同 曾谷 長順

同 大膳 亮好庵

同 熊谷 玄與

外科 村山 自伯

村山 元格

眼科 笠原 養瑚

本道 林 良適

同 岡 丈庵

同 曾谷 長順

同 大膳 亮好庵

同 熊谷 玄與

右長順好庵玄與御免以後被仰付候。安部 長徳院

同斷 太田 道壽

外科 村山 自伯

同 村山 元格

同 關本 伯元

杉本 元慎

同 小崎 快元

眼科 笠原 養瑚

本道 林 良適

同 岡 丈庵

同 安部 長徳院

同 太田 道壽

右拾三人之内、四人御免ニ多、九人勤御座候。

巳年

辰十二月廿二日より巳十二月十八日迄被相勤候。

辰十二月廿二日より巳十月十日迄被相勤候。病氣ニ而十二月十九日御免。

霸都時代ノ救濟

右九人ニ被相勤候。

寅十一月廿四日被仰付、卯六月七日迄相勤申候處、外科衆被仰候。以後療治不仕候。

寅十二月四日被仰付、只今ニ至被相勤候。

右同斷

右道圓伴庵養生所夜中急病御座候節、療治仕候様ニ被仰渡候。

午八月廿三日迄、同十一月十二日迄。

右三英重病入療治被致候様ニ被仰渡候。

寅十二月四日夜中急病入御座候節、致療治候様被仰渡候。氣急候處、付終ニ相勤候處、卯暮中扶持方上り候由。

是々町田十右衛門書上扣

申年

同 杉本元慎
同 小崎快元
眼科 笠原養瑚

巢鴨原町醫師

外科 八木如水

水道 木下道圓

藤堂大膳亮扶持人

水道 八尾伴庵

本道 望月三英

三宅備前守扶持人

本道 堀長慶

此三人未十二月廿七日被仰付候。玄超、叔安、道叔代り。

急病人之節

以後略ス。

火災救濟

八年癸卯○享保○紀元二月十六日丙寅○丙寅三赤坂傳馬町二丁目○市

ヨリ芝海邊○市ニ至ル火有リ。幕府罹災家人ニ夏期給與米ノ取

越給與ヲ許シ、自今罹災取越給與米及五千石以下ノ士ノ五年

幕府時代ノ救濟

四二九

本道 森友益

同 坂上池院

同 杉浦昌順

同 吉田梅庵

外科 村山元格

同 關本伯元

同 小崎快元

同 杉本玄慎

眼科 笠原養瑚

水道 木下道圓

藤堂大膳亮内 八尾伴庵

内兩度罹災拜借金ハ、令ヲ待ツニ及バズシテ、勘定所ニ申請セ

シム○柳營日次記大成

火災救濟事蹟

火災救濟 享保八年二月十六日ノ火災ハ、變災篇ニ具記ス。此時左ノ令有リタ

ルコト、柳營日次記○大成ニ見ユ。

朔日○享保八年三月

安藤對馬守○信友 大久保長門守○教寬 被申渡候書付

覺

二月十六日火事ニ由居宅類焼之分、當夏御借米唯今取越被下候間、御勘定所ニ書付可差出候。自今ニ相觸間敷候條、類焼之面々取越米之儀、其節々御勘定所ニ書付可差出候。類焼之内、五ケ年以來兩度焼失候五千石已下之面々如例拜借金被仰付候間、燒失度數姓名書付、御勘定所ニ可被指出候。是又自今ニ相觸間敷條、五ケ年之内兩度類焼候面々ニ、度數姓名書付、其節々御勘定所ニ可差出候。

右之趣可相觸候。尤向後爲心得諸向ニ相觸可被置候。已上。

卯○享保八年 二月○享保八年 集○享保八年 成○享保八年 同。

〔參考〕 正實事錄ニ據レバ、

一、於町中輕キ身上之者、火事ニ逢候由、當日を送り兼及渴命可申躰之者有之候ハ、訴出前廉ニ帳面ニ記置可申候。然ハ火事ニ逢候度々、幾度ニ由モ妻子共御救可被下置候事。

但、帳面ニ付置候以後、身上取直シ候歟、又ハ他國エモ參、或ハ奉公ニ出候類有之ハ、其段訴出、帳面消可申事。

右之趣相心得、名主家主五人組申合、相互に致吟味、書面之通之者有之候ハ、早々可訴出候。若打捨置、脇方相知候ハ、可爲越度候。以上。

正月○享保八年 保撰要類集同。

右御觸之趣、町々ニ而委細ニ相心得、自今右躰之者有之候ハ、樽屋所ニ可申來候。右之趣承知仕候段、其町々名主判形取候間、明後十三日奈瓦屋所ニ可被參候。名主無之町ハ、月行事可參候。以上。

正月十一日○享保八年

町年寄三八

六月十八日乙丑○享保八年 幕府諸吏ニ役料足高ヲ給ス。○享保八年

可成。獻

可錄。獻

四三一

役料足高給與

役料足高給與 一面ニ救濟ノ意ヲ偶ス。

享保八卯年六月十八日

諸役人役柄に不應小身之面、前より御役料を定置被下置候所、知行之高下有之故、今迄被定置候御役料ニ、小身之者御奉公續兼可申候、仍之今度御吟味有之役柄より其場所不相應、小身ニ、御役勤候者、御役勤候内御足高被仰付、御役料増減有之、別紙之通相極候、此旨可申渡旨被仰出候。但、此度御定之外、取來候御役料、其儘被下置候。

五千石より内ハ、
五千石之高ニ可被成下候。

御側衆

千俵宛御役料被下之候。

高井飛騨守
土岐信濃守

五百石より内ハ、
五百石之高ニ可被成下候。

御小納戸
御小性
長福様附
同斷

御役料、今迄之通千石より内ハ三百俵、但、部屋住之者、只今迄之通御切

米御役料可被下候。次男ニ、御同前。

五百石より内ハ、
五百石之高ニ可被成下候。

御廣敷
御用人

御役料、今迄之通六百俵。

千五百石より内ハ、
千五百石之高ニ可被成下候。

高家衆

肝煎、御役料八百俵可被下候。

五千石より内ハ、
五千石之高ニ可被成下候。

御留守居衆
大御番頭

四千石より内ハ、
四千石之高ニ可被成下候。

御書院番頭
御小性組番頭

三千石より内ハ、
三千石之高ニ可被成下候。

大目付
御奉行
御勘定奉行

二千石より内ハ、
二千石之高ニ可被成下候。

御旗奉行

三千石より内ハ、
三千石之高ニ可被成下候。

百人組之頭
御鑑奉行

二千石より内ハ、
二千石之高ニ可被成下候。

御持弓御持筒之頭

三千石より内ハ、
三千石之高ニ可被成下候。

西丸御留守居

二千石より内ハ、
二千石之高ニ可被成下候。

小普請組支配

二千石より内ハ、
二千石之高ニ可被成下候。

新御番頭御作事奉行
御普請奉行、小普請奉行

千五百石より内ハ、
千五百石之高ニ可被成下候。

惣御弓御鐵炮頭

千石より内ハ、
千石之高ニ可被成下候。

御留守居番頭御目付御使番
御書院番頭御小性組與頭

七百石より内ハ、
七百石之高ニ可被成下候。

西丸御裏御門番頭

千石より内ハ、
千石之高ニ可被成下候。

御徒頭
小十人頭

幕府時代ノ救濟

城ノ小姓本城小姓新置年月未詳西城小納戸本城小納戸ハ寛永九年壬申六月二十七日新置西城小納戸ハ慶安三年庚寅八月晦ハ官祿額各五百石役料米ハ舊ニ仍リ家祿一千石以下ハ各三百苞元新置二年己巳二月二十三日家祿一千石以下ハ合力蔭仕者ハ舊ニ仍リ切米三百苞及ビ役料米三百苞廣敷用人新置年月未詳ハ官祿額五百石役料米ハ舊ニ仍リ三百苞一位六世大將軍寶永七年庚寅六月廿六日新置月光院七世大將軍家繼ノ生母用人新置年月未詳ハ官祿額七百石役料各二百苞養仙院五世大將軍綱吉養女月未詳ハ舊ニ仍リ役料五百苞瑞春院五世大將軍綱吉側室用人新置年月未詳淨圓院八世大將軍綱吉ノ生母用人新置年月未詳ハ官祿額各五百石役料米二百苞竹姫前權大納言清閑寺瀧定ノ養女月未詳法心院家宣ノ用人新置年月未詳蓮淨院同人新置年月未詳壽光院綱吉ノ用人新置年月未詳以上側衆ヨリハ官祿額各四百石役料米各一百苞留守居番自付使番書院番組頭小姓組與頭徒頭小十人頭ハ官祿額各一千石西丸裏門番頭船手寛永九年壬申六月二十五日新置二丸留守居元方納戸頭拂方納戸頭腰物奉行ハ官祿額各七百石鐵砲方ノ家祿一千石未滿ハ役料米二百苞勘定吟味役ノ家祿一千石未滿ハ役料米三百苞奥右筆組頭元祿二年己巳十月二十六日新置ノ家祿四百苞未滿ハ役料米二百苞新番組頭ハ官祿額各六百石表右筆組頭元祿二年己巳十月二十六日新置ノ家祿四百苞未滿ハ役料米一百五十

苞膳奉行慶安三年庚寅八月晦新置廣敷番頭賄頭正保三年丙戌二月十日新置ハ家祿ノ多寡ニ關セス役料米各二百苞裏門切手番頭西丸切手門番頭寶永二年乙酉二月二十六日新置天守番頭富士見寶藏番頭ハ官祿額各四百苞元方拂方納戸組頭勘定組頭ノ家祿四百苞未滿ハ役料米各一百苞小十人組頭元和九年癸亥六月朔新置ハ官祿額三百苞大坂破損奉行從前大坂材木奉行ト稱ス元祿十一年戊寅十一月十八日改稱ハ役料米八十石金奉行ノ家祿三百苞未滿ハ役料米一百苞小十人ハ官祿額一百苞ニ扶持米一十口鷹匠享保元年丙申九月十六日新置ハ官祿額一百苞ニ扶持米五口野扶持米一十口勘定ハ官祿額一百苞ニ扶持米五口若クハ一百五十苞同朋新置年月未詳ハ官祿額一百苞ニ扶持米五口鳥見寛永二十年癸未九月六日新置ハ官祿額七十苞若クハ一百苞ニ扶持米五口天守番寛永十六年己卯閏十一月七日新置富士見寶藏番寛永十六年己卯三月七日新置ハ官祿額各七十苞ニ扶持米五口若クハ一百苞徒歩頭寛永五年戊辰新置ハ官祿一百五十苞徒目付新置年月未詳ハ官祿額一百苞ニ扶持米五口ト爲ス吏徵別錄完古觸書卷三十勘定諸令達書完幕府祿胤譜略卷二柳營秘記卷上吏徵別錄卷上

德川理財會要

御當代御家人何れも父祖より傳來の祿は勿論其の外御加増新地等迄其儘相續被仰付其の上實子無之候ても一類または他人よても奉願候得忝家督

相續相違無之候、ケ様の義を古今に無之、先つは結構成義にて御座候、乍然ケ様に御座候ては、上の御收納段々減少可仕候、御藏入の高は不奉存候、いかほど大分有之候ても、地は限りあるものにて御座候、御先代より御家人段々増し申上に、此の後も只今までの通御加増新知等迄相續仕候ては、下へ出申計にて上へ歸り申を筋無之候間、後々は御加増新知等に可被宛行之地も有之間敷候、其の上御城は軍儲の外、指當候て御城郭を初め、所々御修復または諸國河、堤堰、其の外不被得、已候御入用とも大分の義に御座候、是を等をおかず御辨じ被遊候まうよて外に御餘計無之候ては、若し又御城廻り不慮の火災、また國々御領地風損水損等も難計候、万一左様の義相重り候は、何を以て御償可被遊候哉、或は大勢の御家人御扶持被召放候歟、または諸大名より天下の米祿被召上候歟、ケ様の義にて御取續被遊候外は有之間敷候、是以て當分の儀よて永久の御政よは不罷成候、其上第一御本意よて無之義と奉存候、然らば只今より其御考不被遊候ては、不叶儀よ奉存候、諸大名の家よも相應よ左様の考へ有之候故、家來へ被下置候知行、或は一代切よて、其子は別に切米扶持方等よて呼出し申も有之候、或は半知に減じ申すも有之候、天

下の御政は、勿論諸大名の家よは不可准儀に候得共、御勝手御取續き不被成候時は、御家人も諸大名家中の様よも不被遊候ては、不成義に奉存候、然れども御家人の儀は、御代々世祿に被仰付置候處に、御當代に罷成り、是を御改の儀は難被遊儀に御座候、其上上の恩召下の當祿を御貪被遊よてはもとより無之候、唯此の通よ段々田祿出申計りよては、向後御加増新知等も思召の通には難被下候、左候得ば賞罰の御仕置も難被遊候、其上行末は畢竟下よも難儀か、り候やう可罷成處を兼て被爲思召付、何とぞ末々迄も上下共に安穩に候様よとの思召故にて候、此の思召を恐まながら奉察候故、ひそかに奉存候は、最前より申上候通、御家人世祿の儀は只今の通に被遊置、向後被下置候御加増新知等、何れも其の身一代切りに御定被遊、可然奉存候、左候は、先づ御加増新知役料等に被宛行候田祿合せて高何程と被定置、其の内を以可被下候、但其高の義、御定納を以、當年の御國用、不時の御費用、并御家人切米等に引候て、其餘にて右御加増新知役料等の相當を積り相極め申度候、役料は相知申事に御座候、新知御加増も大略相當りを考候て、扱向後新知御加増は其の者一代を限、役料は其役相勤申内を限り候様に御定被遊候は、下へ出申す祿も有之、又上へ歸申祿も有之候て、常平に罷成可申候、尤右の高より内へ入れ申儀は有之候得共、いと

ても外へ出不申候様に仕度候。其外御加増新知等何とぞ思召も有之、永代に被仰付者も可有之候。又は多くは無之義に候得共、大身に御取立被遊候者も可有之候。此の類は右の限りにあらず候。然共是等も御目當可有之候儀に奉存候。只今御家人の内跡目斷絶仕候ものも毎々有之候。又は大身成る者の内よも、不慮に斷絶仕候者も、可有之候。若臨時に御立被遊候者をば、是を以て御考合被遊被仰付候は、是れ又常平に可罷成奉存候。諸大名の家にては新知加増等を以申付、御家は諸大名へ被下候御朱印の外は承り不申、向後一代切に被仰付候新知加増等は其通に御座候別格に永代被下候は其證據の爲老中の墨付成共其印有之度ものに奉存候。周の世祿と申し候も、官爵に付申候祿ばかりにて、其の外加増迄相續仕と申儀は不及承候。然共右の通に御定被遊候て、周時世祿の法に相叶可申候様奉存候。中略

室 新助

—— 献可録

〔参考〕 享保集成ニ、

享保十六亥年十月

拜借仕候者共上納之義、御足高被下候者、御役御免又ハ病死仕候節、御足高之分ハ御足高上り候事ニ候間、不及上納候。本高計之分爲致上納可申候。以

上。十月大成同。

〔附記〕 日光奉行足高

享保十九寅年正月有徳院殿御實紀廿六日トス

日光奉行

向後二千石以下之者ハ二千石高ニ御足高被下。尤只今迄之通、御役料も五百俵被下之。

—— 享保集成

十二月五日庚戌享保八年紀元二三三〇庚戌三正綜覽火有リ、牛込天神町市内ヨリ一番

町堀端麴町區ニ達ス。幕府金ヲ旗下ノ士ニ貸シテ、其家ヲ瓦葺ニ

改メシム。柳營日記記大成今月堂見開集

居宅改造拜借金 享保八年十二月五日ノ火災ハ、變災篇ヲ參看セヨ。

十八日享保八年十二月

一、去ル五日牛込筋出火之節、市ヶ谷御門之内、番町筋類焼之面々屋敷、何れ此度普請仕候え、居宅長屋等隨分小住居ニ致輕キ瓦葺ニ申付、火除ニ相成候様

幕府時代ノ救済

附記
日光奉行
足高

居宅改造拜
借金

居宅改造拜
借金事蹟

可致普請候。依之左之書付之通拜借金被仰付候。右之通被仰出候上ニ多、普請難成面々、屋敷差上候歟又之相對替可仕候也、勝手次第ニ候事。

一、此度拜借被仰付候上、重多類焼仕候共、拜借被仰付間敷候。普請之仕形也、火事組合頭取之者へ申聞、可有之候間、作事致候時分、頭取に可申談候。急候儀ニ無之候間、來年中勝手次第作事可仕候。拜借金請取之儀也、作事取掛候時分、頭取迄相達請取可申候事。

一、役屋敷又之親類共屋敷に引越罷在候者ハ、普請延引致し候も不苦候事。
一、屋敷之内を親類等ニ借家建させ候者有之候ハ、瓦葺ニ致させ可申候。且又屋敷内を借候儀親類ニても御直參之外ニ不相成候事。

一、父子別屋敷ニ罷在候者、高割之通拜借被仰付事。
一、類焼之面々之内、建家少ならてハ、焼不申類有様子ニより家建直シ不申候も不苦も可有之候間、左様之者、普請之儀頭取に承合可申候。頭取より石川近江守○總へ可申達事。

一、五十石迄 金十四兩
一、九十石迄 金十四兩
一、二百石 同四十兩
一、一百石 金二十兩
一、三百石迄 同六十兩
一、六百石迄 同六十兩

一、七百石迄 同百兩
一、二千石迄 同二百兩
一、三千石迄 同三百兩
一、五千石迄 同四百兩
一、九千石迄 同四百兩

右、上納之儀也、十年賦ニ返納可仕候事。以上。○享保集成同。
右、今度番町邊類焼之布衣以上之分ハ、銘々御城へ呼出、且又布衣以下類焼之分ハ、頭支配一役より一人充呼出、和泉守○水野忠之申渡。

類焼無之者に相渡書付

一、此度番町筋類焼之屋敷普請の時分瓦葺ニ可仕旨被仰出候。其方共屋敷焼失ハ不致候得共、輕キ瓦葺ニ申付、火除ニ成候様ニ可致候。依之左之書付之通拜借金被仰付候。右之通被仰出候上ニ多、普請難成面々ハ、屋敷差上候ウ又ハ相對替可仕、勝手次第ニ候事。

一、今度拜借被仰付候上ハ、重多類焼仕候共、拜借ハ被仰付間敷候。普請之時分ハ、火事頭取之者に申聞、可有之候間、瓦葺ニ致し候付、作事致し替候ハ、其節頭取に可申談候。急候儀ハ無之候間、來年中可爲勝手次第候。拜借金請取候儀ハ、瓦葺ニ致し候時分頭取に相達請取可申候事。

一、屋鋪之内を親類等ニ借し家建させ候者有之候ハ、瓦葺ニ爲致可申候。且

又屋敷之内を借し候儀、親類ニ多も御直參之外と罷成候事。

覺

一、五十石より	金十四兩	百石	同二十兩
九十石餘迄			
貳百石	同四十兩	三百石より	六十兩
七百石より	百兩	千石より	二百兩
九百石迄		二千石迄	
三千石より	三百兩	五千石より	四百兩
四千石迄		九千石迄	

上納之儀ハ十年賦ニ返納可仕事。

以上大成令、享保集成同。

右、和泉守忠之、水野近江守石川總茂申渡之。

柳營日記記

去る十二月五日享保八年、江戸番町大火之節、御旗本衆御類焼の分、百石ニ付金廿兩つ、拜借被仰付候。尤十年賦に上納いたし可申由被仰渡候。

月堂見聞集

〔附記〕 物價低減令

享保九年二月十五日幕府米價下直ナルヲ以テ諸色ノ値段ヲ低減ス可キコトヲ令ス。

附記
物價低減

十五日享保九年二月

一、水野和泉守忠之被渡候御書付之趣

米穀下直ニ候處、諸色直段と高直ニ候ニ付、諸人及難義候、依之江戸、京、大坂、奈良、堺、其外奉行所よをひて、町中相觸候別紙爲披見相廻し候間、此趣を存諸國より造り出し候諸色、御料と御代官私領と其領主、職人、商賣人共逐一、逐吟味、元直段下直ニ賣出候様急度可被申付候。以上。辰二月。

米穀去年より段々下直ニ候處、其外諸色直段高直ヨ付、諸人及難義候、酒酢、醬油、味噌類、米穀をもつて造出し候ものに候得と、米直段ニ可准義勿論候。且又竹、木、炭、薪、鹽、油、織物等一切之賣買物、或諸色之職人よいある迄、直ニ米穀を以作り不出といへども、工手間人夫之賃錢、何も飯米を元として積立候事ニ候へ、諸物之直段も米よ准し、下直ヨ可賣出道理ヨ候。右之段去年中より可申付候得共、いまた間も無之事ニ及、其義候。當年よいたりても、前々之直段之位をもつて致賣買候ハ、過分之利徳を心かけ候ての事に候條、此已後直段引下ケ可申候。如此申聞候上、無其義よをひてと、三月朔日より其筋々、遂愈儀急度曲事に可申付候。件之趣國々所々にも相觸候

幕府時代ノ救濟

間、諸色仕出候處より元直段引下不申候ハ、其手寄之商賣人可訴出候。若打捨置候ハ、是又可爲曲事もの也。辰二月○正寶事錄同柳營日記

辰○享保九年六月九日

奈良屋ニ多年番名主に被申渡

一、嘗春御觸有之候諸商賣物、米穀ハ高直ニ有之間、下直ニ商賣可仕候。高直ニ仕候ハ、御吟味之上、急度可被仰付旨之御觸ニ候處、于今下直ニ不罷成其土高直ニ成候物も有之候、ケ様之儀ハ町年寄に可相届管之處、無其儀候。向後下直ニ不成物、且又高直ニ成候物有之候ハ、其子細相認、相届可申段、支配町々商人共に可申渡旨、組合名主に申繼候様被申渡候。正寶事錄

九年甲辰○享保○紀元二三八四年七月十三日甲寅○甲寅○三正綜覽幕府小給家人ニ增高

ヲ給ス。○大○成令

小給家人增高給與ハ、

享保九辰年七月十三日渡ル。

此度御吟味之上、續兼候小給之者共に御增高被下候間、自今ニ支配之内より格別之儀も無之候ハ、御足米御願申間敷候。

小給家人增高給與

高給與事蹟

右之趣向々、可被達候。

五拾俵高 持扶持之儘

紅葉山附坊主

但、御役料有之分ハ、只今迄之通。

高之多少無構 御役料貳拾人扶持

御鐵炮玉藥奉行

高之多少無構 御役扶持拾人扶持

御鐵炮御簞筒奉行

同斷

御弓矢鏝奉行

同斷

御具足奉行

同斷

御幕奉行

百俵高 持扶持之儘

御天守番

同斷

富士見番

同斷

御寶藏番

八拾俵高 持扶持之儘

御木丸二丸添番

五拾俵高 持扶持之儘

御火之番

三拾俵高 二人扶持

進物取次上番

貳百俵高

御留守居與力

幕府時代、救濟

高之多少無構
御役扶持七人扶持

百五拾俵高

但、取來候御扶持方共部屋住之者ハ只今迄之通。

百俵高 持扶持之儘

漆奉行
御勘定

高之多少無構
御役扶持七人扶持

支配勘定
御壘奉行

百俵高 持扶持之儘

御作事方下奉行

但、御役扶持ハ只今迄之通。

貳拾俵高 二人扶持

改役下役組頭

但、役扶持ハ只今迄之通。

六拾俵高 持扶持之儘

西丸火之番

四拾俵高 同斷

西丸坊主組頭

百五拾俵高

御留守居番與力

同斷

表火之番組頭

百俵高 持扶持之儘

御掃除之者頭

八拾俵高 持扶持之儘

御徒押

八拾俵高 同斷

御挑灯奉行

七拾俵高 同斷

表火之番

八拾俵高 同斷

御小人頭

六拾俵高 同斷

御駕籠之者頭

百五拾俵高

西丸御裏門番與力

但、取來候御扶持方共。

七拾俵高 持扶持之儘

二丸御門添番

六拾俵高 同斷

二丸火之番

七拾俵高 同斷

一位様 御侍

貳百俵高

月光院様 御用達

七拾俵高 持扶持之儘

御同所 御侍

同斷

瑞春院様 御侍

同斷

養仙院様 御侍

同斷

御同所 御臺所組頭

四拾俵高 持扶持之儘

御同所 平御臺所人

霸都時代ノ救濟

貳百俵高

但、取來候御扶持方共。

七拾俵高 持扶持之儘

同斷

七拾俵高 五人扶持

四拾俵高 持扶持之儘

同斷

貳拾俵高 壹人半扶持

五拾俵高 持扶持之儘

七拾俵高 同斷

四拾俵高 同斷

同斷

役扶持三人扶持

同斷

四拾俵高 持扶持之儘

法心院殿 御用達

御同所侍

蓮淨院殿侍

御賄組頭

御賄方 勘定役

同 御膳御酒役

御召御馬御附之者

御膳所御臺所人

一位様 御膳所組頭

淨圓院様 御臺所人

竹姫君様 御臺所人

表御臺所人

小間遣頭

御休息御庭 御掃除之者組頭

二丸坊主組頭

貳百俵高

御役扶持拾五人扶持充

八拾俵高 持扶持之儘野扶持五人扶持取來通 御鳥見

但、見習之者ハ只今迄之通。

百俵高 持扶持之儘

幸田春知

右之通御增高被下候間、むきくは可被相談候。以上。——大成令○享保
享保九年甲辰七月十三日、薄俸小吏ノ官祿額ヲ増給ス。

關係ノ各所ニ令知シテ曰ク、今回査覈ヲ遂ゲ、官吏ノ薄俸ニシテ奉務ニ堪
ユル能ハザル者ニ、別録ノ如ク官祿額ヲ増加ス、故ニ今後各司管ヨリ濫ニ
足米ヲ請願スルヲ許サズ。

別録ニ曰ク、鐵砲玉藥奉行 寛永九年壬申十一月五日新置、ハ、家祿ノ多寡ニ關セズ役扶持米

二十口、鐵砲篋奉行 萬治三年庚子十二月二十五日新置、弓矢鎗奉行 寛永十九年壬午二月二日新置、具足奉行 永

十八年辛巳三月三日新置、幕奉行 寛永十四年丁未八月八日新置、ハ、家祿ノ多寡ニ關セズ役扶持米各一十

口、奥右筆 元和元年辛酉八月二十二日新置、官祿額二百苞、村松某 太右衛門、稻垣某 平、田中某 主、加藤某

傳右ハ、役扶持米各一十五口、與奉行寛永九年壬申漆奉行月十八日新置漆奉行正德二年乙酉四月十八日新置ハ、役扶持米各七口、月光院用達新置年ハ、官祿額二百苞、法心院用達同上ハ、官祿額中兼有ノ扶持米ヲ併セテ官祿額一百五十苞、蔭仕者ハ舊ニ仍ル。作事下奉行保三年戊戌三月新置官祿額一百苞、家祿兼有ノ扶持米ハ別ニ之ヲ支給ス、役扶持米ハ舊ニ仍ル、鳥見寛永二十年癸未九月六日新置ハ、官祿額八十苞、家祿中兼有ノ扶持米ハ別ニ之ヲ支給シ、野扶持米ハ舊ニ仍リ五口ヲ給シ、見習ノ給俸ハ舊ニ依ル、天守番寛永十六年己卯閏三月七日新置富士見寶藏番寛永十六年己卯三月七日新置支配勘定ハ、官祿各一百苞、家祿中兼有ノ扶持米ハ別ニ之ヲ支給ス、表火ノ番組頭萬治元年戊戌十一月五日新置ハ、官祿額一百五十苞、家祿中兼有ノ扶持米ヲ併ス、本丸及ヒ二丸女中方添番新置年未ハ、官祿各一百苞、二丸門添番新置年ハ、官祿額七十苞、掃除ノ者頭同上ハ、官祿額一百苞、一位淨圓院竹姫膳所組頭年月未詳養仙院關白鷹司房輔ノ女、五世大將軍綱吉ノ養女臺所組頭新置年ハ、官祿額各七十苞、徒押慶安三年庚寅八月二十七日新置挑灯奉行新置年奧火ノ番寛永十年十月八日新置ハ、官祿額各八十苞、表火ノ番寛永十六年己卯七月十一日新置ハ、官祿額七十苞、西丸火ノ番新置年ハ、官祿額六十苞、小人頭同上ハ、官祿額八十苞、一位侍新置年月光院侍同瑞春院侍同上養仙院侍同上法心院侍同上蓮淨院侍同上ハ、官祿額各七十苞、家祿

中兼有ノ扶持米ハ別ニ之ヲ支給ス、二丸火之番寛永二十年癸亥駕籠ノ者頭未詳ハ、官祿額各六十苞、家祿中兼有ノ扶持米ハ別ニ之ヲ支給ス、進物取次上番同上膳所臺所人同上ハ、官祿額五十苞、家祿中兼有ノ扶持米ハ別ニ之ヲ支給ス、養仙院平臺所人同上女中方臺所人同上表臺所人同上ハ、官祿額各四十苞、家祿中兼有ノ扶持米ハ別ニ之ヲ支給ス、賄組頭同上ハ、官祿額七十苞、扶持米五口、賄方勘定役同上ハ、官祿額四十苞、家祿中兼有ノ扶持米ハ別ニ之ヲ支給ス、膳酒役同上ハ、官祿額四十苞、小普請方改役下役組頭同上ハ、官祿額二十苞、扶持米二口、役扶持ハ舊ニ依ル、膳所小間遣頭同上ハ、役扶持米三口、留守居與力寛永七年庚午四月二十八日新置ハ、官祿額二百苞、留守居番與力寛永十九年壬午二月新置西丸裏門番與力慶安四年辛卯十一月二十六日新置ハ、官祿額各一百五十苞、家祿中兼有ノ扶持米ヲ併ス、本丸及ヒ二丸廣敷伊賀ノ者天正十年壬午六月十四日新置官祿額各三十苞、扶持米二口、紅葉山附坊主新置年ハ、官祿額五十苞、家祿中兼有ノ扶持米ハ別ニ之ヲ支給シ、役料ハ舊ニ仍ル、休息庭掃除ノ者組頭新置年ハ、役扶持米三口、西丸坊主組頭同上二丸坊主組頭同上ハ、官祿額各四十苞、家祿中兼有ノ扶持米ハ別ニ之ヲ支給ス、御召馬口附ノ者新置年ハ、官祿額二十苞、扶持米一口半、爲ス。古觸書卷三、吏

〔參考〕 献可録ニ、

御家人困窮御救の儀武藤庄十郎と僉議仕候處、庄十郎存寄の趣書付越申候間、則差上申候

一、御家人面々常祿を被下置候上にて、不勝手に罷成候を上より必御救可被遊儀よても無之候得共、此者共不覺悟ばかりにてても無之、或は親以來の借金有之、或は難遁厄介有之、或は度々の火災よあひ候て、如此の類よて段々困窮仕候事に御座候。是を一往御救不被遊候ては、善を御勤め惡を懲し被遊候御仕置も難成可有之奉存候。其上貳百俵百俵申者共之内には、妻子飢寒よ及申程の者も數多有之候。然れば此度施藥院など被仰付候て、未々の者さへ御憐愍被遊候處よ、御家人の内ヶ様の者有之候ては、御本意にも相違仕候儀と奉存候。

一、庄十郎申上候通、拜借被仰付候は、千石以上の者縦不勝手に御座候ても、身上に餘計有之候故、いか様よも取續申義に候。然れば八九百石より以下、其常祿並借金高に應じ候て拜借被仰付、其内過分に借金有之、取續難成者をば在郷被仰付、其祿をば頭の方へ預り置妻子一僕ぐらゐにて暮させ申程、其祿の内を以てがひ其餘分を以年々に其借金を償ひ、すぎと相濟申以後、其祿を被返下候て、被召返候様よも仕可然奉存候。

一、銀錢の儀、中よても近來天下の費用夥敷罷成、世界にあらゆる金銀にて不足仕候ゆへ、錢を作り候て金銀と同じく通用いたさせ申候。是は良法よて無之候得共、姑く用ひ申儀は苦かるまじく奉存候。右拜借被仰付候以後、其頭より儉約を相守、華奢を禁じ候様に急度申渡候は、何れも勝手取直し可申と奉存候。但不時よ他國御用、其外火災又は不慮の不幸、或は女子の婚嫁等よて差當り難儀仕候事可有之候間、左様の爲に其組切に毎歲少宛出金致させ置、急用に備へ申儀、古の社會と同意にて、古來は良法と仕儀にて御座候。庄十郎より委細に申上候通り、一々尤なる儀と奉存候。○中略

二月

室新助

〔附記〕 水災諭告

享保九辰年閏四月

近年度々水損ニ付、御物成減候得共、百姓共願次第爲御救、夫食種貸等有

霜都時代ノ救濟

之候。今年之儀作毛出來方いり、可有之哉風水旱魃損亡之程難計事ニ候。尤損亡之品ニより御救之儀も可有之候得共、年々願之通御救も難成儀ニ候間、兼多百姓共其心得仕費等儀無之、夏中るも致勘辨格別之損亡を其様子ニもより可申儀候。先ハ損亡ニ付不及御救取續候様ニ心懸可申旨、村々百姓に可申開置由、御代官共へ可被申渡候。以上。

閏四月

享保集成

儲積米減折

儲積米減折

享保十年乙巳二月九日、江戸大坂倉廩ノ儲米額ヲ裁定ス。

稟議ニ曰ク、從來江戸倉廩ニ米額一十一萬石ヲ儲積スト雖モ、米數巨額ナレバ、保存ノ手術ニ苦ミ、多額ノ缺損ス。故ニ今後儲積額八萬石ヲ減折シ、特ニ米質精良ナル者三萬石ヲ儲蓄シ、舊規ノ如ク、每歲新米ト交換スル可ナラン。又大坂倉廩ハ、從來七萬石ノ儲積ナルモ、其額内二萬石ヲ減折シ、今後五萬石ヲ儲蓄シ、每歲新米ト交換シ、其他二條倉廩ノ儲米一萬石ハ、其額少數ナルヲ以テ、從前ノ石數ニ從フ可ナラン。批令ニ曰ク、江戸倉廩ノ儲米ハ、今後五萬石ヲ儲蓄シ、大坂ハ宜ク前額ニ準據スベシ。辰甲

享保十年度火災救濟

雜記

十年乙巳○享保○紀元二三八五年二月十四日癸未○癸未、三正綜覽火有リ、青山久保町○市內赤坂ニ發シ、延テ谷中○市內下谷區、北豐島郡ニ達ス。名古屋○尾張國城主徳川繼友○中納言邸亦其中ニ在リ。幕府金二萬兩ヲ賜給ス。○柳營日次記

徳川理財會要

享保十年度火災救濟事蹟

享保十年度火災救濟 享保十年二月十四日ノ大火ハ、變災篇ニ記ス。八年三月八日ノ令ニ基ク救濟有リタルコト勿論ナル可シ。

十五日○享保十年二月

御屏風一雙
金二萬兩
御檢重

上使水野和泉守○忠之
尾張中納言○徳川繼友
御簾中○

昨十四日御屋鋪類焼ニ付、被遣之。

柳營日次記

士宅改造拜借金

源流綜貫ニハ、十年乙巳○享保十年二月十四日、青山宿失火、延燒市買第、翌日有徳公使

水野和泉守源忠之訪問、且賜黃金二萬兩。ト見エ、政鄰記ニモ同様ノ事見ユ。

三月十九日丁巳○享保十年紀元二三八五年○丁巳三正綜覽幕府金ヲ貸シテ、四谷門外邊○市內四谷區ヨリ牛込門外邊○市內牛込區ニ至ル士宅ヲ蠣殻葺ニ改造セシム。○柳營日次記大

成令

霸都時代ノ救濟

士宅改造拜借金

柳營日次記大成ニ據ル。

十九日享保十三年三月

一、松平左近將監乘大久保佐渡守常被相渡御書付、此度申達候通普請之儀見分計ニ不仕、火除成候様作事可仕旨、頭支配世話可被致候。

但、寄合之面々并寄合醫師、御目付世話可被致候。

覺

一、四ツ谷御門外邊ハ牛込御門外邊迄之内、此度家作致候ハ、板屋茅葺致無用塗屋敷かきから葺ニ仕、火事之節、火之子等防之爲ニ罷成候様ニ可仕候。依之拜借金被仰付候。部屋住之者ハ、高之半分割を以拜借被仰付候。父子別屋敷ニ罷在候者ハ、高割之通拜借可被仰付候。右之通被仰出候上よて、普請難成面々ハ、屋敷差上候敷又ハ相對替可仕ハ勝手次第ニ候事。

但、塗屋かきから葺共ニ見分計ニ致置、火之粉附安き處相成致方ニハ仕間敷候。兎角火除ニ成候様可仕候事。

一、右場所之内、類焼不致分作事、此度之致方ニ仕置候ハ其儘ニて差置、御拜借ニ不及候。板屋茅葺等有之候ハ塗屋敷かきハ葺ニ可仕候。左候ハ、拜借可

被仰付候。尤普請之様子ニより、拜借之員數減少可有之候事。

一、塗屋かきから葺等ニ仕候場所、可成程ハ瓦葺ニ仕候儀勿論ハ候事。

一、右場所之儀ハ御普請奉行ハ可承合事。

一、今度拜借被仰付候上ハ、重ハ類焼仕候とも、拜借之義被仰付間敷候。普請仕候義急キ候事ニハ無之候間、當年中勝手次第作事可仕候。拜借金受取候儀ハ作事取懸リ候時分、頭支配ハ相達、請取可申事。

一、役屋鋪又ハ親類共屋敷ハ引越罷在候者ハ、普請延引致候ハ不苦候事。

一、屋鋪之内を外ハ借置、家建させ候者有之候ハ、是又塗屋敷かきハ葺ニ爲致可申事。以上。巳三月

右場所之内ニ致仕居候寄合之面々并寄合醫師ハ可被相觸候、且又御目付支配之者も可被申渡候、人別之儀御普請奉行ハ可被承合候、尤御勘定奉行可被

談候。

別紙 拜借金高割之覺

一、五千石迄	金百五拾兩	一、三千石迄	同百兩
一、九千石迄		一、四千石迄	
一、二千石迄	同七拾兩	一、八百石迄	同五拾兩
一、二十石迄		一、九百石迄	

霸都時代ノ救濟

一、六百石迄	同四拾兩	一、三百石迄	同三拾兩
一、七百石迄	同二十兩	一、五百石迄	同十五兩
一、二百俵	同十兩	一、百俵	同七兩
一、八十俵迄	同五兩	一、七十俵迄	同三兩
一、九十俵迄		一、三十俵以下	
一、四十俵迄			

右上納之儀を、十年賦返納可仕候。以上。○享保集成同。

已三月 ○享保集成ニハ、此度申達候通、普請之儀見分計ニ不仕、火除之成候様ニ作事可仕旨、頭支配世話可致候、フ附記有リ。

廿三日 ○享保十年四月。

一、近江守 ○石川 被申開口上之覺、火防頭所ニ申達候趣

市谷御門之内、番町筋屋敷之火除のゝめ、瓦葺ニ仕候分、最前拜借被仰付候面々、去年中ニ尤不殘瓦葺ニ普請出來可申を存候。然共其内端々よても、火災之ため如何敷義も候哉、追る見分之者可相廻候。万一不念成義致置候ハ、御咎も可有之候、此段右之場所火防頭所之面々ニ可被相達候。以上。

四月

九月五日更ニ左ノ令有リ。

五日 ○享保十年九月。

一、水野壹岐守 ○忠 被渡候御書付

最前申渡候塗屋蠣から葺候場所、表向を普請いゝし、内之家作をいゝまゝ出來不致も有之様相聞候。彌當中普請出來候様可仕候。且又拜借金請取候者之内、いゝまゝ普請不取懸者も有之様ニ相聞候。左様ニハ有之間鋪事ニ候頭支配心を付、家作取懸リ、當中普請出來致候様ニ可仕候。

右之趣面々ニ可被相達候。九月

後十六年十七年ニモ、左ノ令有リ。

廿九日 ○享保十六年四月、大成令廿八日。

牛込御門外市ヶ谷御門外邊先達る塗家かきあら葺被仰出候場所よて、此度類焼之分、

覺

一、先達る拜借不仕、自分ニ塗家かきあら葺ニ普請仕、此度不殘類焼致候ハ、塗家かきから葺拜借被仰付候。

一、先達る塗家蠣から葺拜借仕、此度類焼いゝし候ハ、右之拜借上納分御借可被下候。

一、先達より塗家蠣から葺拜借仕、此度類焼之節、少々焼殘候分も、右之通ニ候間、向々頭々支配へ相達候、向々願書差出候様可被達候。○享保集大成、大成令同。 四月

十一日○享保十年五月

一、牛込御門之内瓦葺、同御門之外蠣からふき、拜借前々之通被仰付之。

一、左之書付渡、貳通也。

覺

一、牛込御門之内當三月廿八日類焼之面々、家作瓦葺ニ仕、火除成候様可致普請候。依之定之通拜借被仰付候、部屋住之者高半分之割を以拜借被仰付候。父子別屋敷罷在候者ハ、高割之通拜借可被仰付候事。

一、此度屋敷御用付る被召上、右之場所ニる替地被下候面々も、瓦葺家作可仕候。是又定之通拜借被仰付候事。

一、屋敷之内を親類等ニ借し、家建させ候者有之候ハ、瓦葺致させ可申候事。一、右之邊前々瓦葺被仰付、此度類焼之面々瓦葺仕候義勿論候事。

但先達より拜借上納之分、御借可被下候。少々焼殘候分も、拜借上納之分御借可被下候事。○享保撰要類集ニハ、更ニ拜借金高割ヲ記シ、本案ニ附記シテ、右御書付子五月十一日松平左近將監殿御渡奉成候ト有リ。

覺

一、牛込御門之外神樂坂邊、前々蠣殼葺被仰付、又ハ自分ニる蠣殼葺仕、此度類焼仕候面々蠣殼葺可仕候拜借被仰付候事。

但前方蠣殼葺被仰付面々ハ、拜借上納之分御借可被下候。少々焼殘分も、拜借上納之分御借可被下候事。

一、右之邊此度新規蠣殼葺被仰付候場所之内、蠣殼葺無之焼失之分ハ、蠣殼葺可仕候。拜借可被仰付候事。

一、右之場所之内、柿葺又ハ茅葺ニる、此度焼失不仕分も、蠣殼葺可仕候。是又拜借被仰付候事。

一、部屋住之者ハ、高半分之割を以拜借被仰付候。父子別屋敷ニ罷在候者ハ、高割之通拜借被仰付候事。

一、右之場所之内、住居無之者ハ、此度拜借不及候。以後家作も仕、住居候節、拜借可仕候事。

一、屋敷之内を外ニ借し、家建させ候者有之候ハ、蠣殼葺致させ可申候事。右向々へ可相觸旨、大目付へ酒井讚岐守○忠御目付へ太田備中守○實相達之。

附記
祝賀賜與

〔附記〕 祝賀賜與

十一日○享保十年四月公卿饗應の散樂あり。○中府内の市人拜覽をゆるされ菓子鳥目たまはる事を町奉行傳ふ。

廿二日大納言殿○總川家重御元服御任官の事にあづかりし奥右筆の徒に金たまふ、同じ御祝により替者盲者に鳥目若干を賜ふ。

有徳院殿御實紀ニ見ユ。世子家重○徳ノ元服任官ヲ祝スル也。

棄兒禁止方下問

巳○享保十年十一月十三日

樽屋ニ多年番名主に被申渡

一、此間町々ニ捨子多ク有之候、右減候仕方有之候ハ、書付可差出旨被申渡候。

末ッ

同月十七日

右ニ付、左之通書付同所に差出候。

棄兒禁止
方下問

町々ニ捨子有之ニ付、向後捨子減可申仕方考可申上旨被仰渡候ニ付、左ニ申上候

一、町々ニ捨子有之節、御訴申上、早速乳付、大切ニ養育仕、貫候者御座候得ハ、養育金相付、先々承届、慥成者ニ遣申候。依之渡世送兼候者、忤多御座候得ハ、無是非儀与存候得共、差當養育難仕、捨子仕候様ニ奉存候。尤近年諸色共ニ下直ニ罷成渡世仕候様ニ御座候得共、商賣薄ク、當日送兼、困窮仕候故与奉存候。然上ハ、向後何方ニ捨子御座候共、非人手下に被仰付候様ニ罷成候ハ、縦及飼命候共、一旦此儀を考、捨申間敷与奉存候。以上。

享保十年巳十一月

年番名主共

午○享保十一年正月晦日

一、捨子有之節、御訴之仕方、此間樽屋ニ多年番名主に被尋候ニ付、今日左之通書付同所に差出候。

捨子有之節、御訴之致方御尋ニ付存寄申上候

一、町中ニ捨子有之候節、唯今迄ハ早速御番所に御訴申上、養育之上、貫人有之候ハ、可申上旨被仰付、其上相煩候歟又ハ相果候得ハ、貫申候町内に爲

相知此節も御訴申上候ニ付、彼是六ヶ敷奉存候哉、貫人無之、養育之間久敷乳持付置、町内物入等多難儀仕候。向後名主共承届置、養育入念申付、其内ニ貫人承合、慥成ものニ養子可仕由願申者方、證文を取差遣し申候上ニ、何町誰と申者、養子ニ貫申度由申候ニ付、差遣候段御届申上候様ニ仕、尤貫人方ニ相果候共、何方にも届不申候様ニ仕候ハ、能貫人も早速有之、養育之間も少しニ町中御救ニ罷成候。

一、捨子町中ニ養育仕候内ニ相果候ハ、此義前々之通其町御訴可申上候。

一、右之通ニ被仰付候ハ、捨子減可申様ニハ不奉存候得共、町々難儀薄ク罷成申候、減可申儀ハ、去年中御尋之節申上候通、非人共方は少々宛添金仕相渡申候様ニ被仰付候ハ、捨子殊之外減可申様奉存候。
右御尋ニ付、存寄申上候以上。

午正月晦日

年番名主共

正實事録

物價低減令

物價低減令

享保十一年十二月

一、近年米穀下直ニ付、諸色直段引下ケ可申旨、去ル辰年^{○享保九年}相觸候處、吳服物類并酒紙炭薪等、其外少々宛直段引下ケ候品も有之候得共、小賣等ニ至り候ハ、前々差有替事も無之候。自今彌以問屋并小賣等迄直段引下ケ可申候。且又錢相場之儀近キ頃故なく段々高直ニ相成、例年節句盆前極月ニ至り、世上錢入方多有之節を以之外高直ニ相成候。此段を人を廻し各別ニ可遂論議候。此以後諸色直段を勿論、錢高直ニいさし候ハ、吟味之上急度曲事可申付候。尤諸品仕出し候元直段之儀、右ニ准し引下ケ不申候ハ、先達相觸候通其向々之商賣人共可訴出候。是又捨置候ハ、可爲越度候。右之趣可觸知候也。 十二月

享保集成^{○正實事録同}

享保撰要類集ハ、本觸書案ニ附記シテ、右觸書案午^{○享保十一年}十二月七日水野和泉守^{○忠}殿に上ル。ト曰ヒ、指令ヲ左ノ如ク記ス。

伺之通、町觸可申付旨、被仰渡奉畏候。

午十二月十四日

大岡越前守^{○忠}

諏訪美濃守^{○頼篤}

十二年丁未^{○享保〇紀元二三八七年}

二月廿六日癸丑^{○癸丑三正綜覽}

麴町^{○市内}

櫻田^{○町區}

久保

麴町櫻田公役金免除

幕府時代ノ救濟

四六七

町芝區市內邊ノ民家ヲ改造セシメ、五箇年間ノ公役金ヲ免シ、尋テ

隼町市內二拜借金ヲ許可ス。○享保撰要類集

麴町櫻田公役金免除

享保撰要類集ニ據レバ、左ノ如シ。

麴町并久保町通町々土藏造り之儀ニ付申上候書附

覺

麴町并櫻田久保町邊町々土藏造之儀當年中ニモ普請出來候様ニ可仕候。夫ニ付候由ハ、右町々致借金候歟、又ニ役錢差免候歟、了簡仕可申上旨被仰聞奉承知候。

一、右麴町并櫻田久保町邊ニ、何本普請ヨリ罷在候、只今之通ニ住居罷成候處、不殘藏造リニ致替候儀御座候間、公役金五年差免、普請之儀ニ來申ノ秋迄不殘土藏造リ塗家ニ仕候様申付可然奉存候。只今罷在候家作之木柱過半用立可申候得ニ、來申之秋迄ニ、如何様ニ普請可罷成儀与奉存候、借金之儀ニ中々才覺難仕事ニ御座候。

一、麴町之内隼町之儀ニ、先頃不殘類焼仕候間、何レニモ此度普請仕候儀ニ御座候。右隼町ニ、紅葉山御佛殿附御坊主御役屋敷ニ、前々ニ公儀御普請候處

去ル丑年ノ公儀御普請ニ相止、其代リ町屋御免ニ罷成候。右之譯故、隼町より公役金差出不申候ニ付、其御沙汰ニ及間敷候哉、又ニ少々成共拜借金被仰付、來申之秋迄ニ土藏造リ塗家ヨリ致普請之旨、寺社奉行より地主ニ申渡候様ニ可被遊候哉、尤町人共儀ニ私共方ノ猶又可申渡候。右之通奉伺候、則右町々公役金御免之積リ書別紙書付差上申候。以上。

二月○享保十二年

大岡越前守○忠相

諏訪美濃守○賴篤

下ケ札 麴町壹町目ノ拾町目迄、同所山本町、同所平河町壹町目ノ三町目迄。

右拾四町壹ケ年分公役金百五拾兩壹分。

右五ケ年分公役金御免高七百五拾壹兩壹分。

櫻田

太左衛門町、久保町、善右衛門町、伏見町、和泉町、備前町、兼房町、鍛冶町。

右八ケ町壹ケ年公役金七拾貳兩壹分銀七匁。

五ケ年分公役金三百六拾壹兩三分銀五匁。

麴町拾四ケ町、久保町邊八ケ町五ケ年分公役金御免高千百拾三兩銀五匁。

一、右櫻田鍛冶町之儀ニ、國役町役ニ、公役金ニ不差出、壹ケ年ニ鍛冶方七拾六人宛爲國役相勤、右人數高之積リ壹年ニ金五兩三分銀七匁宛鍛冶棟梁高

霸都時代ノ救濟

隼町拜借金
麴町櫻田公
役金免除事
蹟

井土佐方に相納申候。此國役金を外町之公役金同前ニ五ヶ年差免來申之秋迄ニ土藏造り塗家ニ致普請候様ニ申付可然奉存候。右國役差免候との義ハ御作事奉行高井土佐に申渡候様ニ可被仰渡と奉存候。

書面之土藏造之儀、當冬迄之内出來候様ニ可申付旨被仰渡奉畏候。先其通ニ申付、何卒冬迄之内出來候様ニ申付、替儀も御座候ハ、追而可申上候。以上。

未二月廿六日

大岡越前守

諏訪美濃守

公役金之儀書面之通五ヶ年可差免旨被仰渡奉畏候。

右書付二月廿四日水野和泉守之。忠殿に上ル。廿六日御下知相濟翌廿七日内寄合に呼出、麴町并久保町邊之もの共に、當秋迄塗家土藏造りニ可致旨依之五ヶ年之内公役差免候段申渡候。三月二日大岡越前守方寫來ル。

準町拜借金 享保撰要類集ニ據レバ、左ノ如シ。

麴町準町拜借金之儀ニ付申上候書付

覺

麴町之内準町拜借金被仰付候積り、左ニ申上候。

準町惣間口百五拾壹間八寸

準町拜借金
事蹟

拜借金金百兩 但、小間壹間ニ付三拾九匁七分餘相當り申候。

右之通被仰付十ヶ年賦返納之積可然哉と奉存候。但拜借を地主共に被仰付店之者共に、地主を夫々ニ割符いとし、拜借爲仕候筋と奉存候間、寺社奉行右之趣地主に申渡候様ニ被仰渡可然奉存候。以上。

三月

大岡越前守 諏訪美濃守

右書付未^{享保十二年}三月朔日水野和泉守之。忠殿に上ル。

土藏造りニ付地主に計拜借被仰付候。金高之儀ハ、御勘定奉行に可相談旨被仰渡奉畏候。以上。

未三月八日

大岡越前守

諏訪美濃守

紅葉山坊主居宅土藏造之積り、拜借地主に計如何可被仰付候。其段寺社奉行に被仰渡候由、奉承知候。右屋敷地借町人々、町並之通土藏造り塗家自分々々之可仕旨被仰渡奉畏候。以上。

未三月八日

大岡越前守

諏訪美濃守

三月十五日辛未^{享保十二年(紀元二三八七年)〇辛未三正綜覽}幕府金ヲ貸シテ、小石川筋小日

向筋^{〇市内小石川區}ノ土宅ヲ瓦葺若クハ蠣殻葺ト爲サシム。^{〇柳營日次記大成令}

土宅改造拜借金 防火、爲メ家屋ヲ改造セシムルコト、享保十年度ニ見ユル

土宅改造拜
借金事蹟

幕府時代ノ救濟

ハ既ニ之ヲ記ス。前者ハ四谷門外ヨリ市谷門外ニ至ル間ニ於テシ、此ハ小石川
小日向筋ニ於テス。

十五日○享保十
二年三月

覺

水道橋外小石川筋小日向筋万石以下之面々屋敷家作之義表通り瓦家并
居宅等可成丈ハ瓦家根ニ可仕候。然共本宅等有來住居瓦屋根ニ難成所々
々念入候蠣殻屋根ニ成共申付、火防ニ成候様當秋中可致候。依之左之書付
之通拜借金被仰付候。部屋住之者ハ高半分之割を以拜借被仰付之。

五十石○享保集成享保
撰要類集拾四兩九十九石迄

百石

金貳拾兩

貳百石

金四拾兩

三百石○六六百石迄

金六拾兩

七百石○九九百石迄

金百兩

千石○二二千石迄

金二百兩

三千石○四四千石迄

同三百兩

五千石○九九千石迄

同四百兩

右○上納之義ハ十年賦ニ返納可仕事。

未三月十五日

柳營日次記○大成令享
保集成同

四月○享保十二年紀
元二三八七年本郷湯島邊○市内
本郷區及小石川邊○市
内ノ民家ヲ土藏造

蠣殻屋根ニ改造セシメ、公役金ヲ免ス。○享保撰
要類集

本郷湯島小石川公役金免除 享保撰要類集ニ

小石川邊町々土藏造蠣殻屋根之儀申上候書付

覺

小石川邊土藏造蠣殻屋根被仰付候間、御勘定奉行申談、左之通奉伺候。

小石川諏訪町 金杉水道町 傳通院領白壁町

傳通院領表町 同六軒町 富坂新町

右之分麴町櫻田久保町邊之公役金五ヶ年御免ニシ、當秋迄之内土藏造塗家
之上、蠣殻屋根ニ普請仕候様ニ可申渡候哉、銅延板葺之儀も願出候ハ、勝手
次第ニ仕候様ニ是又可申渡候哉、奉伺候。

一、右町々之内諏訪町、水道町、富坂新町々、御小間遣陸尺、餌差、御犬引、吹上御庭
方之者拜領町屋敷ニシ、御座候間、地主にも申渡有之候様ニ仕度候。支配々々
被仰渡可被下候。以上。

幕府時代ノ救濟

本郷湯島小
石川公役金
免除

本郷湯島小
石川公役金
免除

四月

大岡越前守 諏訪美濃守

△下ケ札 本郷湯島邊町々、土藏造竈般屋根之儀、昨日被仰渡相濟申候間、書面之町々も本郷湯島邊一同、公役金銅延板葺之儀共、同前可申渡候哉、奉伺候。地主に申渡之儀ハ、少々遅成候も、苦ル間敷奉存候。

四月

大岡越前守 諏訪美濃守

○下ケ札 先日被仰渡候此地主に申渡相濟候哉之儀、支配々々承合申候處、未相知不申候。相知次第追而可申上候。

四月

大岡越前守 諏訪美濃守

書面之町々、下ケ札之通可申付旨被仰渡奉畏候。以上。

未四月十日

大岡越前守 諏訪美濃守

右書付未^{○享保十二年}四月五日水野和泉守^{○忠殿}に懸御目候。伺書ニ下ケ札認、同日ニ上ル。

〔附記〕 檢稻請願許否標準

德川理財會要ニ、

十二年丁未^{○享保十二年}九月、檢稻請願ノ許否及ヒ處理ノ順序ヲ定ム。

代官ニ令知シテ曰ク、其一、定免租額ノ田圃ニシテ、風水旱魃ノ爲ニ荒損シ、減租ヲ哀願スル有ラハ、其ノ收穫ヲ凶損スル定租ノ二分一以下ナル

者ハ之ヲ允許セス、二分一以上ナル者ハ、緻密ニ實際ヲ檢省シテ、其景況ヲ勘定所ニ詳報シ、以テ之ヲ允許ス可シ、又凶損額定租二分一以上ニ及フ有ラハ、之レガ減租ヲ裁可セヨ、其二、上項ノ減租法ニ於ケル所謂二分一以上及ヒ以下トヲ區別スルハ、檢稻方ノ如何ニ因リ或ハ錯誤スル無キ能ハス、勉テ順序ヲ逐ヒ以テ檢稻スルヲ要ス、其三、凡ク定免租額ノ地及ヒ檢稻收租ノ地ハ、共ニ荒歉ニ際シ巡村吏員ノ之ヲ報道スル有ラバ、直ニ手代ヲ差撥シ、檢察ヲ經テ迅速ニ具申シ、而モ尙ホ再旺秋熟ス可キノ景況有ラバ、又速ニ具申セヨ、然レトモ荒歉ノ景況ニ因リ、各員宜ク速ニ臨檢スベシ、或ハ時ニ副檢員ヲ發遣スルニ由リ、若シ報道ヲ稽延スル有ラバ、將ニ村民ノ失錯ニ歸セン、豫メ各村ニ告諭スベシ。

十三年戊申^{○享保十二年}二月朔日丁丑^{○丁丑、三正綜覽}幕府疱瘡流行スルヲ

以テ、旗下ノ士ニ藥劑ヲ給賜ス。其後モ同様ノ事有リ。^{○柳營日次記、御徒方萬年記。}

藥劑給賜 傳フラク、

朔日^{○享保十三年二月}

陰陽二血丸、疱瘡ニ宜由被爲聞召、布衣以上之面々被下旨、伊豫守^{○本多忠統}申

霸都時代ノ救濟

附記
檢稻請願
許否標準

藥劑給賜

藥劑給賜事蹟

達之。

十四日

一、疱瘡之藥陰陽二血丸○丸役人中被下之、御番方迄被下、番方河野松庵に拜領スト也。柳營日記

一、二月朔日○享保十三年

疱瘡流行候に付、二血丸御調合、一役に一包宛可被下旨、御藥今日出來合不申候に付、出來次第御渡可被成由、於山吹之間本多伊豫守殿○忠被仰渡之。

一、二月二日

於山吹之間、二血丸壹包宛、有合之詰番へ本多伊豫守殿○忠御渡。

但、右御禮之儀者、伊豫守殿御宅に計諸向參、衣服麻上下に參候由。

一、同日○享保十三年二月廿一日

二血丸被下候。

奧醫師

井關玄悅、栗本瑞見、河野松庵、橋隆庵、岡道滄○甫庵、村上養純、小森西倫、井關

玄周、長尾文哲、内田玄勝、高木玄齋、半井驢庵、今大道道三、澁江通玄院、小島昌

怡。

右醫師衆に此間二血丸被下置候、布衣以下之御直參に望之者、右之衆中に申達候様可仕旨、水野壹岐守殿○忠被仰候由、御目付石野八太夫○範本番石河庄九郎○土佐被申聞候。

右御藥頂戴仕度面々者、御徒方に差頭々に相達、頭々差圖之上、右醫師衆に相越、頂戴致し可然旨、組々に無急度相觸候様、庄九郎組頭三宅彌兵衛に申渡之。

○朱書

右二血丸、御徒方に差相願、致頂戴候組々に有之、七番組杯ハ八人頂戴いたし候。御徒方萬年記

〔附記〕 蠲租減租規定

十三年戊申○享保四月、租額蠲除ノ制限ヲ改正シ、更ニ凶損額十分ノ四以上ヲ以テ定規ト爲シ、兼テ徵收方ヲ豫令ス。○中略勘定所定書卷一。八月、凶損額十分ノ四以上ヲ減租スルノ處理方ヲ定ム。○下略刑錢須知卷九。

德川理財會要

元誓願寺前小柳町

木村春徳

附記
蠲租
減租

施療

施療

霸都時代ノ救濟

一、江戸町中末々ニ至迄當十二月分來酉十二月迄春徳宅ニ多病人施藥致候。重病ニ多難參者方々ニ春徳罷越様子見可申候間右之段町中可申聞候。十二月〇享保十三年。

大成令〇享保集成同。

士宅瓦葺拜借金

三日己卯〇享保十三年紀元二三八八年二月〇己卯三正綜覽幕府番町糶町元山王邊永田町〇市内麴町區ノ燒失地士宅ヲ瓦葺ト爲サシメ、拜借金ヲ許可ス。三月七日丁巳〇享保十三年紀元二三八八年〇丁巳三正綜覽亦小川町猿樂町〇市内神田區ノ燒失地ニ同様ノ命有リ。〇柳營日次記。享保集成。

士宅瓦葺拜借金事蹟

士宅瓦葺拜借金

三日〇享保十三年二月

水野壹岐守〇忠殿相渡候書付

舊臘六月十日番町糶町元山王邊永田町之内万石以下類焼之面々家作致候ハ、居宅長屋等随分小住居ニ致輕キ瓦屋根ニ申付、火除ニ成候様普請可致候。依之左之通拜借被仰付候。部屋住之者、高半分之割を以て被仰付之。但し瓦葺ニ成候場所之儀、駒木根肥後守〇政可被承候。

一、五十石迄ハ	金拾四兩	一百石	金二十兩
一、二百石	金四十兩	一、三百石迄	同六十兩
一、七百石迄	同百兩	一、二千石ヨリ	同二百兩
一、三千石迄	同三百兩	一、五千石迄	同四百兩

右上納之儀、十年賦返納可仕候事。

七日〇享保十三年三月

一、水野壹岐守被相渡候御書付

先月十六日小川町猿樂町邊之内万石以下類焼之面々家作仕候ハ、居宅長屋等随分小住居ニ致、輕キ瓦屋根ニ申付、火除ニ成候様普請可致候。依之左之通拜借被仰付候。部屋住之者、高半分割を以被仰付候。但瓦葺ニ成御場所之儀、駒木根肥後守〇政可承合候。

一、五十石迄	金十四兩	一百石	金二十兩
一、九十石迄	金十四兩	一、三百石迄	同六十兩
一、貳百石	同百兩	一、二千石迄	同二百兩
一、七百石迄	同百兩	一、五千石迄	同四百兩
一、三千石迄	同三百兩		

霸都時代ノ救濟

右納之儀、十年賦ニ返納可仕候事。

以上

申三月

柳營日次記○享保集成同

覺

赤坂御門之内本屋敷○頼

一、高千石

諏訪美濃守○頼

右私屋敷舊冬六日居宅類焼仕候。此度瓦葺普請仕候ニ付、拜借金請取申度奉願候。以上。

申○享保二月

右書付、同月十二日駒木根肥後守○政遣ス。

請取申拜借金之事

合金貳百兩ニ

小判也

右ニ去未十二月六日十日、番町元山王邊永田町之内、類焼之面、家作輕キ瓦屋根ニ申付、火除ニ成候様ニ普請可仕旨被仰出候。依之爲拜借金受取申候。返納之儀ニ來酉暮ノ午暮迄、十ヶ年賦壹ヶ年ニ貳十兩宛元方御金藏之上納可仕候。仍如件。

享保十三年申二月 高千石

拜領屋敷赤坂御門之内
町奉行 諏訪美濃守○頼

戸田忠兵衛○正殿

深津八左衛門○宜殿

黒澤直右衛門○高殿

仙波彌一郎○種殿

表書之金貳百兩被相渡返納之儀ニ來酉ノ午迄拾ヶ年賦ニ壹ヶ年金貳拾兩宛返納皆濟之上、此手形引替可被相返候。斷ニ本文ニ有之候。以上。

申二月

細田彌三郎○時印

神谷武右衛門○久印

公事方無印形 辻六郎左衛門○參

右同斷 杉岡彌太郎○能

萩原源左衛門○美印

公事方無印形 稻生下野守○正

右同斷 久松大和守○定

在方御用ニ付罷越候ニ付無印形 箕 播磨守○正

駒木根肥後守方政印

和泉忠之水野印

戸田忠兵衛殿

深津八左衛門殿

黒澤直右衛門殿

仙波彌市郎殿

享保撰要類集

九月元享保十三年紀江戶洪水有り、幕府被害ノ吏員ニ休暇ヲ許シ、家

人ニ金子ヲ貸與ス。柳營日次記。御徒方万年記。有徳院殿御實紀。

水災救濟

水災救濟事蹟

三日元享保十三年九月

一、去二日小石川小日向本所邊水出候場、床上三寸多ク付候面々、水休十五

日被仰出之

九月五日元享保十三年

下谷淺草本所罷在候御本丸方御徒十二組、一昨二日風雨出水致、住居床之上迄水付申候。例之通日數廿日水休之義申渡度奉存候得共、右之通組數多御座

候ニ付、不罷成候。依之御供番組晝御臺所本御番組朝夕御夜食共、加御番組御夜食、休之日數之内御臺所被下置候様ニ奉願候。先年組數類焼之節、休不罷成候ニ付、休之日數之内御臺所被下候。右ニ准し願申上候。以上

九月四日

御徒頭

九月六日

去二日出水ニ付、御番休日數之儀、二日ハ十五日之積休立候。此段諸向ニ申聞候様ニ本多伊豫守殿統被仰渡候旨、御目付有田三郎左衛門光今日結番大久保甚右衛門忠被申聞之、佐々又四郎成水休ニ付、右之段甚右衛門ハ遣之。

右洪水之儀、左之趣御番所書留ニハ無之候得共、下谷組屋鋪御徒組之内ニ書留有之候ニ付、記置申候。御徒方萬年記

此外諸書記ス所、異事無ケレハ舉ゲズ。若夫水災ノ狀況ハ、變災篇ニ之ヲ詳ニス。

十四年己酉元享保九年二月廿六日辛丑辛丑三飯田町市內ノ公

役金ヲ免ズ。民屋改造ノ爲メ也。享保撰要類集

飯田町公役金免除 享保撰要類集ニ、

幕府時代ノ救濟

飯田町公役金免除

飯田町公役金免除事蹟

元飯田町塗家土藏造之儀申上候書付

覺

飯田町近所、武士方之常之普請ニ御座候得共、御城風上火除之爲ニ御座候間、飯田町之儀、此度焼候所焼残りともニ不殘塗屋土藏造リニ罷成候ハ、可然奉存候。彌右之通可被仰付候ハ、先格之通五ヶ年公役差免當秋迄ニ普請不殘仕立候様可申付候哉奉伺候。則繪圖壹枚略。差上申候以上。

二月

大岡越前守 諏訪美濃守

下札元飯田町公役金壹ヶ年金三拾五兩壹分、同五ヶ年金百七十六兩壹分。

右之通ニ御座候以上。

右書付酉○享保十四年二月廿三日酒井讚岐守殿○忠ニ上ル。是々水野和泉守殿○忠。

御不快ニ付、讚岐守殿御用番御勤被成候。

伺之通可申付由奉畏候以上。

西二月廿六日 大岡越前守 諏訪美濃守

翌廿七日内寄合ニ申渡ス。美濃守ニ後扣認同席ニ申遣ス。

〔附記〕 享保十四年ノ救濟施爲

附記
享保十四

年ノ救濟
施爲

享保十四酉年十月廿八日

近年諸人勝手向難義候由付、借金銀割分等相減候様ニ被仰出候。夫ニ付諸拜借今年分上納之儀、御用捨を以被差延候間、右之分來年より上納可仕旨被仰出候間、其趣可存候。

享保集成

右之通可被相觸候。

廿六日○享保十四年十二月

一、町奉行ニ被仰渡候御書付○一通略

當時米下直ニ候處、町中店賃地代諸奉公人給金高直之由相聞候、ケ様ニ有之間敷事ニ候。自今店賃地代奉公人給金引下ケ可申候。夫ニ付公役金之儀、來成年ノ二割通引方申付候間、其旨可相心得候。米高直ニ成候節、元之とく可差出事。○享保集成同

柳營日記

町方地代店賃諸日雇奉公人給金等之儀申上候書付

覺

近年米穀下直ニ付、町方地代店賃諸日雇徒以下諸奉公人給金道中駄賃等、其外諸色高直成品ハ、引下ケさせ可然候間、了簡仕可申上旨先頃被仰聞候

幕府時代ノ救濟

ニ付左ニ申上候。

町方地代店賃

右地代店賃之儀慶長金通用之節より只今迄高下無之所者新金ニ成引下ケ新地様ニ取引仕候慶長金ニ極候地代を其後上候處ニ新金ニ成引下ケ新地之所者近所古町之積を以古町少々宛下直ニ借申候得共近年明地明店多罷成候ニ付猶又相對を以引下ケ借シ候處御座候右之通ニ仕候も地代店賃相滞候由ニ御座候畢竟地主申者町人ニ過半商賣人ニ御座候地代店賃之儀一割引下ケさせ候ハ輕地借り店借り裏店之者杯之爲ニ罷成候然共其分諸品之直段に差加可申候間諸色之直段都只今高直ニ罷成哉左候得世上之益ニ罷成間敷候然共此上一割程宛引下ケさせ可申候哉地代店賃引下ケ候上公役金之割をも御引下ケ不被下候ハ如何ニ可有御座候彌一割も引下ケ候様ニとの御事候ハ町觸相認追相伺可申候。

町方諸入用

同屋敷賣買町禮

右近年段々減少爲仕候得共尙又此節輕ク仕候様ニ可申付候哉。

諸日雇諸職人

右者明曆寛文兩度賃銀之定御座候處當時少々驚之者普請方日雇賃銀高直ニ相見候間△明曆寛文御定之通下直ニ爲致可然奉存候。

徒以下諸奉公人

右者近年請人共之仕方不宣缺落ものも多ク御座候間此度請人之人數を定組合を相極置一組切ニ名主共申合吟味爲仕諸奉公人給金自今下ケ札之通引下させ別紙之通御觸御座候可然奉存候此儀者武士方は殘御觸御座候様ニ仕度奉存候右之通給金御定御座候も數多之儀ニ御座候得急度メリ可申様ニ不被存候得共只今迄之通ニ無御座給金下直ニ罷成哉御觸書□案壹通并武士方は被仰渡候御書付案共ニ貳通奉入御覽候。

道中駄賃錢

右南傳馬町名主新右衛門方ニ下ケ札之通之證文区致所持候當時米大豆共ニ下直ニ付證文差上度旨申出候依之万治以來米大豆下直成儀後可有

之處、如何いゝし只今迄不差出候哉之段、相尋候得也、米下直成節も可有之候得共、大豆貳石七斗迄を不仕候故、上不申候哉、前々之儀、耽も不相知候由申候、併當時米を貳石餘大豆を三石之餘下直に罷成候に付、書付差上候旨新右衛門申候。

一、證文之内貳通も有之、證文并其節之駄賃之儀を、年久敷儀故相知不申候。一、万治二亥三月迄を、品川迄之駄賃錢四拾貳文に候處、下ヶ札之證文相渡り、壹厘五文増之積り五拾三文に罷成候、其以後寶永四年に品川迄九拾四文に被仰付、今以其通に御座候由申候。右之通故、大傳馬町名主勘解由、南傳馬町新右衛門相名主善右衛門どもにも、右證文之譯相尋候處、外名主共方にも右證文無御座候、先年より度々類焼仕候處、御書付之類所持不仕、右之様子一向相知不申候、米大豆共此節下直に付、若駄賃御引下ヶ可被仰付候哉、左候得を御當地馬持共不及申道中筋迄も殊之外難儀可仕候、然共米大豆共下直に付る被仰付候上を、可申上様無御座候旨、名主共申之候、如何可被仰付候哉、御當地之儀者、右之

通申候得也、駄賃之儀を道中に相懸候事、御座候間、道中奉行も猶又委細可申上も奉存候。

一、諸色直段之儀、吟味仕候處、問屋直段を先年より下直に御座候得共、仲買小買共、數多所々に有之、問屋直段より下直成も御座候、又少々高直成品も御座候得共、都る近年諸色下直に御座候間、先此儀も御見合も可被遊候哉、右之通奉、伺候以上。

十二月

大岡越前守

諏訪美濃守

明曆三酉年御觸書

一、諸職人作料

- 上大工壹人ニ付 三匁飯米共〇
- 當時貳匁八分三匁迄
- 上木挽壹人ニ付 貳匁同斷
- 當時貳匁貳分貳匁五分迄
- 上屋根替壹人ニ付 三匁飯米共
- 當時貳匁三分貳匁六分迄
- 上左官壹人ニ付 三匁同斷
- 當時貳匁八分三匁迄

下ヶ札

下ヶ札

上石切壹人之付 三匁同斷
 當時四匁ノ四匁五分迄
 上疊刺壹人之付 三匁同斷
 當時貳匁三分ノ貳匁五分迄
 寛文丑年御觸書
 一、日雇賃銀
 薦之者壹人之付 壹匁三分餘
 當時壹匁八分ノ貳匁又は三匁迄
 普請道具持候日雇壹人之付
 當時貳匁程

下ケ札
 ○
 此明曆年中御觸之儀、大、火事之付御觸有之と被存候。明曆御觸ノ當時惣體下直之御座候内、石切手間賃當時高直之御座候并寛文御觸書ノ當時薦之者普請方之者賃銀書面之通高直之御座候間明曆寛文御定之通引下ケさせ是ノ下職人之右ニ准シ引下ケさせ可申候。

並徒之者 給金貳兩貳分ノ三兩迄
 當時三兩貳分ノ四兩迄
 同足輕 同貳兩ノ貳兩壹分迄
 當時貳兩貳分ノ四兩迄

下ケ札
□

同鍵持 同壹兩三分ノ貳兩迄
 當時貳兩壹分ノ三兩迄
 同陸尺 同貳兩貳分ノ貳兩三分迄
 當時三兩ノ三兩貳分迄
 同口附之者 同壹兩三分ノ貳兩迄
 當時貳兩ノ三兩迄
 同草履取 給金壹兩三分ノ貳兩迄
 當時貳兩ノ三兩迄
 同挾箱持 同斷
 當時貳兩壹分ノ三兩迄
 同中間 同壹兩壹分ノ貳兩迄
 當時壹兩貳分ノ貳兩迄
 同端女 同壹兩ノ壹兩貳分迄
 當時壹兩貳分ノ貳兩迄

覺

一、道中駄賃錢壹里ニ付五文増之書付、先年兩通差出候處、舊冬取返シ候、然共今程米大豆高直ニ候間、如跡々高札之表ニ五文増之積リ駄賃可有之、但米々金壹兩ニ付壹石七斗程、大豆々貳石七斗程之直段ニ付候時、此書付、公儀ニ可差上者也。
 万治二年亥三月廿二日
 源左衛門(〇)曾根吉次(印)

霸都時代ノ救濟

藏 人(○伊丹勝長)印
 治左衛門(○村越吉勝)印
 備 前(○神尾元勝)印
 安 房(○北條正房)印
 下 總(○兼松正直)印
 江戸傳馬町

右書付、酉[○]享保十四年十二月廿五日水野和泉守之[○]忠殿之上ル。

米下直之付而店賃地代諸奉公人給金引下ケ候様ニ町中ニ可申渡候夫之付公役銀之儀
 貳分通り差免候米高直ニ成候ハ、其節又元之如ク可申付候。右者私共心得ニ而申渡候
 趣、町人共ニ可申渡旨、奉畏候。以上。
 西十二月廿五日 大岡越前守 諏訪美濃守

享保撰要類集

米穀買收

十二月廿二日壬戌[○]享保十四年(紀元二三八)[○]壬戌三正綜覽 幕府米穀ヲ買收シテ、價額ノ
 昂上ヲ圖ル。蓋諸侯旗下ノ士ヲ救濟セムト欲スル也。[○]正實事錄享保撰

要類集三貨圖
 彙月堂見聞集

米穀買收事蹟

米穀買收

豐作連年ニシテ、米價低落シ、士人ノ困窮スル者少ナカラズ。幕府乃

チ米穀ヲ買收シテ、價額ノ昂上ヲ圖ル。蓋常平倉ノ制ニ倣フ也。

覺

惣ゝ米直段ニ付、世上難儀致シ候ニ付、當年ノ段々御買米有之候間、致入札候
 者、[○]ル廿五日四時淺草御藏役所ニ參委細承翌廿六日四ツ時同所ニ入札可
 致持參候。

一、御買米之儀、町相場ニ准シ候様ニ仕、高直ニ仕間敷候。

一、御買米納候ニ付、舟賃其外入用之儀ハ、御買米直段之外ニ、書付入札ト一所

ニ可致持參候。

右之通被仰渡候間、町中不殘入念可被相觸候。以上。

十二月廿二日[○]享保十四年

町年寄三人

正實事錄

享保十五年正月

御買米有之候間、入札致候者、來ル七日御藏役所ニ入札持參可仕候。尤買上可
 申石數直段、上中下三段ニ仕、手本米も三段ニ仕持參可仕候。張紙今四日ハ淺
 草御藏役所張置候間、寫度もの勝手次第罷越、張紙寫取可申候。諸事十二月廿

幕府時代ノ救濟

五日差出置候張紙之通ニ候間、其旨存候ものハ、張紙寫取ニ不及來ル七日直ニ入札可致持參候。

一、御買米之儀、町相場ニ准し候様仕、高直ニ仕間敷候。

一、御買米納候ニ付、船賃其外入用之儀ハ、御買米直段之外ニ、書付入札と一所ニ可致持參候。

右之通早々町々ハ不殘可被相觸候以上。

正月

享保十五戌年七月

一、此度御年貢米を以、御料所ニ置扱六十万石被仰出差置候。依之此度ハ來年ハ掛り、段々御買米有之候事。

一、右御買米之儀、入札ハ相止候間、米賣上度者ハ、上中下之手本米ニ國處を書記直段書付相添來ル十七日淺草御藏ハ可致持參事。

但、右手本米並書付持參候ハ、二三日中御買上之儀可申渡候。

一、御買米之儀、其節之時相場准し候様ニ買上可申付候事。

一、御買米附送候船賃其外入用ハ、一品切ニ金高別紙ニ書付、御買米直段ハ仕

込候儀仕間敷事。

一、御買米水揚人足ハ、御藏ハ差出可申候。米納候儀ハ、汐時ニハ勝手次第可相廻候。早速納可申候。万一日暮候ハ、其方より番人付置翌日可納事。

一、米納之儀、唯今迄之通三十六俵揃ニ致し、さをくしを入、何千俵ニハ三俵廻シヲ立、平均石高を以可相納事。

一、代金渡候儀ハ、米納仕廻候ハ、早速可相渡事。

一、大坂ニハ、當秋ハ段々御買米有之候事。

右之通相心得御買米直段と時相場並大名給之拂米直段各別之相違無之様可仕候。不埒之仕方有之者相聞候ハ、吟味之上急度可申付者也。七月

享保十五戌年八月

一、先頃ハ御買米有之候處、此間者下米多ク差出候。右買米者御遣方米ニ成候間、其趣を存、上米多古米新米可差出候以上。八月

享保十五戌年十一月

一、御買上米有之節、入札ニ手本米相添差出候様、先達ハ相觸候處、手本米ニ者能米差出、納米ニ至惡米差出候付、選出シ多ク漸三分一又者半分程相納、御買

上石數減候。向後手本米も同米を急度可相納候。若不埒之仕形に紛敷儀も有之候ハ、吟味之上、急度可申付候。此旨町々米商賣致候者共、可觸知候以上。十一月

——享保集成

惣町觸案文

御入用米多有之、米買上候間、米屋に不限米所持致賣上度者ハ、淺草御藏に手本米並可賣上直段書付、可致持參候。以上。

戊八月

書面之通觸候様ニ被仰渡奉畏候。是ハ町奉行ハ觸候様ニ可申談候。以上。
御勘定方
戊八月八日

書面之通町觸可申付旨、被仰渡奉畏候。以上。
諏訪美濃守
戊八月八日

右御書付戊^{○享保十五年}八月八日松平左近將監^{○乘}殿詰番諏訪美濃守^{○頼}に御渡

御買上米之儀ニ付御觸書案

先頃ハ段々御買米有之儀ハ、來年中御遣米御貯米ニ相成、追々御拂米ニ不[○]成答ニ候處、實正不承[○]届、御拂米ニ可成由申觸、米相場之障ハ相成候由相聞、不

届ニ候。右之通今度御買上之分ハ、御拂米ニ決[○]る不相成候間、猥成儀取沙汰仕間敷候。此以後不實成取沙汰致候もの有之ハ、吟味之上、急度可申付候間、町中可相觸候。

八月

右書付戊^{○享保十五年}八月廿日松平左近將監殿に大岡越前守差上、存寄申上候處、

先此御觸ニ此度ハ御止可被成旨、被仰、御返シ被成候。外ニ左之御觸書計爲相觸候様ニモ、御勘定奉行に書付御渡被成候。即日駒木根肥後守^{○政}ハ町觸之儀申來ニ付、月番諏訪美濃守方ハ町觸申來ル爲見合左ニ記。

先頃ハ御買上米有之候處、此間者下米多差出候、右買米ハ御遣方米ニ成候間、其趣を存上米多古米新米可差出候。以上。

——享保撰要類集

戊八月

享保十五年庚戌年十二月

廣島米 代^{新銀}二十九匁八分。 備前米 代^同二十八匁六分。

中國米 代^同二十二匁二分。

近年打續米價下落ニテ、東西諸侯始メ、御旗元困窮難澁ニ付、米價引立ノ爲メ、

幕府時代ノ救濟

當正月江戸商人ノ米一萬三千石御買上ケコレ有茲ニ於テ一時ニ相庭五六
匁上ル。 — 三貨圖彙

正月十三日○享保十五年
○中略

今度江戸にて米一萬三千石餘御買上ケ被遊候。是は御旗本衆へ御知行米に
成申候。又は餘り米下直に付諸商賣無之故如此。依之米一石に付五六匁も高
直に成申候。 — 月堂見聞集

是ヨリ先幕府ハ御用米商ヲ設ケ商場ヲ開設シ江坂ノ糶米ヲ專權セシメ以テ
米價ノ平準ヲ保タムト欲シ享保十年以來左ノ如キ施設ヲ試ミタリ。

享保十巳年十一月

- 一、今度本材木町紀伊國屋源兵衛同所大坂屋利右衛門北新堀野村屋甚兵衛
買米之儀相願吟味之上左之通申付候。
- 一、於江戸并大坂米高何程ニあるも右三人之者共自分金銀を以買取候筈ニ候。
尤脇之米商賣人共に一切相障不申様申付候。
- 一、淺草御藏拜借申付候右買米詰置尤賣拂之儀も勝手次第申付候。
- 一、大坂御城米江戸表に御廻米之内十萬俵爲替之儀申付上納之儀ハ淺草御

藏に相納候筈ニ候。

一、今度於大坂米相場相立候場處差免候。右場處に仲買共寄合賣買可仕候。此
外脇々寄集相場相立候儀堅無用可仕候。

但、諸國ハ入津之賣米問屋共方ニある其時之相場を以賣買仕候儀ハ只今ま
ての通可仕候。

一、西國北國筋其外諸大名大坂著米入札之節拂米看板出し候分其落札之買
人より一石ニ付銀二分充口錢右三人之もの方に請取之内半分ハ仲買共方
に令割符候筈ニ申付候間落札之買人共其段相心得無滯可差出候。

附、諸國より入津之賣米町人賣買之米よりハ一切口錢取不申筈ニ申付候。
右之趣申付候間此旨町中に可觸知者也。

十一月

— 享保集成

十一月○享保十年三名ノ米商等江戸大坂兩地ノ糶米ヲ專權シ商場ヲ開設スル
ノ請願ヲ允許ス。

江戸市街ニ令示シテ曰ク、○中略。○上記享
保集成ニ同シ。

此令アルヤ三名ノ商賈等十一年丙午○享ヨリ更ニ米商會場ヲ開設シ、一

時江戸大坂兩地糶糶ノ權ヲ專有セリ。後チ又々其業ヲ廢セリト雖モ、十五年以降大坂堂島會場ノ繁盛ヲ來ス、其端蓋シ此時ニ開ケリ。雜記 卷一

十二年丁未、江戸市街ノ商賈三名川上某、中川某、久保田某ニ、大坂市街ニ米商會場ヲ設置スルノ請願ヲ允裁ス。十年乙巳十一月ノ令示ニ同シ。

蓋シ此令アルモ、後チ之ヲ禁停セリ。雜記 卷一

德川理財會要

享保十四酉年四月

一、近年八木澤山ニ有之付、米屋共八木買置候、亦も不苦候。可存其趣候。依之當五月以後致買置候付、金銀借用之上濟方滯候分、奉行所願出ニおて、濟方可申付候間、右借し渡し賣渡候先キ々滯候出入共ニ、自今可訴出候。右之通、町中可觸知者也。四月

享保集成

十四年己酉○享江戸市街ノ米行ヲ三部ニ區分シ、伊勢町本船町、小舟町堀留町、小網町堀江町等ニ居住スル行僧中、一ヲ下リ米問屋ト爲シ、五十七國山和河内、和泉、攝津、伊賀、伊勢、志摩、尾張、三河、遠江、駿河、甲斐、伊豆、近江、美濃、飛騨、信濃、出羽、若狹、越前、加賀、能登、越中、越後、佐渡、丹波、丹後、但馬、因幡、伯耆、出雲、石見、隱岐、播磨、美作、備前、備中、備後、安藝、周防、長門、讚岐、伊豫、土佐、阿波、淡路、紀伊、筑前、筑後、豐前、豐後、肥前、肥後、日向、大隅、薩摩ノ米穀ヲ專權セシメ、一ヲ關東米穀三組堀江町、第一街、小舟町、三町、三居ノ米穀ヲ經紀セシメ、坂東九國武藏、相模、安房、上野、總、下野、陸奥ノ米穀ヲ經紀セシメ、各市街ニ散居スル行僧ヲ地回米穀問屋ト爲シ、共ニ九國相模ハ浦賀港關以內ヲ限リ、陸奥ハ河ノ規例タルヲ以テ、下リ米問屋及關東米穀三組問屋ニ輸入スル米穀ヲ買收シ、之ヲ米商其他ニ販賣スルハ、河岸八町本船町分テ二街ト爲シ、伊勢町分テ三街ト爲シ、小舟町、小網町、第一街及堀留町ヲ以テハニ歸シ、又々上國輸入米ヲ河岸八町米仲買ヨリ買收シ、近邦輸入米ヲ地回米穀問屋ヨリ買收シテ販賣スル者ヲ、脇店八ヶ所河岸八町ノ外、各街所在ノ米舖ニ爲シ、以テ遍ク輸入米ヲ經紀賣買セシム。

諸國ヨリ江戸府内ニ送輸スル米穀ハ、從前里俗河岸ト呼稱シ、沿岸ノ市街即チ伊勢町、本船町、小舟町、堀留町、小網町、堀江町等ヲ謂フニシテ船舶ノ停泊荷包ノ交卸ニ便宜ナルヲ以テ、行僧等此地ニ居住シ、上國及ヒ陸奥地方其他江戸近邦ノ輸入米ヲ論ゼス、都テ之ヲ買收シ、而シテ輸入米額ヲ録上セシモ、合同經紀スルヤ、一タビ凶歉ニ値ヘバ往々ニシテ提警ノ道ヲ失スル無キ能ハズ。故ニ是歲始テ之ヲ區分專權セシム。米穀一件米 高調ノ部

德川理財會要

享保十五戊辰年七月

霸都時代ノ救濟

皆川町一丁目六兵衛、堅大工町喜兵衛、神田多町二丁目源右衛門。

小網町一丁目源右衛門、深川扇橋町吉右衛門。

淺草田原町二丁目安右衛門、同所同町次郎左衛門。

永富町一丁目平吉。

通三丁目市兵衛。

右五組之者共、此度米延賣切手賣相場會所相願候ニ付、願之通申付候。望之者ハ、右會所ニ致對談賣買可仕候。

右之通、町中不殘可相觸者也。七月

——享保集成

十五年庚戌^{○享保}七月、今回期月ヲ定約シ、又ハ米券ヲ以テ實米ヲ賣買スルノ

會場ヲ設立センコトヲ米商九名^{皆川町第一街六兵衛、堅大工町喜兵衛、神田多町第二街源右衛門、小網町第一街源右衛門、深川扇橋町吉右衛門、}

淺草田原町第二街安右衛門、同町次郎左衛門、^{ヨリ}請願シ、之ヲ允許スルニ由リ、若シ之ヲ

賣買セント欲スル者ハ、其會場ニ就キ宜ク協議營爲スベキヲ、江戸市街ニ令

示ス。^{古御觸書 卷二十五}

八月二十二日大坂市街ニ米商會場ヲ開設シ、古來ノ方規ニ準據シ、米穀賣買

營業ノ請願ヲ允裁ス。

江戸市街ニ令示シテ曰ク、今回大坂ニ於テ左項ノ條款ヲ告令ス、然モ之ニ

倣ヒ本地ニ施行スルヲ許サズ、因テ大坂地方ニ令示スル別款ヲ發下シ、之

ヲ知會セシム。別款ニ曰ク、近歲米穀賣買ノ事項タル、百般ノ請願ヲ來シ、爲

メニ米商等モ頗ル危疑ノ念ナキヲ保セス、遂ニ米價ノ支障ヲ釀成セリ、今

後米價ニ關スル請願ハ、一切ニ許容セザル者ト知會セヨ、特ニ大坂米商等

ハ、悉ク舊慣ニ仍リ、諸國ノ商賈及ヒ大坂市街ノ牙僧等ト共ニ、流相場ノ賣買

約ヲ破解スル者ヲ云フ。其法例ハ、米價昂低ノ甚タシキ時ハ、商賈ノ向モ亦偏倚スルガ爲

メ、其價將ニ貴ラントスルニ方リ、惟ニ買者多ク賣者寡シ、其價賤カラントスレバ、賣者多ク買

者寡シ、故ニ會場ニ於テ火ヲ繩頭ニ點シ、解ハ本文ニ載ス、其火ノ滅スルニ至ル時、限中一賣買

ナキ時、終ニ本日ノ價格ヲ立定スルヲ得ズ、是ヲ以テ已ニ賣買スル者ハ、悉ク其定約ヲ破解

スル者ニ由テスルヲ要ス、兌舖^{則チ米方兩替ト稱スル者ニシテ、米價高低ナク商賈等}

ト爲ス。ニ由テスルヲ要ス、兌舖^{則チ米方兩替ト稱スル者ニシテ、米價高低ナク商賈等}

以テ影響ヲ米價ニ及シ、商賈ノ氣向ヲ變動スルノ作用ヲ施シ、又其兌換ノ方法ハ、牙僧等米商

ニ非ザル者ノ囑託ニ由リ、直ニ商場ニ於テ私協賣買シ、其米額價格ヲ券書ニ記載シ、又囑託者

ヨリ交付スル證據金員ヲ添付シ、以テ兌舖ニ送致ス。而シテ兌舖ノ之ヲ保管スルヤ、又運轉賣

買シテ其潤利ヲ占ム囑託者若シ、算還ヲ要セバ、則チ本日ノ時價ヲ用ヒ、控除計算シテ以テ價

還スル者ト爲ス。又實米賣買ニ入替兩替ト稱シ、牙僧等ニ金還ヲ貸付スルノ兌舖アリテ、多ク

米券ヲ典取シ、或ハ商況ニ應ジ、既ニ典取スル米券ヲ運轉販賣シ、若シ典主ヨリ交還ヲ要セバ、

他ノ米券ヲ買取シ、以テ潤利ヲ占ム。故ニ封緘ノ如キモ、亦前日已ニ營業スル五十餘

戸ト協約シ、證據金^{米商ニ非ザル者ノ資産ヲ保治セシメ、若失利及ヒ米價ノ控除計}

算スルガ爲メ、保管スル者ヲ謂

爲ス可シ。而シテ江戸堀ハ、天明年間相模屋某又市幕府ニ請願シ、冥加ト稱シ、毎歳四百兩ヲ請進シ、二十年間ヲ限リ賣買營業ノ允裁ヲ得タリ故ニ二十年ヲ經過スル、再ヒ年期ノ延捱ヲ請願スルヲ以テ規例ト爲ス。又道頓堀ノ原因タル、曩者高津新地ニ於テ請願者アリテ已ニ官裁ヲ得タルニ、爾後其業ヲ廢絶シ、文化初年菊屋町北國屋某再ビ請願シテ其業ヲ道頓堀ニ轉移ス。是レ則チ兩地及ヒ納米屋（康邸ヲ有セザル各藩其他旗下ノ士、各藩士ノ租米、農商ノ斥米商ノ起源タリ）賣米ヲ大坂ニ遺運シ、米市場外ノ行僧ニ斥賣スル者ニシテ、爾後此納屋米ヲ賣買スル行ト呼稱スル各營業アリテ、大坂市街一般ノ苞米ノ賣買ヲ經紀セリ。而シテ本年張紙米價ハ、春金二十五兩、夏金十九兩、冬金二十六兩、平均價格金二十三兩三三三三、則チ金兩六六六六ヲ以テ米一石ト爲ス。目今金貨比較米一石價格金七円四十四錢三厘六毛五九二九六、紙幣比較、金十一円六十六錢七厘四毛二六六八四五六六四二ニ當リ。○正實事錄、抜抄卷七、雜記卷一、雜記卷四、米價ノ部、雜記卷三、米價ノ部、米價記完。

是ニ至テ、幕府自ラ米穀ノ買上ヲ開始ス。

〔參考〕 大岡忠相

享保ノ米價調節施設ニ最モ力ヲ用ヒタル者、大岡忠相ノ如キ、其一人也。

忠相。大岡。初忠義、求馬市十郎。忠右衛門。能登守。越前守。從五位下。

實は大岡美濃守忠高カ四男。母は北條出羽守氏重カ女。

延寶五年生る。貞享三年十二月十日、忠真カ養子となりて其女を室とす。

四年九月六日初めて常憲院殿にまみえたてまつる。時、十元祿九年二

月五日從兄大岡五左衛門忠英カ事に坐して閉門し、十二月九日赦免ありといへとも、あほ拜謁を憚り、十年四月二十日ゆるさる、十三年七月十一日遺跡を繼寄合に列し、十五年五月十日御書院番とあり、十六年十一月廿九日地震の爲に破壊せる所々普請の事を奉行す。寶永元年十月九日御徒の頭にすゝみ、十二月十一日布衣を著する事をゆるさる。四年八月十二日御使番にうつり、五年七月二十五日御目付に轉じ、正徳元年七月十八日さきに評定所に候し、精勤せしにより、縮二端をたまふ。二年正月十一日山田の奉行とあり、三月十五日從五位下能登守に敘任し、享保元年二月十二日御普請奉行にうつり、二年二月三日町奉行にすゝみ、この日越前守にあらたむ。八年六月二十九日職務に精入ることを賞せられて、時服五領黄金五枚をたまはる。これよりさき岩手藤左衛門信猶關東筋の代官職を命せらるゝよ、忠相等諸事を指揮すへきむね仰をかうぶり、九年十二月二十七日其事に精入るを賞せられ、時服五領を賜ふ。十年九月十一日武藏國比企幡羅上總國市原三郡のうちをいて、加恩二千石をたまひ、元文元年八月十二日寺社奉行となり、なを評定所の

事は、これまでのごとく勤むべきむね、仰をかうぶる。この日上野國邑樂下野國都賀安蘇梁田四郡のうちにして、二千石を加へたまひ、官俸をそへられて萬石以上の格となり、十二月二十八日これよりのち、雁間の末席に候し、歳首を賀するのときも、其席に列して拜謁すべきむね、仰をかうぶる。延享二年三月二十六日、さきに紅葉山にをいて法華八講を行はるゝのとき、其事にあつかりしにより、時服五領をたまひ、五月三日關東筋の支配をゆるされ、これまでの勤勞を賞せられて時服五領をかづけらる。寛延元年閏十月朔日、奏者番となり、寺社奉行故のごとし。このときさきにたまはる官俸をあらため、三河國寶飯渥美額田三郡のうちををいて、四千八十石を加賜せられ、すべて一萬石を領し、同國西大平に居所をいとむ。二年二月二日、先代加恩ありし千七百石及びこの代加賜せられし武藏上野下野三國の領知を、下總國相馬岡田豊田三郡のうちにかうつさる。寶曆元年十一月二日、病によりて兩職を辭するのころ、寺社奉行はゆるさるといへども、奏者番はもとのごとくつとむべきむね、仰下さる。十二月十九日卒す。年七十五。興譽崇義、松運院と號す。室は忠真か

女。

常平倉説

寛政重修諸家譜

米價調節策トシテ、常平倉ノ説ヲ爲ス者、陶山存〇享保二年歿ノ常平問答有リ、太宰純ノ經濟錄〇享保十四年二月八日述有リ、幕府或ハ此等ノ言ニ採ル所有リタル歟。

問ふ、昔漢の宣帝の時、豊年の多きにて米穀の價ひ賤く、農人の利を得る少かりけるよ、耿壽昌と云ひし人の申し上げよよりて、初めて常平倉を置き、たまひ、米穀の賤き時ハ價を増して買はしめ、米穀の貴き時ハ、價を減じて賣らしめられしと聞く。豊年には米穀の價ひ賤しくても、農人の賣出だす穀數、常年よりは多からん、譬へば當年に米壹石の價ひ銀六拾錢目なりしを、豊年に銀四拾錢目に賣りたりとも、其年豊年ならば、米を賣る分數六七割ほども多かるべきゆへ、拾六七石を壹石四拾錢目に賣りても、拾石を壹石六拾錢目に賣りし程の代銀を得るべし。然るに豊年の多く米穀の賤しきにて、農人の利を得る事少なかりしは、如何なる道理ならんか。曰く、漢の宣帝の時に、豊年の多く、米穀の賤くして、農人の利を得る事少なかりしは、以前米穀の賤かりし時の諸品の直段を、其後米穀の貴くなりける時に改

めて貴くし、宣帝の時に米穀の賤くなりても、米穀の貴かりし時の諸品の直段を改めざりし故ならん。以前米穀の貴き時に、拾石出来たる地面より、其後拾六七石出来て、以前壹石六拾錢目ニ賣りたる米を、壹石四拾錢目に賣るならば、諸品の直段以前の米の貴き時の儘なり共、農人の利の減るべき様はなけれども、其以前拾石出来たる地面より拾二三石出来て、米の直段以前六拾錢目なりしが、四拾錢目になれるか、以前十石出来たる地面より拾六七石出来て、以前の米直段六拾錢目なりしが、三拾錢目になりたらば、農人の利の減るべき道理なり。問ふ、米穀の直段の賤しき時よは、諸品の直段を改めて賤くすべきことなるに、其の儀なきは如何なる故ならんか。曰、米穀の直段の賤き時には、諸品の直段も賤しくならずして、叶はぬ事なり。然れ共、其の賤くなるは、諸職人諸商人一同の心より起れる事よは、亦かく、譬へば一種のものを作り出す職人百人よて、一種の物を賣買する商人百人なるに、百人の中の九十人は米穀の直段の賤しき年にてても、手前より賣り出す物を以前米穀貴き時の直段にして賣出さんと思へども、百人の中の十人の心に、米穀の賤しき時よも手前より賣出す物を貴く賣出す

は、農人の爲めに宜しかるまじきのみならず、祿を受けて食糧の餘計を賣出せる仕者の爲めにも、仕者に祿を與へて、其餘計を賣り出さる諸侯の爲よも宜しかるまじきと思ひ、實義の心を以て賣り出し物の直段を賤くするならば、諸人皆彼の賤く賣る拾人の方より買ひ取るにて有るべき故、貴く賣らんと思ふ九十人も、止む事を得ず直段を賤くすべし。是道理よて米穀の賤き時には、諸品の直段も賤くなると見へたり。漢の武帝の時に、上に利を好みたまひて、下の様を察し給はざりける故、下の心も總て上に倣ひ、自己の利を專一として、他人の損を何とも思はざる風俗となり、昭帝の時に政道を改め給へども、諸人の風俗は未だ改まらず、宣帝の時に、豐年の續き米穀下直になりても、諸職人諸商人より賣り出す物の直段は、其の以前の儘なる故、百姓の利を得る事少かりけるならん。唐の太宗の時の豐年には、米穀甚だ下直なりけれども、百姓の利を得る事少なくあらざりとは、太宗の政道の宜しきにて、諸職人諸商人自己の欲を專一とせず、米穀の下直なるよ應じて、賣物を下直に賣る故ならん。問ふ、宣帝の時よは常平の法を行はれたるにより、諸職人諸商人の賣物の直段を賤くせざれども、米

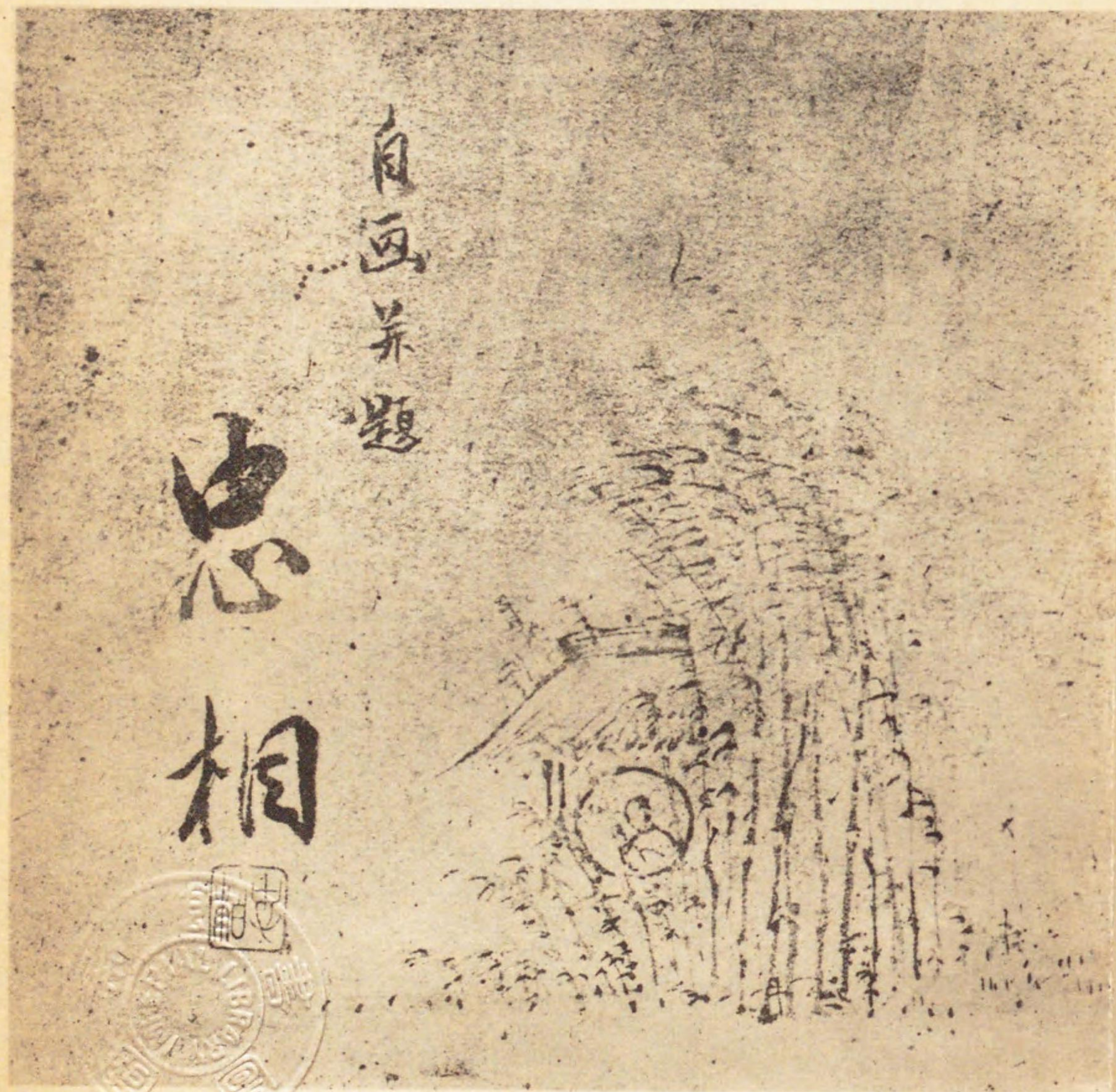
穀の直段の相應に貴くなれるにて、農人の爲めにも宜しくなりけると見へたり。若し米穀の直段相應に貴くなりたるを、諸職人諸商人の心よ不相應に貴く成りたる様に思ひ、諸品の直段の元より貴くなり居けるを、猶も貴くするならば、米穀諸品の直段また不相應に成るべし、其の如く成連、米穀の直段を重ねて貴くせよと命じ給ふべき様も有るまじきあれば、諸職人諸商人の賣物の直段を、相應に賤くせよと命じ給ふより外は有るまじ、其時諸職人諸商人の賣物の直段を相應に賤くせずば、いかに下知し給ふべきか。曰く、譬へば農具を作る職人に、農具の直段の甚だ貴きを相應に賤くせよと命じ給はゞ、其の職人の答へに、鐵の直段の甚だ貴き故、農具の直段も夫に應ずる由申上るよてあらん、其時に鐵を賣買する商人を正し給はゞ、鐵山の者の鐵を賣り出す直段の甚だ貴き故、鐵の買ひ直段に應じて賣り直段をも、貴くすると申上るにてあらん、鐵山の者を正し給はゞ、薪の直段甚だ貴き故、薪の買ひ直段に應じて、鐵の賣り直段を貴くすると申上るよてあらん、薪を賣る者を正し給はゞ、木山を段々と伐り荒し、薪を取る處の漸々と遠くなれるよて、賣り直段も夫れに應じて貴くなれると申上

大岡忠相筆蹟

原寸 縦一尺六寸 横一尺九寸二分

小林汀所藏

所藏者 小林汀ハ、西大平藩大岡家ノ舊臣也。言フ、忠相平日字ヲ作ルヤ御家流ヲ用フト。



自画并题

忠相



湍壑瀟雲

雨未收

清風蕭颯

拂床頭

後出三斗

曾中墨

灑似湘江

六月涼

自画并題

忠相



ぐるにてあらん、右段々の申す處は偽はりなくとも、賣出し候直段を相應
よは増さず、利欲の私心を加へて不相應に増し、鐵を買ひ取りて職人に賣
れる商人も、鐵を買ひ取りて作り出したる農具を賣る職人も、賣り直段を
買ひ直段の相應よは増さず、利欲の私心を加へて不相應に増し、農具のみ
ならず、其外の諸品も、其の如くにて諸品を買ひ、遠方より行きて賣れる商人
も、河海の船賃と、陸路の駄賃の分を引き、以前の利分程の利を得る直段よ
は賣らず、利欲の私心を加へて、不相應に直段を増す事有るべし、米穀は天
下の百姓一同に作り出す物なる故、米穀を賣買する商人の、甚だ貴く賣れ
るを正し給ふ事を成り易く、諸品を作り出すと、諸品を賣買するには種々
の曲折ある故、米穀を賣買する商人を正し給ふ様よはなりがたからん、其
時は國都の商人の中よて實義も有り、智慮も有りて、人の信する者を精し
く聞き出さしめたまひ、其の類の者を何人よても召し出され、諸品の直段
の相應よなれる下知を、如何様に爲されて宜しかるへきや、面々より書付
よて申上げよ、其の申す處を用ひ給ひて、驗しあらば、賞を行はるへしと命
じ給ひ、其面々より申上る處を執政執事の中の智慮有る人に精しく擇ば

しめ給ひ、天下の知を用ひて、天下の事を治め給は、其驗しの見へざる事は有るまじ、米穀の直段不相應に賤く、諸品の直段の不相應に貴き時よても、仕者百姓の儉約を好むは、困窮の甚しくならぬ様に初めより心を用ゆべけれども、仕者百姓の儉約を好まぬは、初より心を用る事なく、困窮する事漸々に深からん、仕者も祿の厚きは、其の患へ淺かるべけれ共、祿の薄きは、其の患へ深く、百姓も田の多きは、其の患へ淺かるべけれ共、田の少きは、其の患へ深からん、諸職人、諸商人、漁者、樵夫、日傭等は、米穀の賤きに利有り、と云へども、仕者百姓の困窮する事段々と深くなれば、諸職人、諸商人の仕者百姓に賣れる諸品の分數の段々と減りけるよて、得來れる利分も漸々に薄くなり、漁者、樵者、日傭等も同じ成り行きならん、問ふ、諸品の直段の甚だ高直になり居けるに、下知し給ひて、米穀の直段の甚だ下直になり居けるを、相應に増さしめらるゝ爲めに古の常平の法を用ひ給ひ、諸侯、諸士、百姓の賣り出しの米を、國都の役所に買はしめらるゝよは、大分の金銀なくては叶ふまじ、買はしめられたる米を、諸職人、諸商人と、其外の祿を受けず、田を作らざる人衆に賣り渡たされ、其代銀の入來りても、其代銀より諸侯

諸士、百姓の賣り出しの米を買はしめ給ふべきなれば、國都に住する諸職人、諸商人等の食用に足れる程の米の代銀を、公府より常に出し置き玉ふになるべし、其れ程の大分の銀を常に出し置き給ふに障る所は有るまじきか、曰く、役所よりの命令に、諸方より賣り出だす米、役所に買ひ入るゝ直段は、豐年の下直なる限りを、四十五錢目に定められ、凶年の高直なる限りを、五十五錢目に定められ、常年も夫れに應じ、直段を定められ、賣り出しの直段は、買ひ直段の一割増しと定めらるゝならば、米の直段に高下ありても、甚だ高直ならず、甚だ下直ならぬにて、常平の主意に叶ふべし、常平の役所を立て給へる始めの命令に、米穀の買ひ入れ、賣り出しを、常平の役所へ總べさせ給ふにては、なく、役所の外の賣り買ひは、相對次第にせよと命じ給ひ、米の甚だ下直なる時に、役所を立給ふべき事ならん、甚高直なるを制し給ふ計りは、貢米を相應の直段に賣らしめ給ふ迄にて、事濟むべき故、常平倉を置き給ふよは、及ぶまじ、米の甚だ下直にて、譬へば、以前の、下直なる時は、四五十錢目の間ありしが、甚だ下直にて、三四十錢目の間になり居ける時に、常平の役所を立て給ひ、四十五錢目にて買入れらるゝならば、米を

賣る諸人より、最初一度は役所に賣り入るべし、其米を役所より一割増しの直段よて賣り出さるゝならば、米を買ふ諸人の心に、役所の米は高直なる故、夫れより下直に買ひ度と思ひ、米を賣る諸人の心に、役所に四十五錢目を賣らすとも、役所の外にて四十六七錢目にも四十八九錢目にも買ふにて有らんと思ひ、元より役所の外の賣り買ひを相對次第と命じ置き給へるなれば、相對よて賣り買ひに豊年の米の直段四十五錢目より下直にはならず、凶年の米の直段六十錢目五分より高直よはならず、重き障りはあるまじ、米の買ひ入れ賣り出し役所は、只甚だ高直にならず、甚だ下直よならぬ爲に立て置かれ、米の代銀とて大分の銀を備へ置かるゝには及ぶまじ、諸侯の州府の米の直段は、國都の米の直段に應じ、國都の直段より少し下直なる迄ならん。

常平問答

漢の耿壽昌が行ひし常平倉の法は、今の世にも行はるゝこと也。凡米價の貴き賤きを以て、四民の利害を論ずるは、只一時の事也。豐年打續て、天下に米穀多くあるは、誠に國の美事也。米價の賤を患て、年穀の不熟ならんことを冀ふは、今の世の士大夫の情なれども、道理に背きたること也。されば今

論ずる所も、米價を貴くせん、天下にある米を少くせんといふには非ず、此ときに於て常平倉の法を行はれんこと有まほしき也。其術といふは、海内の凡公領ある處に倉を建て、其處の穀をば其倉に納置て、東都へ輸ばず、其所よても糶らず、いつ迄も蓄置べし。左もあらば東都の米少く成て、自然に價を増すべし、東都には諸士以下を養ふべき程の米と、不慮の災變に備ふる程の儲蓄とさへあらば、事缺ることなし。此二つの外に、海内の米を多く輸ぶは、無用の物といふべし、無用の米を多く東都へ入るゝ故に、其價太賤くなりて、世の患となる、東都に米少ければ、價貴くなる、江戸の米價貴くなれば、海内皆貴くなる、是一益なり。米價甚賤ければ、民間にて米を見ること土の如し、米價少貴ければ、人皆穀を貴ぶことを知る、是二益也。常平倉を建て、穀を多蓄れば、万一に水旱等の凶年あるとき、民を賑ふに好し、先王の政に「三年耕、必有、一年之食、九年耕、必有、三年之食、以、三十年之通、雖、有、凶、旱、水、溢、民、無、菜、色」といへり。又「國無、九年之蓄、曰、不足、無、六年之蓄、曰、急、無、三年之蓄、曰、國非、其國、也」といへり。菜色とは、饑饉して野菜を食ひて、顔色悪き也。國非、其國、とは、國破て人に取らるゝといふ義也。然れば、遠方の穀を

ば東都へ輸ばず其所に置て九年十年の蓄とし、不虞の災變あらば、之を出して民を賑ひ、其間よも米價の太貴きこと有らば、價を賤くして糶り、太賤き時は、又糶て倉に納めば、太貴太賤のことなく、四民害を受ざるべし、是三益也。穀を東都へ輸ばざれば、國家に漕輸の費なし、是四益也。漕は舟にて輸ぶ也。輸は車にてはこぶ也。常平倉には如此益あることなれば、今世にも是を行はれば、善政なるべし。若常平倉を置て、穀を蓄んとならば、必粟を納むべし、米は蟲を出し、腐易き物也、久く蓄ふるには粟を好しとす、日本にても、廢帝の時に常平倉を置れたること、國史に見えたり。

平糶

李恢曰、糶甚貴傷民、甚賤傷農、民傷則離散、農傷則國貧、故甚貴與甚賤其傷一也。善治國、使民毋傷、而農益勸、今一夫挾五口、治田百晦、歲收晦一石半、爲粟百五十石、除十一之稅十五石、餘百三十五石、食人月一石半、五人終歲爲粟九千五百石、除四十五石、三十爲錢千三百五十、除社閭嘗新春秋之祠用錢三百、餘千五百、衣人奉用錢三百、五人終歲用千五百、不足四百五十、不幸疾病死喪之費、及上賦歛、又未與此、此農夫所以常困有不勸耕之心、而令糶至於甚貴者也。

是故善平糶者、必謹觀歲有上中下孰、上孰其收自四、餘四百石、張晏曰、平糶百石、孰四倍、收六百石、計民食終歲長四、百石、官糶二百石、此爲糶三舍、一也。中孰自三、餘三百石、張晏曰、自三四百五十石也、終歲長百石、官糶二百石、此爲糶三舍、一也。下孰自倍、餘百石、張晏曰、自倍收三百石、終歲長百石、官糶二百石、此爲糶三舍、一也。中飢七十石、張晏曰、收二分之二。大飢三十石、張晏曰、收五分之一也、以故大孰則上糶三而舍一、中孰則糶二、下孰則糶一、使民適足、買平則止、小飢則發、小孰之所、歛、李奇曰、官以歛藏出糶也。中飢則發、中孰之所、歛、而糶之、故雖遇飢饉、水旱糶不貴而民不散、取有餘以補不足也、行之魏國、國以富彊。漢書。

常平倉

耿壽昌白、令邊郡皆築倉、以穀賤時增其價糶、以利農、穀貴時減買而糶、名曰常平倉、民便之。漢書。

敦書○青木按、羅大經曰、惠民之法、莫善於常平、司馬溫公云、此三代聖人之法、非李俚、耿壽昌所能爲也、陳止齋曰、周以年之上下出歛法、蓋年下則出、恐穀貴傷民也、年上則歛、恐穀賤傷農也、卽常平法矣、孟子曰、狗彘食人食、而不知檢、塗有餓殍、而不知發、檢字一本作歛、蓋狗彘食人食、粒米狼戾之歲也、法當歛之、塗有餓殍、凶歲也、法當發之、由此而言、三代之時、無常平之名、而有常平

之政特廢於衰周耳。真非耿李所能爲也。張朝瑞建議常平倉。厥曰以穀賤時則增價而糴。以利農。穀貴時則減價而糶。以利民。名曰常平倉。英雄豪傑先後所見略同。萬世理荒之上策在是矣。焦竑曰。天下之事。有見以爲緩。而其實不可不早爲之計。備荒弭盜是已。如此諸說。有國者常平之法。不可不講也。我國常平久廢。今命諸州縣貯穀。實常平之遺法。而國家仁政所致也。吁大哉。

平準

桑弘羊請大農諸官盡籠天下之貨物。貴則賣之。賤則買之。如此富商大賈亡所牟大利。則反本而萬物不得騰躍。故抑天下之物。名曰平準。漢書。敦書按平準消息周禮泉府之法。而爲之非出漢人之智也。

經濟纂要〇元文元年十一月述作

附記
米問屋戶
數限定

〔附記〕 米問屋戶數限定

覺

上方筋の江戸著米之儀。問屋之外脇々ニ取捌。猥ニ有之由ニ付。去酉年本米問屋共之外。脇々ニ取捌之儀停止ニ申付候處。頃日又々猥ニ相成候由相聞。米直段之障リニ成候間。米問屋高間傳兵衛内田又三郎天野甚右

衛門鳥居九兵衛天野五左衛門濱住六右衛門西宮甚左衛門森田作兵衛右八人之者共計。取捌申付候間。右之外脇々ニ上方米引請候儀。一切無用可仕候。旅人米ハ勿論。自分仕入等ニ引取候米ニ。此節問屋共之外。脇々ニ上方米堅取捌申間敷候。若相背候ハ。急度可申付候條。此旨町中不殘可相觸候。以上。九月

九月十二日〇享保十五年

町年寄三人

附錄

- 一、右御觸之。去酉年本米問屋共之外。脇々ニ取捌御停止被仰付候。与有之候ニ付。去酉年を調らへ候得共。見へ不申候。猶又相調らへ可申候。
- 一、元文元辰年十一月二日。上方米問屋九人之外ニ。一切引請申間敷儀ニ付。御觸有之。
- 一、延享四卯年四月八日。上方筋より江戸着米問屋之外ニ。一切引請取捌申間敷儀ニ付。御觸有之。
- 一、寶曆五亥年二月廿一日。上方筋より江戸着米餅米共ニ。旅人米自分仕入米ニ。而も問屋拾人之外ニ。而ハ堅取捌申間鋪御觸有之。

拂米取扱商限定

享保二十卯年十一月

武士方拂米在方商米共當地にて相拂候分ハ如古來河岸八町堀江町小網町米屋共引請買取候筈候條右之外米屋等相拂申間敷事。

一、所々在々出候白米商賣令停止候之間在々より白米不差出様ニ可致事。

但右在々出候白米ハ當地米屋共商賣不致様申渡候。

右之通關八州御料ハ御代官私領ハ地頭より早々可被相觸候以上。

十一月

右之趣可被相觸候。

享保集成

十五年庚戌○享保○紀元
二三九〇年四月朔日己亥○己亥
正綜覽幕府是年○享保十五年
元二三九〇年正

月十二日辛巳○辛巳
正綜覽ノ火災ニ類燒シタル者ニ金ヲ假貸ス。○柳營
日記

享保
集成

類燒者救濟

享保十五年正月十二日下谷七軒町ヨリ小石川ニ至ル火災有リ

タルコトハ變災篇記ス所ノ如シ。

朔日○享保十
五年四月

一、當正月十二日出火之節類燒之面々ニ拜借金被仰付候火消近藤登助○普
用

金子四百兩拜借被仰付之。

柳營日記

享保十五年四月

覺

一、當正月十二日下谷七軒町出火之節本郷棟梁町邊より本郷貳町目六町目邊迄之内類燒之面々此度普請仕候ハ、居宅長屋等小住居ニ致シ瓦葺ニ申付、火事之節隨分火除ニ成候様ニ念入普請可致候。依之拜借金被仰付候部屋住之者ハ、高半分之割を以拜借被仰付候。父子別屋敷ニ罷在候者ハ、高割之通拜借可被仰付候。致借地住居候者も、是又拜借可被仰付候。右之通被仰出候上ニ、普請難成面々ハ、屋敷差上候歟又ハ相對替可仕、勝手次第ニ候事。

一、今度拜借被仰付候上、重々類燒仕候とも、拜借被仰付間敷候。普請之儀ハ、當秋中迄ニ勝手次第作事可仕候拜借金受取候儀ハ、作事取掛候時分、頭支配ニ相達請取可申候事。

一、屋敷之内を外に借し、家建させ候もの有之候ハ、是又瓦葺ニ申付、火事之節隨分火除ニ成候様ニ、念入作事致させ可申候事。○大成 令同 享保集成

〔附記〕 池之端七軒町公役免除

折上 町奉行に

下谷池之端 七軒町

右町屋養仙院様御殿近所ニ付、類焼跡當年○享保十年 五年歟中ニ土藏造塗家ニ普請仕候様ニ申付、公役金五ヶ年分可被差免候。若右之通ニ普請難仕旨申候ハ、唯今之場所引拂ハせ可被申候、外ニ代地可相渡候。 享保撰要類集

石出氏恩借

石出氏恩借

一金五拾兩

右ニ石出佐兵衛半屋圍之内ニ、前より御金被下普請罷在候、半屋近邊町ニ火除として、塗家土藏造ニ相成候ニ付、半屋之内所ニ柿屋根ニ被仰付、依之佐兵衛居室塗家ニ仕度旨相願候ニ付、伺之上書面之通被下置候間、塗家蠣殻屋根ニ普請可仕旨申渡過料金之内ニ、為相渡候事。

享保十五年十二月十六日

享保撰要類集

七月○享保十五年(紀元二三九〇年)幕府命シテ公領内ニ、初六十萬石ヲ儲積ス。尋テ

諸侯ニ令シテ、同ク儲積スル所有ヲシム。○享保集成

置初事蹟

置初 相傳フ、

享保十五年七月

一、此度御年貢米を以、御料所ニ置初六拾萬石被仰出、差置候。依之此度、來年ニ掛り、段々御買米有之候事。○下 略

享保十五年八月

近年ハ豐年打續候間、凶年之爲、手當置米被仰付事候間、諸大名も米穀等可成程ニ貯置候之様、可被心得候。以上。 八月 享保集成

戊○享保十五年七月朔日

大岡越前守様に年番名主被召出、被仰渡

一、米下直ニ付、武士方并町々米屋共、多損金有之由ニ付、當御年貢米を以、六十萬石初ニ、御領所ニ被差置、御扶持米ハ御買上被遊候筈ニ候。尤當春も御買上米之儀、米屋共心得違ニ、損金等多仕候由ニ有之間、右之段米屋共、不洩

幕府時代ノ救濟

様可申開旨被仰渡候。

附記
儲粟申令

〔附記〕 儲粟申令

享保十七子年十月

今年ハ關東筋作毛宜之由相聞候之間先達申通し候こと、彌置米之儀可成程ハ多可被申付候以上。

十月

右之通万石以上ハ可被相觸候。

今年ハ關東筋作毛宜方之由相聞候間、面々知行所ニ多シ置米之儀、可成程ハ多可被申付候以上。

十月

右之通万石以下

老中支配ハ
若年寄支配ハ 可被相觸候。

享保集成

〔參考〕 正徳享保ノ頃、學者中社倉ノ説ヲ爲ス者多シ。置米ノ令、或ハ此等ニ採ル所有ル歟。

社倉略法

古人社倉の法、いろく、と時ニ臨みて行ふたるあともあれども、いづきも今

に行ひがさし、其意を得てそのあとなつまずば、故意を失はざるべし、されば町を救と、農人を救ことば、同じかるまじ、土地の遠近よても、政はちがふゆへ、國中は九一よして自賦せしめ、野は土にして徹すといへるたぐひをみるべし、今の時にして社倉の意を行えられたしとならば、高壹万石の所よては、年貢は四ツにもせよ、五ツにもせよ、四ツ一ふにする仕様あるべし。四ツ常免ならば、四の上よ五厘民に出さすべし、君へ收る四ツを上へ三分九半にとるべし、然ば壹万石よては、上へ三千九百五十石納て、下よりは四千五十石上るなり、それよても元來民を十分に取りたる上なれば、さだめて出す事を迷惑に思ふべし、惣じて民より出すものは、上の利よもならず、下の利よもならずして、すたるもの相應よあるものなり、吏のぬすむものあれども、それは却てわづかなり、其ぬすむよりして費しすたることあり、いかんとあれ、ばきつとしまりたる中よては、まぎらわされぬものなれば、米一俵掠めんとする時は、三もまぎらはしき中ならではならぬものなり、吏人も不届とは云へども、今迄あり來たることよて、おのればじめてかすめたるにもあらねば、一がいよとがとも云がたし、その合點にて大勢くら

せる者を、今さらにすみぬさんむむごき事なり、それもいたまぬよふに
して、今よりはぬすまぬ様よ役替をして、あとより來るものは、その外のかく
れたる費をはふくならば、民の出す半計はうまるべし、そのわけを民に云
開せて、志ありて才あるものに吟味させ、無用の費をやめさせなば、たとひ
半多く出すとも、またよけい有べし、上よりくだすよも、如斯の類多し、是亦
吟味の仕様あるべし、學に志なき人にさせば、下のいたみて難義する事多
かるべし、仁愛までも才なき人にせしめば、當分上の難儀たるべし、こゝに
て兩方の餘り百石を倉にをさめば、よき社倉たるべし、年貢も上へおさめ
てからは、わづか五十石も出すは大儀なるものなり、夫を半通りとらぬは
取たるも同事なり、故に收納の時に、行ふべし、當分は右の百石を莊屋よ成
とも預置なり、夏の中民食の乏しき時、歩食を願ふものあらば、夫に少つ
借べし、兩鄰庄屋の請合にてかすべし、利足は米十石にあらむき、壹石を上
げさせ、是も直に社倉として收むべし、五年如此せば、壹万石の下よては元
米五百石出來るなり、刈麥も又五十石も有べし、是にては大體飢死は免か
るべし、若仕合よて十年豐年ならば、元米千石に麥百石も有べし、惣て飢饉

の年は、大方夏頃よりしるるものなり、さやうの年は、麥米ともに借べから
ず、米高くなれば、米を皆賣て、麥を澤山に調置て、窮民に於て行ふべし、夫に
ては百人救ものが二百人はすくはるゝなり、ききんの年は、役人をまわし
て、一村々村ざりに吟味して、貧なる食盡たるごときの者ばかりを撰み
て、あとふべし、倉米多く成て事欠ぬ時は、此法よ限るべからず。

社倉法大意

近年打つゝき大變多しと云へとも、幸よ民のなりはひすくなくならで、そ
のゆたかなる事類なけれをなり、されど諸物のあたひ沸騰して、人々物の
得がたきを苦しむ、是は其よる所あるよや、よる所といふは、此頃金銀を改
鑄て、甚あしくなれるゆへ、物のあたひ高くなれり、然るに人心は日々に浮
花よなり行儉約にしたがわずして、終有ものすくなければ、一旦五穀の實
らざる年あらば、餓死のものすくなかるまじ、其時に臨で、俄に是をすくは
んとせば、府庫を空ふすとも及ふべからず、國君郡主も公私の用に費多し
て、ゆたかなる年だにあまりなければ、たとひ志ありとも、その餓殍をいか
んし給はんや、さありとも見むろしにもなるまじければ、あらかじめ心を

用て、其備へをなすべき事、第一の急務なるべし、故に古聖賢民の産を制し給ふ事、三十年耕して十年のたぐはへを存せり、一年のたぐはへもなきは、國とだにいはずといへり、堯に九年の水湯に三年の旱あれば、天地變は聖人も免かれ給はず、されど聖人はあらかじめ其備をなして、應變の道を盡し給へば、民の水旱にくるしむことなし、たとへば家に居る者の、夏のあつきときより冬の備を設ぬれど、寒きにあたりてこゝゆることなきにひとし、暴君の世も豊年は常に多けれど、花侈に民を虐すれば、水旱よあへるくるしみよひとした、其備あれば、徳禹湯にあらずと云へども、民は桀紂が虐をくの澤を蒙る、若備なければ、仁心仁聞ある君といへども、民は桀紂が虐をくるしむ、故に孟子堯舜の道も仁政を以てせざれば、天下を平治する事あたはずといへり、夫救民の法三あり、豫め備をなすを上なり、時にあさりて藏を開きて民をやしなふは次なり、餓にのぞみて粥を作りてわづかよ其死を救は下なり、今の國君郡主平日の費だにたりがたくして、或は諸士の常祿を減じ、或は時に先だつて民に收むる人多ければ、時にあたりて藏をひらくべきにも積る米なし、飢に臨て粥つくるばかりの事も、やすくはなし

得べからず、只あらかじめ備を設ることは、甚かたきに似て、志だにあれば、かへりてやすき所なり、それも時を失へば又益なきことあり、宋の蘇軾は數万の費ありて、民に一毫の益なき事は、遅かりつる故也といへり、今にありて、王制の三年耕て一年の畜を存するの法は、もとより行がたかるべし、唐よてだに漢以來は、其道を以て時によりて法をたてたる人もあり、隋の開皇年中に義倉と云を置たるより、宋の世また其趣よしたがへる人多し、されど時異に地殊あれば、常法となしがたし、猶朱子の社倉のみ惠で費なしとて、象山の陸先生も其是を稱し給ひ、その兄梭先生とこれを用ひて民をすくへり、それも吏に私あるものあらば行がたしとて、慎正の人を撰ぶこと第一あるより、司馬溫公ものたまひて、陸子もまた此の言あり、此外平價の法とて米のあたひを三段にきはめ、甚年ありて下直なる時は、中のあたひを以上へ買上ケ、甚みのらで高直なる年は、又中の直をもつて上よりくだし賣ことなどする法もあれど、是は日本までは、津輕などいふ外の通用のなき國などは行はるべきか、さらでは天下一統の政あらでは、一國には行ふべからずして、それも君とみ給ひてゆたかなる時のことなるべ

ければ今の世はあひがたかるべし、夫社倉とは一社くの地に倉をたて、米を貯置を以てこれに名づく。其法米六百石を上より請ひ受け、夏の頃民のかてすくなき時、是を民にかし、利足を加へて冬、是をかへす、みのりあしき年はその利の半をゆるし、甚あしき年は其元米をかりを返し納む、十四年用之て其利米よて倉三間を建て、元米六百石を上へ返し、餘り三千石ありしを右のくらにつめ置て、是より民に借に利足をとらず、只へりしるとして壹石に三升つつを加へてかへし納む、まことに良法といふべし。されば身ひとつを送るものは、あしたにいとなみて夕べの食とす、三五口も養ふものは、一月も前より心を用ひざれば、その人を養事あたはず、百二百の人を召使主人は、一二年もたくそへざれば、必行あたりてうゆるもの多かるべし。これよりはかりみれば、一郡一國の民を治るには、三五年或は七八年の積にあらずんば、その歉歳をふせぐ事あたわじ、たとひ金銀珠玉はあまり有とも、煩ひて民命を救べきにもあらず、遠く救民の貯なくんば、近く餓死のうれへあるべし、民の菜色なきこと、既に三十年にあまれり、聖人の世といへども、三十年に一變するは、氣運の常數なれば、近きほど

に不登の年あるまじきにもあらず、今より貯ずんばあるべからず、夫さへ七年の病に三年の艾なれど、これをもなさずんば終身及ぶべからず、殊更今茲は農作甚よろしく、風水の變もなければ、百年にもあらずる豊年なりと、巷にうたひてよろこびあへる事なれば、今年必是をなさずんば、何れの日か行べきや、これを以て今時に行ひ易からんことをはかりて、社倉の急を述侍る事左のごとし。

高一万石の領地、四ツよもせよ、五ツにもせよ、免をさだむる時、その年貢の外に五厘通りくわへて納めしむべし、五厘とはわづかよ高一石に五合づつのつもりなり、一万石にて元米五拾石なり、されど定りたる年貢さへ民力一盃よて定むれば、其上に僅といふとも、其難儀なる由をいひて心うけがはぬべし、其時誠實をのべて是君の御用にあらず、異日水旱の爲のそなへなる故に、君よりも是ほど出し給ふ旨をつげきかせ得心せしむべし、扱亦君へあさむる四五千石の物成の内にて、また五厘通りをのぞきてあどを納むべし、其餘く處の五厘と合て一分となる、是一万石の高よては元米百石なり、これを其所の庄屋の藏に預け置べし、君の藏よ納むべからず、

元來村々よくらをたつべきなれども、それほどによけいなければ藏を建つる迄は先預け置なり、或は城下近き所は、御城の明藏或は矢倉などにつめ置も可也、扱まづしき民あらば、其分際相應を考て、その保民あるひは親類のうけ合を以是をかし、冬に至て利足を加へて收之べし、壹人に多く借すべからず、若みだりにこれをかす時は、利の爲にかるもの多くて、貧民の救にはならぬものなり、惣じて早く民を悦ばせんとおもへば、必惠で費るものなり、随分をしみ置て、大切なる時に用ゆれば、一人もころさぬ仕方あるなり、如此してたくはゆれば、高一万石にて元米五百石と、利足を合せて六七百石にも及ぶべし、八九年も積りて事缺ぬほどになりおば倉をも立て、それよりは君よりもいさざず、民よりもあつめず、利足を随分軽くして借べし、其利米よては、貧しきものを撰であとふとも、路橋の修理に民の力を不用様になりとも、堤川除の普請にもちゆるとも、又國替所替などあらば、其米の半は君へ引とり、家士の引こしの料とし、あとの半ばを民にわかちかへすとも、兎角如何様ともなりやすきこと也、又其如くめだたずして、自然に軍用の借にもなるなり、常憲院様諸代官中へ、民のうへにのぞまん

とき、救になるべき心得あらば、可及言上の仰あり、其後すこしづつ御のけ米といふことをせられける人も有とかや、それも甚わづかにして、しかも打つゝきても行はれず、君の御米ばかりにては、多く除んとすれば、御取箇少くなりて國用に給せず、すくなく除んとすれば、きゝんの貯になるほどもあらずして、はては其御米は何になりたるもしれぬよふになれるもあり、其時に社倉の心ある人も無かりしよや、残多き事なり、兎角當年のごとき豊年よりなしはじめずんば、何れの時にか善政をおこすべきや、先年京師の貧民を御尋ありて、口をかぞへて各鳥目を給りし事など、誠に臨時の救には、惠で不費良法なり、御借し米と云事など、昔は益もありしやしらず、今にあたりては甚無益のことなり、今年米價の甚貴きを以、町人よりこれを願ひ出たりとかや、されどそれも眞實の願にあらず、京の町の困窮したる事を上へしらせ奉らん爲と、又は御かし米出るとならば、其勢にては米價いやしくならんと思ふ心より申出る也、其實は御かし米と云事は、町人の嘗てよろこばぬ事なり、家もちたるものは、一人に五升三升の米は、必かりても無詮なり、無家ものは飢に及べども、壹合もうけず、是を以て不願な

り、今にあたりては至貧の者のためになるべき政と、人心の浮花をおさめて、實につくるやうなる事のみ急務なるべきか、今の世の中は繁昌といふて喜ぶ事は浮花の所作也、一旦毀譽に拘らずして、始終の始を計るべきことには、たゞし人を惹らぶには、別て口傳あるべきなり、此法天下一統の儀にはいかゞあらん、猶私領不得已の大略なり、天下に論ぜん事は、卑賤の及ぶ所にあらず、さて此社倉法未だ民に命ぜられざる前に、君の一決大事なるべし、君必定是を行給わんの御心ゆるぎなければ、其誠心にて行はれざる事はなき事なり、此命出たるに民うけがはずんば、これをやめ給んとならば、必定行はれまじ、若民うけずんば、君收納の五厘のみをつみて待給ふ事二三年もせば、その誠實を民みて感ぜざらんや、若感ぜずば、いつまでも君獨なし給ふべし、是にても五年の所に十年かゝれば、同じ事なるべし、愈效を見るは私なるべし。

正徳三年癸巳七月十八日

三輪希賢誌

昌世○小宮山空之進曰、庄屋の私の藏に預へからず、郷藏とて、村々に年貢米を收る藏あり、其中に入置名主組頭等三四人立合封をすべし。

昌世曰、矢倉おどにつめ置も、君の藏に收置に同じければ、少しつゝ、にても畢竟其所の爲にする事あれば、右に言如く、郷藏におかば、民の心を安ずる意も有べし。

昌世曰、古へ暴君汚吏の邪なる政さへ行れ、くらしみながらも年をつむ事あり、今仁君上にいまし賢臣下にありて事をはからば、置郵して命を傳ふるより猶はやかるべし、一日同志の人問曰、今元米を積事、民よりあらたに出さず、下よりあつめずしてすこしづゝもかすべきの術有や、予答曰、あるべし、當時國々の城は、詰米とて、上より預置給ふ米、其城々の高に應じて有常憲院様御代天和元酉年、元祿十二卯年、寶永五子年、文昭院様御代正徳三巳年に、江戸淺草御藏へ、其内をおさめ、給ふといへども、猶餘米すくなからず、此殘米を城主に命じて、先城近き村々へ、利足を軽くして夏の間借し、秋に至て右の意を以て納めしめて、年をかさねば、其效有べし、まるしをだに見及ば、村々の百姓も此事を願べし、民心悦で、うへは、如何様にもあし安かるべし、誠に民を新にするよりは親むと云事むべかり。

又曰、此城詰米を借す事、來年よりなさんとらば、當冬其城近き御代官兩人ほどに命じて、手代壹人づゝ出させ、城主の家來立合米の員數をあらため、封置べし、翌年の夏よりなすべし、又秋にいたり、元米利足の俵數を改め封置べし、城主の手前役人を疑ふにはあらねど、事を公に正してするの一筋ならんか、猶是を行ふの仕方品々あるべし、後の君子を俟と云。

享保八年癸卯十一月廿一日書寫終。

操齋主人吉田正恭

救餓大意

異國に義倉といふことあり、隋の文帝の時に長孫平と云ふ者、度支尙書の官也、度支尙書といふは、國家の諸事の費用、錢穀の出納を掌る官也、開皇年

中、長孫平言上して、在々所々に義倉を立つ、民の家々より其貧富に應じて、毎歳粟麥一石以下を出さしめ、之を聚て其在所の倉に藏め、其里の父老是を主どり、常々蓄置て、凶年饑饉のときよ之を出して、其難を濟はしむ、是を義倉といふ。民間にて互に相恤で、急難を濟ふが故に、義と名づけたり。此事日本にても、文武天皇の世に有しことにて、今の世にも行はること也。在々所々の民間ハ云ふに不及、諸侯の國にて士大夫の中に是を行はゞ、補ふ處多かるべし、今其法を擬するに、且く万石以上の諸侯ならば、諸臣の祿俸の内より、廿分の一を出して、義倉に入るべし。廿分の一は、米百苞の中より五苞を出す也。百苞以上は勿論なり、百苞より下の微俸小給の者迄も、悉く廿分の一を出さしむべし、主君も廿分の一を出すべし、一万石ならば、五百苞也。此廿分の一を上も下も毎歳出して、義倉に入れ、穀にて蓄ふべき程をば、粟にても米にても蓄置き、其餘をば價の貴きを待て、糶て金となして蓄ふべし。諸士の中にて算數に達し、清白なる者を擇で、義倉を主らしめ、下に吏卒を付て、倉を守らしめ、出納の役に使ふべし。扱凶年飢歲在て、祿食不足せば、是を出して其不足を補ふべし、若其國邑にても、又は東都の邸にても、火

災有て其難に遭んには、其災を被れる輩に是を出して、或は與へ或は貸すべし。此等は皆諸人一同の厄難なり、又一士の家にも疾病死喪あり、不時に窘迫することあり、又不時なら糸ども、婦を娶り女を嫁する類に費用多きことあり、左様のときは願ふに隨て、穀にても金にても出して貸すべし、其多少に隨て、當年に還し、或は二年三年に還し、或は四五年にも還すべし、是に利足を出さしむべし、息は米一石に一月に一升程を定とすべし、金銀の息も之に准ずべし、此義倉に還す所の本利は、皆毎年の祿俸の内にて引取るべし、凡士人の家に不虞のこと、在て、用度不足すれば、外より借用するに、許多利息を出し、或は其金を急に責られて困究し、其上に猶窘迫すれば、武器馬具より始て、累代の重寶をも斥賣し、平日の衣服迄も典當して、奉公の務も成難きに至る者多し、今の士人の廉恥を虧ぎ、節義を失ふ、皆是より起る也。義倉の金穀を貸して、是に利息を出さしむるは、如何と思ふ人も有べきが、典舖も子錢家も、皆厚利を貪て借す者也、外に向て厚利を出さんより、義倉に入るゝは、己が府庫ニ入るが如し、人を憑み奔走する勞もあく、時々責らるゝ患もなければ、義倉より借るは、士人の爲に甚便利也、既に如

此の法を立る上は、外にて借り、又は武器衣服等を典當することを嚴禁し、凡何にても債を負ざるべしとの令を出し、士人各其身の分を知て、儉約を宗とし、奢侈を好まざる様に政を行ふべし、其國若幸にして久しく無事ならば、義倉の金穀年を追て豐饒成べし、若不幸にして凶變あらんか、軍旅行役のことなど起りて、國用軍用不足することあらば、主君も臣下も義倉の金穀を借用して、其急を濟ひ、無事の日に至て、數年の内に必是を償ふべし、若し諸士の中に死亡して子孫なく、後となるべき親族もなく、其家絶する者あらんに、寡婦或は孤女あらば、其士の父祖以來義倉に入れたる穀を計算して、其寡婦孤女に賜ふべし、是亦仁政の一つ也、義倉の術大略如此、凡人は平生無事の日、に侈を戒め、用を節して、少づゝも貨財を餘して、儲蓄して不虞に備ふべき義あれども、遠慮ある人少く、罕にて、目前の事のみを營む者多けまば、縦上より號令を出しても、私家に不虞の備をなす者は、百人に一人也、夫も私家の物なれば、一たび不虞のことありて、用度窘迫すれば、數年の儲蓄をも一時に用ひ盡して、空囊を抱き、夫より遂に貧窮する者世に多し、義倉は國儲にて、一人の蓄に非ず、納むるに法あり、出すに制有て、自由な

らず、毎年祿俸の内よて、少許の米を引取らるるは、定まれることなれば、私家より新に出す如くにはあらで、左のみ苦むこともなし、凡士民は千萬人の心不同よて、政の利害を受る處も一樣ならねども、不慮のことあるに及で、財用の不足を苦むことは、衆人同然也、されば君上の下を統御するは、小々の利害に抱らず、不虞の急難を濟ふべき方術を常に思惟して、無事の日に其備をなす、是を善政と云ふ、今云ふ所の義倉の如くなることは、何れの世何れの國にても行はるる術也、今も奥州の三春には、秋田氏の政にて、義倉に似たることありと聞けり、他の侯國にも是を行はまほしき者也、然れどもヶ様の政は、常に其國邑を善く治て、上も下も祿食用度不足なき中より行ふべし、今の諸侯は皆貧究にて、臣下の祿俸を抑留して、定數の如く給せず、舊債を償えんとするに、數歲の入を盡ても及ひ難き程なれば、義倉を立ること叶ひ難かるべし、苟も經濟の志あらん人は、痛哭すべきこと也。

義倉

隨長孫平見天下州縣多罹水旱、百姓不給、奏令民間每秋家出粟麥一石、以資

富爲差儲之間里、以備凶年。名曰義倉。北史

敦書按、常平義倉世々行之。我國義倉已行、慶雲三年敕改義倉之法、曰、自今以後、取中々以上戶之粟、以爲義倉、必給窮乏、不得他用、若官人犯一斗以上者、即日解官、決罰、其後廢矣。

社倉

淳熙中、朱熹得常平米六百石以貸、夏受米於倉、秋石加息二十、計所受米、以償償。後隨年歛散、小歉則蠲其息之半、大飢盡蠲。積十有四年、具以原常平米六百石歸府。而見儲米三千一百石有奇、爲社倉、止不收息、石收耗三升。故四十五里之間、卽遇凶年、人不缺食。函史

經濟纂要

社倉ヲ立テ窮民ヲ救賑スベシ、社倉ハ村ゴトニ倉ヲ置テ、年々米ヲ貸ス事也、喻ハ高千石ノ村ナラバ、百石ノ社倉ヲ設ク、然ルニ此米俄ニ辨シ難シ、故ニ其村或ハ隣近ノ富民ニ募リテ、マツ五十石ヲ出サシメ、是ヲ原米トシテ、年々ニ借シ救フ事ナリ、其法毎年春夏ノ間ニ、村ノ貧民ヲ擇ビ、借米ヲ願フ者ニ其口數ヲ量リテ貸シ與フベシ、至極ノ貧民ハ、サマデ多クハ無之モノ也、シカレバ大抵春夏ノ間ニ於テ、飢ニ充ルホドノ事ダニアラス、飢死ニ至ル事ハ有マシ、如是ニシテ、其歲末ニ一分半息加ヘテ還納セシムベシ。此一

分ヲ以テ、年々ニ本主ニ還セバ、十年ニテ悉ク卒ルナリ、但本バカリニテ、利息ナシナリ、(原米五十石、此利一年ニ七石五斗也、此内五石ハ米主ニ返シ、餘ル二石五斗、十年ノ間ニハ二十五石ト成ル、此二十五石ヲ以テ原米五十石ニ通ジテ、七十五石ナリ、於此又七十五石ヲ原米トスレバ、此息一年ニ拾一石二斗五升也、然レバ十年ニシテハ百拾貳石五斗ニ至ル、コレヲ原米七十五石ニ合スレバ、百八十七石五斗也、五十石ハ倍シテ百石トナルトハ、大數ヲ以テ云リ、實ハ七十五石ナリ)

既ニシテ餘贏ノ米ヲ以テ、原米ニ雜ヘテ借之事ハ、十年ニ及ベバ、五十石ハ倍シテ百石ニ餘ルベシ、於此原米ニ通ジテ二百石ヲ常ニ貯ヘ置テ、自是以後ハ利足ヲタシ、耗米ニ修ルホドニシテ、春夏或ハ冬春ノ際、飢寒逼骨ノ輩ニ惠借トキハ、何ゾ餓莩ノ患アラシヤ、此外稜麥等ノ雜穀ニ至マデ、年豐トキハ其餘贏ヲ收納セシメ、此倉ニ貯置キ、飢荒ヲ待テコレヲ賑サバ、何以テカ窮スル事アラン、是ハ古ノ義倉ノ旨、吾邦ニモ王代ニ有之

社倉奉行ヲ定テ、最モ人ヲ撰ベシ、如是ノ良法ト云トモ、吏非其人有害而無益、古賢ノ云有治人而無治法是亦不可不知、右ハ高千石ノ村ニテ、論之餘ハ準之可知

大水救恤

八月○享保十五年紀元二三九〇年江戸大水幕府被害吏員ニ休暇ヲ許シ、市中ニ令

シテ物價工賃ヲ騰貴セサラシム。○御徒方萬年記大成令。

大水救恤事蹟

大水救恤 左ノ如シ。

一、八月廿七日○享保十五年

(左)之趣、御番所日帳留等ニ之無之候得共、御徒方書留之内ニ相見ヘ、記置之。

八月十九日、毎日雨、同廿九日大雨、同晦日大風雨、江戸中所々吹倒家有之、本

所筋洪水、法恩寺前御徒兩組居宅床上水上ケ、八月晦日夕九月十四日迄、十

五日御番休直。

一、八月晦日御番所日帳之内、

追啓

今日之加御番堀求馬○正辰殿御組、本所邊出水ニ付、組屋敷にも床上迄上候

段申來候。依之並をも承り合、諸向にも本所筋之者斷相立、致退出候ニ付、峰

屋民部○貞延殿御組に助申遣、求馬殿組を相歸し申候。

御徒方萬年記

享保十五戌年九月

覺

一、昨晦日風雨ニ付、大工屋根葺左官諸職人并諸日用賃錢高直仕間敷候。尤竹丸太板類其外直段上ケ申間敷候。若高直ニ致し候儀相聞候ハ、急度可申付候之間、此旨町中不殘可觸知候。九月

享保集成○大成令同。

十一月廿六日辛卯○享保十五年紀元二三九〇年〇辛卯三正綜覽是頃江戸麻疹鍋冠流行ス。幕

府施藥ス。○柳營日記記。正寶錄。

施藥

施藥事蹟

施藥 ハ、

廿六日○享保十五年十一月

一、御書付出ル。

一、此度世上麻瘡○疹ニやリ候ニ付、上ニ多被仰付、御藥被下置候。麻瘡重ク

出兼、腹合等惡敷病人ニ相用可申候ハ、相願可申候。頂戴可被仰付候旨、被

仰渡候。

柳營日記

同月○享保十五年十一月廿九日

奈良屋ニ多番名主に被申渡

霸都時代ノ救濟

一、頃日鍋かふりも申煩有之由、左様之病人有之者御藥可被下候間、早速町御奉行所に可申上候。

但、此煩を鼻の上黒くなり、襟に廻り候得を難治由。

一、麻疹出兼候者有之を、白牛洞可被下候間、町御奉行所に可申上候。

正寶錄

覺

白牛洞 三分入振出、用。差出兼候ハ、金箔少入用。

右ハ瘡疹出兼候病人、又ハ餘毒ニ相煩候者有之候ハ、右之御藥被下候間、右病人御座候ハ、御番所に御願可被成候、早速出申候、尤用様其節御伺可被成候、右之趣早々御支配に可被仰聞旨、今日奈良屋市右衛門殿被仰渡候間、早々御順廻可被成候、已上。

享保十五戌年十一月廿八日

年番通達

覺

牛糞 疱瘡麻疹よもちゆる

右何毛之牛ニあるも糞黒焼よし、粉よして用ゆをし、急て拵置よし、蓬喰せ其糞

をとりほし、粉よして用ゆるあり、白牛黒牛何れ牛ハあをよし。

一、疱瘡麻疹出兼る用ゆるおもき病躰ハ、度々用ゆべし、惣ハ疱瘡麻疹ニあるあやむよ用てよし。

一、疱瘡麻疹之後、腹中下り又ハ熱さぬか糸、氣色重く、痰咳止かぬるあとも、用てよし。

一、疱瘡麻疹の流行時前方よ用ひて彌よし。

一、疱瘡麻疹之結毒、又ハかきやぬりある所よ、黒焼よして付まハよし。

右用ひ様ハ、五六分程宛さゆよかきまて用ひ、或ハ口さじりて飲かぬ時ハ、布切よけ、こ振出して用ゆへし、殊之外重き病人ハ、温たる酒ニ用てよし。

右御書付之通、町々不殘可申聞旨、喜多村彦右衛門殿町々名主に被仰渡候。

享保十五戌年十二月廿三日

戌十二月廿四日奈良屋市右衛門殿年番名主に被仰渡候趣左之通

一、先達ハ御觸御座候白牛洞之義、後々後用候ハ宜候間、無遠慮兩御番所様に罷出、御願申上候得者早速被下置候、替れも事重く存候ハ、望候者計所名付

仕奈良屋御役所に御願申上候得共、被下置候。但目立不申候様可罷出候。昨日喜多村御役所ニ有能書并制法之御書付、御渡被成候得共、難持存候ハ、右奈良屋御役所ニ有被下置候間、申談候様被仰渡候。右之通御支配に可被仰渡候以上。

享保十五戌年十二月廿四日

年番通達

町觸

享保年中、清朝より眞白なる牛を御とり寄有て、房州へ飼ひ被仰付、その食物よばもくさ計をかひて、其牛のふんをとり、いくらも俵にして、江戸へ上納せさしめ給ふ。其頃ハ白牛湯とて、散薬にして町へも被下さり。疱瘡ハ大妙薬なり。今所持の人老、その時の御用掛り齋藤三右衛門といへる人、牛込ハ住居なりといへり。まゝ疱瘡おもたよハ、療治をなし、薬物も及ハざるほどのものなり。只ウニコウルを一味粉にして、時々用ゆまは極上の治方なりとぞ。又フラシカステインと云石、オランダ持來る石なり、蛇蝎などの毒ニあさりて、おまるとこぬへ此石をすり付おけば、毒をふとくく吸とる、能くどくをすじせさる後、婦人の乳をまぼり出したるを器よため置たる中へ、此石沈ひたし

置ば、石よりどくをえれて、ちゝのある所の如くよなる也。此いし橋町大坂屋平六なるもの所持よて、近頃ほふそふのまじなみよよしとて、ほふそふせさる小兒をなてさせてもろふなり。

譚海

五百石以下
拜借金

十二月十五日己酉○享保十五年(紀元二二三九)年○己酉三正綜覽幕府旗下五百石以下ノ士ニ

金ヲ貸假ス。○柳營日次記大成令。享保集成。享保撰要類集。

五百石以下
拜借金事蹟

五百石以下拜借金 柳營日次記ニ、

十五日○享保十五年十二月

一、御禮過、於芙蓉之間、諸向一役宛相揃老中列座、左近將監○松平乘邑、本多伊豫守○忠統、申渡候書付之趣、

近年打續米下直ニ付、何レも勝手難儀仕候由、度々儉約之義被仰出候得共、諸人花美ニ成來、其心不相止候。來春ハ急度儉約之義可被仰出候。先其内後致勤辨、何分ニも勝手取續候様ニ可仕候。一兩年格別米下直ニ付、小身之者共、差當り勝手別及困窮候段相聞候、依之當暮爲取續御奉公相勤候五百石已下末々之者、地方取御切米取共ニ、拜借金被仰付候、員數并上納之年數之義、令張紙候間、可被得其意候。

成十二月

別紙

今日拜借金被仰付候面々并頭々爲御禮老中若年寄不殘可被相廻候。

但、御番衆其外支配々々其頭支配へ爲御禮罷越候様可仕候。

右之趣頭支配より以書付可被申聞候。

拜借金員數之覺

- 一、五百石 金三拾兩
- 一、四百石分 同廿五兩
- 一、四百九十石迄 同廿兩
- 一、三百九十石迄 同拾五兩
- 一、二百九十石迄 同拾兩
- 一、百九十石迄 同七兩
- 一、百石より 同六兩
- 一、七拾俵より 同五兩
- 一、四拾俵より 同三兩
- 一、六十九俵まで 同三兩
- 一、三十九俵より 同貳兩
- 一、二十九俵まで 同貳兩

一、二十俵已下

同壹兩

右之御足高持高共五百石分已下之輩御番衆小役人遠國小役人等之外御徒與力同心坊主御小人御中間黒鍬之者惣御譜代ニ無之輕者迄御奉公勤候分之拜借金被仰付來亥年より十ヶ年ニ返納可仕候事。

一、當時拜借金有之者之其上納相濟候已後此度之拜借金十ヶ年ニ可返納候事。

一、御足高ニ之拜借候者之御役御免被成候之隱居家督被仰付候ハ、御足高之分之上納ニ不及候間本高をもつて可致上納候事。

一、御役料之、高之外ニ候間相除候事。

一、御扶持方計取候者之拾人扶持を五十俵之つもりたるへき事。

但、御切米ニ付候御扶持方高之外ニ候間相除候事。

右之通可被心得候已上。

享保十五年十二月

十七日○享保十五

一、御目付本多彌左○彌八郎諸向へ被爲見候急度被仰渡候譯ニ無之寄々物

幕府時代ノ救濟

語被申聞候趣

此度拜借金被仰付候ハ、借金并諸拂等當暮可相濟候と存候ものは各別兼る斷を可申と存候方也拜借金をもつて相濟候様ことの義よてハ無之、畢竟何卒取續候様ことの御事ニ候拜借被仰付候へ也其趣を存借金諸拂等の方也取廣ケ不申候様ニ可被致候此旨可被相心得候。

十二月

享保撰要類集ニハ、上記近年打續米價下直云々ノ令案ニ、右御書付之趣享保十五戌年十二月十五日於芙蓉之間御老中御列座若年寄衆侍座左近將監殿諸人ハ被仰渡候一役ハ壹人宛出承之但御書付者大目付有馬出羽守純ハ借り寫之下附記シテ張紙寫ヲ掲ゲ更ニ右御書付享保十五戌年十二月十六日寛播摩守正より來ルト附記シ且記シテ左ノ如ク有リ。

今度五百石以下末々迄拜借被仰付候儀ニ付與津能登守忠被申聞候趣左ニ記之

一、當暮諸借金可相濟筈ニ議定心得有之分ハ格別ニ候拜借金被仰付候とて諸借金買懸之方ハ相濟候儀ニある無之此筋取廣不申當暮取續之爲メ拜借

金被仰付候儀ニ候間其心得可致旨寄々物語仕候様左近將監殿被仰候旨成十二月十七日於殿中能登守申聞候事。

〔參考〕

享保十五戌年四月十五日

御勝手向不調付有、近年上米被仰付之御用も被辨御機嫌ニ被思召候。右上米之義、今年ニも御用捨被遊度ハ思召候得共、未御勝手向難相調候旨、役人共申候間、從來年上ケ米被遊御用捨候。依之來年ハ參勤交替之儀可爲前々之通候。來年參府之面々也、當秋參府之時節可被相伺候。其節可相達候。右之趣可申聞置之旨被仰出之候。

但、半年代之面々も、從來年可爲如前々候。以上。 四月

覺

一、當三月被下御暇候面々、當秋九月中參勤之時節可被相伺候。

一、當三月參勤之面々、當九月可被下御暇候間、參勤時節之事ハ、來年九月中可被相伺候。

一、當九月參勤之輩也、來年四月六日可被下御暇候。

一、來春參勤之輩を當九月中參勤可被相窺候以上。

四月

大成令

四月十五日○享保十五年江戸御殿中惣出仕被仰出候は當年は入紛候間來春より諸大名上げ米の事御赦免被遊候。交代之義も先年の通に可致之由御事。此次に仰渡書付在之。

月堂見聞集

大統うけつがせ給ひしころは元祿寶永の間奢侈至極し天災打つゝき大喪あばくかさありし上に御受職の大禮をそむめ外國の聘事其外限りあき費用ありしのちなれば府庫虚しきが上に天英院殿月光院殿をはじめ別館におはします方々多く吹上及び濱のみたちあど引わかれ住せ給へば其方々の厨料もまゝ少からずよりて商工等に賜ふへき價までもとこほりしに連年水旱しきりに至りしかば國財ほとんどつきなむとすされど彼中冓におはする先代の方々にはゆたかにをくりあたへられてさらに省減を加へ給はず享保六年にいたり賦税定めのをく收らず城壘半は破れ堤防多く崩れて萬民飢にせまりしかばかれを修め是を救ひ給ふにも多くの財を費せり。はた府庫の金銀を點檢せらるゝに台徳院殿の

御時につくられし寶貨金四十四貫七百目銀四十六貫目をもてつくりし法馬にして、儒臣林道春信勝が行軍守城用勿作尋常費と銘せしものありも前代に用ひ盡して見えず。よりて京大坂城中のたくはへをもたづねらるゝに悉く空虚なりと聞えしかばこれより彌御みづから節儉をむねとせられあまねく省減の令を施し給へども同じ七年に至り御家人に賜はるへき俸祿さへたらず盛慮をあやましたまへる御ありさまは御側に侍る人々もむねいたく思ひ奉るほどの御事なりしとわや。されば別義をもつて萬石より上の人々參觀の期をゆるめ給はりそれにかへて各税米の百分の一を收公せられそれをもて御家人の困窮を救はせらるべしと仰出らる。是より先尾張水戸の兩卿を召て此事はからはせ給ひしに尾張中納言繼友卿の御こたへには當家いまだかゝる先例あしといへ共既に諸老臣會議して定られし上はさらに別意もさふらはずたゞ御心のまゝなるべしと聞えあげらる。水戸參議宗堯卿はたゞ今おもひあたりたる事もさふらはねどもこれは國勢の強弱にもあつかふる事にて容易ならねば退きて猶よく思案し御答を申上むとしてしぞき給ひ次の日に至り昨日のことおほよく思惟し侍るに今時の急をすくはせ給はんにはさもあくては

かなひがたかるべし、いかにも仰のごとく命を下さるべしと言上ありしかば、公にも宰相いまだ少年たりといへども、おく深き所ありと御感有しとなん。さて其事仰下さるべしとありしに、宿老等重ねて萬石より上の邑税十分か一を收公せらるへしと聞え奉りしかど、公にはとにもかくにも御家人の急を救はれ、諸國堤防の修理だにと、のひなば事足ぬべし、さのみ多く召るゝに及ばずとて、いよく百分が一とさだめられしとかや。さて宿老少老をはじめ、在職の人々は、その限にあるまじと仰下されしかど、宿老等中には、ただ今官府虚しき時にあたり、臣等いかでか力をつくさるべき、また外様の人々の思ふ所も侍れば、臣等こそ人より先に邑税を納め奉らめとこひ申ければ、ことほりなりと聞召され、さらば宿老はじめ在職の輩は、外班百分一の内其三つが一つを奉るべしと仰下されぬ。かくて其年の冬に至り、先代より久しく滞りし諸工商の債三分が二を賜はる。惣計十六万兩なりとぞ。同じ十五年に至り、府庫もや、充たりければ、万石より上の人々に、收公の税租をゆるさるべしと思召けれど、宿老等申旨あるにより、さらば明年よりゆるし給ふべし、參觀の期も舊期のごとくなる

べしと仰出されけり。この時大かた國用もと、のひし折から、諸國また連年豊熟しければ、米價頓にいやく、御家人の廩米賜はるもの、ふたゝび困窮すと聞召れ、これ又すぐはせ給ふべしとて、五百石より下の者に金銀若干恩貸せらる。かく賑救のこと日夜盛慮を煩し給ひ、萬機をいとなみ給ひし功績いちじるしく、追年國用と、のひ、後には諸國城々の府庫迄も充満し、かの寶貨をもかたのことく造らしめて、みくらに納められ、又諸侯の百分が一を上納せし輩も、參觀半年づつゆるされしかば、をのれの國財もと、のひて、よろこぶ事かぎりなかりしとなり。

——有徳院殿御實紀附録

〔附記〕 官祿役料改定

享保十六年辛亥三月、官職ノ祿額及ヒ俸米等ヲ改定ス。

拜謁以上官吏ノ官祿額及ヒ役料差等書ニ曰ク、高家ハ官祿額千五百石

ト爲シ、其肝煎ハ別ニ役料八百石ヲ支給ス、側衆留守居・大番頭ハ官祿額各

五千石、書院番頭・小姓組番頭ハ各四千石ト爲シ、兩卿吉宗第二子中將田安宗武及ヒ第四子小五郎後

ト稱ス。ノ家老ハ、家祿ニ關セズ役料各二千石ヲ支給ス、但ダ其額内一千

幕府時代ノ救濟

附記
官祿役料
改定